

# 令和7年度指定管理者サービスチェック

6月30日（月）大野城まどかぴあ

**◆施設カルテ・・・・・・・・・・・・・・・・P1**

**◆質疑通告書・・・・・・・・・・・・・・・・P2-7**

**◆施設別シート・・・・・・・・・・・・・・・・P8-137**

◇評価シート・・・・・・・・・・・・・・・・P8-11

◇アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・P12-19

◇事業報告書・・・・・・・・・・・・・・・・P20-47

◇決算書・・・・・・・・・・・・・・・・P48-59

◇労働条件審査チェックシート・・・・・・・・P60

◇関係例規・・・・・・・・・・・・・・・・P61-113

◇基本協定書・年度協定書・・・・・・・・P114-137

# 施設カルテ

施設名称		所在地	
大野城まどかぴあ		大野城市曙町二丁目3番1号	
開館時間	休館日	建設年月日	構造
午前9時～午後10時	毎月第1・3水曜日 12月28日～1月4日	平成7年	SRC造(一部RC造)
床面積	敷地面積	附属施設	施設所管課
12,864.732㎡	13,737.55㎡	立体駐車場等	コミュニティ文化課
設置目的	市民及び地域住民の文化の振興、学習活動の支援促進、男女の自立と共同参画の都市づくりの推進等、生涯学習とコミュニティ意識の高揚に資するため		
根拠法令等	大野城まどかぴあ設置条例、大野城まどかぴあ設置条例施行規則、大野城まどかぴあ管理運営要綱、大野城まどかぴあ立体駐車場管理規則		
指定管理者		指定管理者の所在地	
公益財団法人 大野城まどかぴあ		大野城市曙町二丁目3番1号	
施設種類	市民文化系施設	指定期間	R3 年度～ R7 年度
		選定方法	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募
管理者種類	<input type="checkbox"/> 市内の企業 <input type="checkbox"/> 市外の企業 <input type="checkbox"/> NPO、ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 自治会等コミュニティ組織 <input checked="" type="checkbox"/> 財団法人・社団法人・社会福祉法人、医療法人、学校法人等 <input type="checkbox"/> 公的団体(区など)		

施設写真① (外観)	施設写真② (ロビー)
	
施設写真③ (大ホール)	施設写真④ (ギャラリー)
	

## 指定管理者サービスチェック質疑通告書（令和7年度）

診断依頼された指定管理者サービスチェックについて、次のとおり質疑通告を行います。

No	施設名称	所管課
1	大野城まどかびあ	コミュニティ文化課 人権男女共同参画課

### 1 前回講評への対応状況について

【前回講評・現在の指定管理者サービスについて（一部抜粋）】

#### (ア) 全体的事項

- ・本施設の利用者数を見ると、前回チェック時（平成27年度）の520,452人と比べ、令和元年度の総利用者数は500,734人と約2万人減少しています。令和元年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館の影響もありますが、平成30年度までの状況を見ても、平成27年度をピークに総利用者数は毎年減少しています。
- ・大野城市を含む福岡都市圏の人口増加に加え、本施設の立地環境の良さや市による計画的な修繕実施等の状況を踏まえると、利用者数増加の余地はあると考えられます。新型コロナウイルスに対し、政府が推進する「新しい生活様式」を踏まえ、新たな需要への対応や営業力の強化が求められます。そのためには、各事業の実施手法の再検討やそれに必要な体制・設備の整備、市広報等を活用した事業所への営業活動の促進など新たな需要となる層へのアプローチ手法の再検討、セキュリティの確保など、全国的に見て同様の施設にない取組に率先して果敢に取り組むことが求められます。
- ・上記【前回講評・現在の指定管理者サービスについて（一部抜粋）】に対する取組状況及びその結果を教えてください。

#### (回答)

まどかびあでは、「新しい生活様式」への対応や更なる利用者への利便性の向上を図るため、これまでの来館による予約等の手続きに加えて、非来館で手続きが可能となるWebシステムを導入しました。

文化芸術振興事業においては、令和2年度にチケットの購入から支払いまでをWeb上で完結できるシステムを導入し、遠方にお住まいの利用者にとっても利便性が向上しました。併せて、簡単な手続きで入会できる無料のWeb会員制度を導入したことで、マイページから座席の選択や優先予約が可能となり、会員数も増加しています。Webシステムを通じて利用者の傾向やニーズを把握できるようになり、得られたデータを事業企画に反映させることで、令和6年度は平成30年度を上回る収支率を達成しました。

令和7年度から新たに開始する「協賛サポーター事業」では、大野城市商工会の協力を得て、企業など15社から47口の協賛金が集まり、収益を目的としない教育普及型の事業（小学校や福祉施設へのアウトリーチ活動、ホールでの鑑賞体験、無料のティータイムコンサート）の運営費として活用します。

	平成30年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度
WEB会員数	-	253人	1,027人	2,423人
鑑賞提供型事業収支率	63.95%	30.93%	49.75%	65.99%

文化学習講座においても、令和3年度から受講生用Webサイトを作成し、講座内容や日程の確認、申込が可能となり、利用者の利便性は大きく向上しました。これにより、受講率が上昇し、収益の確保にも貢献しています。同時に、職員の業務負担も軽減し、講座の企画や改善に注力できるようになりました。こうしたサイクルが、より多様なニーズに応える講座づくりへとつながり、年間受講生数は平成30年度の39,651人から令和6年度は40,540人へと増加しました。

男女平等推進センターでは、メールによる相談予約の受付体制を整備したことで、時間や場所にとらわれず予約が可能となり、就労世代にとっても利便性が向上しました。また、子育て世代への新たなアプローチとして、キッズルームの環境整備に取り組み、より使いやすい空間を目指した結果、平成30年度に5,224人だった利用者が令和6年度は6,718人へ増加しました。これに伴い、子育て世代を対象とした講座の申込数も増加するなど、ニーズに即した取組みが成果につながっています。

図書館では、大野城市をはじめとする近隣4市町が共同運営する電子図書館の運用を令和5年度より開始し、利用者の拡充を図っています。シニア世代にも利用しやすい書架や特集コーナーを設けたほか、乳児向けのリーフレットも作成するなど、幅広い世代に読書の魅力を届けています。また、各事業のチラシには二次元コードを掲載し、スマートフォンから簡単に申込みができるようになったことで参加が促進され、申込み後の事務処理も効率的に行えるようになり、図書館の年間利用者数は平成30年度の232,875人から258,110人へと増加しています。

施設管理においては、館内ネットワークの整備が進み、職員間でポータルサイトを活用した情報共有が可能となりました。加えて、令和4年度からは貸館利用者向けの館内Wi-Fiの整備と、市や近隣文化施設の情報などをワンストップで提供する「情報の森」の新たな設置により、市民および利用者の利便性が一層向上しています。他にも、施設装飾ボランティア「飾り隊」を中心とした季節毎の館内装飾や会議室等の備品の修繕・更新などの環境整備を適宜行い、貸館における利用料収入は平成30年度の35,254,841円から令和6年度は39,936,966円へと大きく増加しています。

さらに、市のシビックゾーン基本構想に基づき、大野城心のふるさと館や社会福祉協議会、にぎわいづくり協議会などの連携を図り、市民のつどいの場として重要な役割を果たしています。

こうした一連の取り組みの成果として、令和6年度の総利用者数は524,826人を記録しました。

#### (イ) 各事業に関する事項

##### ① 文化芸術振興事業

- ・文化芸術振興事業のうち、鑑賞型事業については、本施設の規模からそもそも収益を確保することは難しく、また、今後、ソーシャルディスタンスの確保の観点からさらに収支が悪化することが想定されます。これまで以上に、公益性の観点から真に必要な事業を厳選するとともに、貸館事業等による事業財源の確保が求められます。さらには、オンライン配信等の手法を用いた事業の実施なども検討し、知名度のある公演誘致や収益の確保に対し施設規模が小さいことなど不利な条件の克服に向けた取組も検討することが求められます。
- ・また、費用対効果の向上の観点から、近隣の文化施設との連携、効果的な事業PRの実施、各事業の企画から評価、改善に至るPDCAサイクルの実施等について、これまで以上に取り組むことが求められます。
- ・上記【前回講評・現在の指定管理者サービスについて（一部抜粋）】に対する取組状況及びその結果を教えてください。

## (回答)

鑑賞提供型事業においては、市の文化拠点施設として、多世代に向けて様々なジャンルの事業を行いました。コロナ禍では実施が難しかった大掛かりな演劇公演や、館単独では招聘が難しい歌舞伎公演、著名な声優による音楽朗読劇などについても、文化庁の助成金の申請や他館とネットワークを組むことで財源を確保し、手頃な料金で上質な舞台芸術を提供することができました。

また、テクノロジーと芸術の融合を特徴とするメディアアートの事業を行い、従来の一方的な芸術鑑賞とは異なる新しい体験の機会としました。この分野については、今後も需要が高まるものと考えられますので、ハード面では補えない部分をソフト面の工夫で、ニーズに応じていきます。

費用対効果については、Web の活用に取り組み、参加型事業への申し込みや市民サポーターとの連絡などの利便性が向上し、運営面でのコスト削減にも努めることができました。

事業のPDCAサイクルの強化については、全課横断による事業企画会議や、外部委員を登用した事業外部評価委員会による客観的な評価を踏まえ、各事業における実施後のアンケート結果、来場者数、参加者の年齢層などのデータを分析し、次年度以降の事業計画に的確に反映しています。

今後もあらゆる人に寄り添った幅広い事業展開により、芸術文化の魅力を発信していきます。

## ② 生涯学習推進事業

- 文化芸術振興事業と同様に、オンライン配信等の手法を用いた講座の実施なども検討することで、参加者の増加やこれまで参加できなかった層の参加なども期待できると考えます。
- 上記【前回講評・現在の指定管理者サービスについて（一部抜粋）】に対する取組状況及びその結果を教えてください。

## (回答)

生涯学習講座は、受講生が実際に手を動かし、五感を使いながら、講師の技術に直接触れることで学びを深めることを重視しています。そのため、知識の習得や意見交換を主目的とするオンライン形式とは異なり、対面での実施が講座の価値を最大限に引き出す手段であると認識しています。

また、地域に根差した施設として市民と文化をつなぐ重要な役割を担うため、地域で活躍する方々を講師として招き、参加者同士が講座を通じて交流を深め、さらに地域活動へと発展していくことの意義を大切にしており、対面講座におけるリアルなつながりの重要性を強く感じています。

そこで、受講生の利便性向上と新規層の獲得に向けた取組みとして、募集パンフレットの刷新およびWebサービスの導入を進めました。具体的には、講座申込のWeb受付を開始したほか、受講生専用サイトを新たに構築し、講座内容の確認や欠席連絡などを、時間や場所にとらわれずに行える環境を整えました。

さらに、新たにInstagramアカウントを開設することで、これまで情報が届きにくかった層へのアプローチも可能となり、新たな受講者層の獲得へとつながっています。加えて、夏休みに開催する「まなび体験フェア」や、講師作品を披露する「講師作品ギャラリー」などの新たなイベントも立ち上げ、子どもから大人までが気軽に生涯学習に触れられる機会の創出に取り組んでいます。

こうした一連の取り組みにより、新型コロナウイルス感染症の影響で急減していた受講生数は、令和5年度より増加傾向に転じており、新規受講率・受講生数・受講料収入いずれも回復傾向にあります。

項目	平成30年	令和2年	令和5年	令和6年
新規受講率	29.8%	32.7%	34.2%	36.8%
受講者数	39,651人	19,891人	36,056人	40,540人
受講料収入	40,530,800円	20,607,900円	29,645,600円	32,502,400円

## ④ 男女共同参画推進事業

- 前回（平成27年度）のチェック結果を受け、一部事業の見直しを行うとともに、市所管課とさらなる事業のスリム化に向けた協議を進められています。働き方改革の推進や女性活躍推進など時代の潮流も踏まえ、引き続き、事業の見直しに取り組むことが必要です。
- 男女平等推進センター登録団体の活動は、活発に行われているようですが、活動に参加する人の拡大に向け、センター及びその活動の広報をさらに充実させることが求められます。
- 上記【前回講評・現在の指定管理者サービスについて（一部抜粋）】に対する取組状況及びその結果を教えてください。

## (回答)

### 【改善事項1】働き方改革等を踏まえたスリム化に向けた事業の見直し

毎月第2・4土曜日に実施していた総合相談は、相談件数調査および利用者アンケートを行い令和3年10月で土曜相談は終了し、同時にホームページからの24時間相談予約受付を開始しました。インターネットでの相談予約は、夜間や早朝に入力されるものも多く年々増加しています。

「女性のための生涯を通じた健康支援事業」の健康維持のための運動に関する内容は、生涯学習センターや公益財団法人大野城市スポーツ協会で、類似事業が実施されていることを確認し、令和4年度に廃止しました。また、「あなたとわたしのための元気塾」についても、同様の内容が大野城市男女共生講座でカバーできるため、令和3年度に廃止しました。

アウトリーチとして年間複数回、地域の要望に応じて行っていた「おでかけ教室」は、防災に関するものが多かったことから、令和6年より防災に特化し「アスカラ防災講座」として地域コミュニティセンターで実施しています。

女性の経済的自立を支援する「再就職チャレンジ講座」「スキルアップのための資格取得講座」「女性のための起業支援セミナー」の3講座のうち、令和6年度から「再就職チャレンジ講座」と「女性のための起業支援セミナー」を「女性の自立支援事業」として統合しました。

以上の事業の見直しを行った結果、事業の企画、運営にかかる課内会議の時間が今まで以上に確保でき、事業内容の改善に注力できるようになりました。また、令和2年度と比べ令和6年度は職員の時間外勤務も半分以下になり、ワークライフバランスの充実につながっています。

### 【改善事項2】登録団体の人員拡大に向けたセンター、団体の広報活動の充実

センターの取り組みとしては、令和4年から一部事業を登録団体に委託し団体の活躍の場を広げるとともにエンパワーメントの強化を図りました。また、センター内に団体、個人ボランティア相談窓口を設置するとともに、大野城市社会福祉協議会等と連携し登録団体の紹介、募集窓口の拡大を図っています。

団体の取り組みとしては、活動紹介の大型壁新聞「ほっぷ」をすべての団体が作成し、1階ギャラリーモール、3階交流ひろばの掲示板に月ごとに掲示しています。また、アスカラ共生フォーラムやわくわく広場など多くのセンター事業に積極的に参加し、活動紹介を兼ねたバザーやイベ

ントを実施することで、団体の周知を広げることができました。  
その結果、啓発事業に関する参加数は前年比 39%増となりました。

## 2 事業報告書について

- 「4. 施設の利用状況」について、平成 30 年度以降の利用者人数及び利用者内訳の推移を教えてください。

### (回答)

令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症となり、まどかぴあも通常運営が可能となったことから、令和 5 年度以降は利用者数が順調に回復・増加しています。

年度別利用者数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
文化芸術振興事業	66,555	59,273	29,962	27,977	43,181	54,011	63,254
男女平等推進参画事業	18,945	22,808	8,151	12,129	15,722	18,282	22,052
図書館事業	242,674	223,630	203,199	203,584	251,226	264,031	267,794
管理課事業	191,223	185,993	73,567	109,145	128,541	178,260	171,726
合計	519,397	491,704	314,879	352,835	438,670	514,584	524,826

- 「5. 収支状況」について、令和 3 年度から令和 6 年度までの期別の当期純利益を教えてください。

### (回答)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当期純利益	-1,221,497	2,308,810	-216,091	3,503,386

- 「指定管理業務進捗管理」の「2. 成果の状況」について、以下を教えてください。

○活動指標①「芸術文化事業の開催件数（生涯学習講座を除く）」の目標値 45 件の設定根拠

### (回答)

指定管理業務として市が求める芸術文化事業の開催件数について設定しております。芸術文化事業を「鑑賞提供型事業」、「参加型事業」、「教育普及型事業」に分け各事業を実施することとしており、これまでの実績および 5 年間の指定管理期間における継続した事業実施のため 45 件の開催件数を設定しております。

○活動指標②「図書館年間貸出冊数」の目標値 1,000,000 冊の設定根拠

### (回答)

コロナ禍において貸出冊数が減少したものの、令和 4 年度以降はほぼコロナ禍前の水準に戻っていること、また、令和 7 年度からの新規事業として、図書館システムの更新に伴うセルフ貸出機の導入やまどかぴあ図書館の予約本の受取場所の拡充（各コミュニティセンターおよび小中学校、まどかぴあ図書館の返却場所の追加（白木原駅・大野城駅）等、本の貸出・返却に関する環境整備を進めることとしており、実施に伴い、利用者増が見込まれることから、「図書館年間貸出冊数」の目標値を 1,000,000 冊に設定しています。

○成果指標②「まどかぴあ利用者数」の目標値 520,000 人の設定根拠

### (回答)

コロナ禍において、利用者数が減少したものの、令和 5 年度以降は、ほぼコロナ禍前の水準に戻っていること、また、本指標は、市の実施計画における目標値に合わせて設定しているものであり、コロナ禍前の平成 30 年度の利用者数が 519,397 人であったことから 520,000 人を設定しています。

- 「アンケート集計結果」に基づき、以下を教えてください。

○回答者の男女別の割合が男性 18.1%、女性 77.4%です。これを踏まえると、利用者は圧倒的に女性が多いことが推測されます。実際の利用者の概ねの男女構成比（文化芸術振興事業（生涯学習含む）、男女共同参画推進事業、図書館事業、管理課事業の別）と、もし偏りが有った場合に、指定管理者としての所見があれば教えてください。

○回答者の年代の割合が、40 歳代未満 16.1%、50 歳代 17.1%、60 歳代 26.3%、70 歳代 36.4%で、50 歳代以上に大きく偏っています。利用者の概ねの年代別の構成比（文化芸術振興事業（生涯学習含む）、男女共同参画推進事業、図書館事業、管理課事業の別）と、もし偏りが有った場合に、指定管理者としての所見があれば教えてください。

○関連して、文化芸術振興事業（生涯学習含む）、男女共同参画推進事業、図書館事業、管理課事業の別で、利用者の市民と市外住民の割合を教えてください。

### (回答)

#### ○男女比

「性別」の項目につきましては、現在アンケート項目から除外しておりデータがありません。その背景としましては、文化的興味や行動、思考に関する傾向は個人の趣向や関心に基づくものであり、性別によって分類・分析すべきではないとの認識に加え、多様な性認識への配慮の必要性から、令和 2 年 11 月に市の人権男女共同参画課と協議のうえ、事業アンケートにおける性別項目を廃止しました。また、貸館運営に関しましては、個人および団体による多様な利用形態があるため、アンケートの一律配布・回収が困難であり、日常的な調査は実施しておりません。よって、男女比が分かるものについて回答します。

令和 6 年度男女内訳	男性	女性	不明
生涯学習センター定期講座受講生	16%	84%	0%
図書館利用者	35%	62%	3%

女性の利用比率が高い要因としては、平日に図書館を利用し、講座に参加する方に女性が多いことが挙げられます。これは、社会的背景として、女性がパートタイムや非正規雇用を選択する割合が相対的に高く、平日に時間の余裕がある傾向にあることが影響していると考えます。

まどかぴあでは、土日開催の事業を積極的に企画・実施しておりますが、週の大半が平日であることや、利用者負担金等による補填事業を多く実施している状況を踏まえると、収益確保の観点から平日にも一定数の講座を開催する必要があります。その結果、フルタイムで勤務していることのある男性にとっては参加が難しく、利用者全体に占める男性の割合が相対的に低く推移している要因の一つと捉えています。

加えて、幼少期の教育や社会的なジェンダー意識の影響も大きいと認識しており、例えば文化庁「文化部活動等の実態調査（令和2年3月）」によれば、中学校において男子生徒の運動部と文化部の所属比率は7対3程度となっており、性別による活動の偏りが早期に形成され、これが大人になってからの文化芸術活動への関心や接触機会、参加行動にも影響している可能性があります。

このような要因を踏まえつつ、公平性・平等性の観点から誰もが文化事業にアクセスできる環境を整備できるよう、幼少期からの文化的活動への参加や男性層にリーチしやすい媒体の活用、事業タイトル、キャッチコピーなどを工夫し心理的なハードルを低減することで、男性の参加率の向上を目指します。

### 〇年代

令和6年度年代内訳	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答
文化芸術振興事業	33%	4%	7%	11%	17%	26%	2%
	44%			54%			2%
男女共同参画推進事業	6%	8%	17%	22%	24%	20%	3%
	31%			66%			3%
図書館貸出人数	11%	16%	23%	16%	16%	18%	0%
	50%			50%			0%

表のとおり、当館の参加者の年代は世代間でのばらつきはあるものの、40代以下と50代以上で概ねバランスが取れています。これは、公立文化施設としての持続的な運営を実現するためには、多様な市民ニーズに応えること、そして未来を担う若年層へのアプローチが不可欠であるとの認識のもと、各課が意識的に取り組んできた成果と捉えています。

なお、男女共同参画推進事業のうち、キッズルームの利用については保護者の年齢を把握していないため表中には反映されていないものの、主に40代以下が利用の中心となっており、男女共同参画推進事業においても40代以下の利用は、一定程度維持されていると捉えています。

### 〇市内市外

令和6年度居住割合	市内	市外
文化芸術振興事業	66%	34%
男女共同参画推進事業	78%	22%
図書館貸出人数	64%	36%

- 「16. 指定管理事業実施状況（報告期間年度分）」について、文化芸術振興課文化芸術振興担当の各事業の市民及び市外住民の割合（概数で可）を教えてください。

（回答）

事業名	市内割合	市外割合
音のわコンサート Vol.5 NAOTO ヴァイオリンコンサート	38%	62%
令和六年度（公社）全国公立文化施設協会主催 松竹特別歌舞伎	52%	48%
戯曲音劇「銀河鉄道の夜」	38%	62%
まどかぴあシネマランド	49%	51%
第14回大野城まどかぴあ 版画ビエンナーレ	53%	47%
版画ビエンナーレ関連企画 版画工房 In まどかぴあ	46%	54%
輝け！まどかぴあチャレンジステージ	57%	43%
プラスクリニック IN まどかぴあ（プレコンクール）	91%	9%
プラスクリニック IN まどかぴあ（パート別クリニック）	100%	0%
劇場って楽しい!!2024 in大野城まどかぴあ	12%	88%
地域連携事業 つながる“まどか”ダンスワークショップみんなで創るくみ割り人形の世界	86%	14%
<共催>令和6年度大野城まどかぴあ芸術助成事業 「木簡三重奏で聴く、ウィンターコンサート」	57%	43%
版画ビエンナーレ関連企画版画体験～木版リトグラフ	48%	52%
子ども向けワークショップまどかぴあ春の自由研究はじめての狂言体験	50%	50%
まどかぴあ支援三団体事業おおの大文字太鼓	58%	42%
まどかぴあ支援三団体事業大野城市民劇団迷子座	66%	34%
まどかぴあ支援三団体事業大野城市民吹奏楽団	43%	57%
ティータイムコンサート	61%	39%
アウトリーチ事業まどかぴあ“芸術の時間”	100%	0%
アウトリーチ事業お出かけコンサート	100%	0%
大野城まどかぴあ友の会 Presents 高畑淳子トークショー ～気負わず漕ぎ出す～	38%	62%
メディア芸術事業 「まどかのメディアアート pook Playgrounds～3つのインタラクティブ展示～」	67%	33%
西部航空音楽隊ファミリーコンサート	38%	62%
大野城まどかぴあ友の会	63%	37%
サポーターバンク ぐるぐる	51%	49%
全体平均	60%	40%

- 「16. 指定管理事業実施状況（報告期間年度分）」について、生涯学習センターの2事業は指定管理者としての事業でしょうか。また2事業は、参加者負担額が事業費計を大幅に上回っていますが、参加者負担額の基準・根拠等を教えてください。

（回答）

生涯学習事業は市の指定管理事業ですが、原則として利用者負担金等により運営すべき事業に分類されています。このため、近隣類似施設の受講料水準を考慮しつつ、より安価でありながらも事業の持続可能性を支える一定の収益を確保できる受講料を設定しております。具体的には「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に定める収支相償の考え方にに基づき、市からの交

付金、施設利用料等収入や入場料・受講料等収入と、事業運営に必要な全経費とのバランスを考慮し、決定しております。

このように確保した収益は、生涯学習講座に関わる経費だけでなく、文化芸術事業や男女平等推進事業等における啓発・教育普及事業など、全体の公益目的事業費にも補填することで、より幅広い文化振興に貢献しております。

生涯学習センター受講料表

定期講座受講料	1,100～2,100 円/回
短期講座受講料	800～1,200 円/回
体験フェア	無料～2,000 円

参考：近隣施設受講料

	ミリカローデン那珂川	春日市ふれあい文化センター	宗像ユリックス
受講料	1,100～2,420 円/回	1,170～1,830 円/回	1,100～2,950 円/回

- 「16. 指定管理事業実施状況（報告期間年度分）」について、男女共同参画推進事業の各事業の効果を検討するために、利用者の男性・女性及び年代別の比率（性別・年代別のクロス集計）を教えてください。

**(回答)**

先述のとおり、「性別」の項目については、現在アンケート項目から除外しており、統計的なデータは保有しておらず、クロス集計はありません。しかしながら、「アスカラ子育て応援講座」や「生涯現役応援セミナー」など、男性の参加率向上を意識した講座においては、目視にておおよそ2割程度の男性参加者が確認されており、男性の参加率は増加傾向にあります。

さらに、キッズルームの整備により市民への認知度が向上したこともあり、利用者における父子の割合も近年、明らかに増加しています。

なお、事業への参加者としては女性参加者が多いと認識されますが、これは、国の男女共同参画社会基本法の理念のもと、当初より女性の社会参画や待遇の改善などを目的として施策が進められてきた経緯があり、女性を主な対象とした支援事業が多く展開されているためです。

居住	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答
市内	6%	5%	14%	17%	17%	16%	3%
市外	0%	3%	3%	5%	7%	4%	0%
小計	31%			66%			3%

- 「16. 指定管理事業実施状況（報告期間年度分）」に掲載されている各事業のうち、指定管理業務について、所管課として事業の効果（成果ではない）や必要性・優先度などを検証したことはありますか。検証したことが有る場合は、検証結果を教えてください。

**(回答)**

各事業については、まどかぴあと市所管課による毎月の定例会にて、事業概要の報告及び簡易な

意見交換を行っています。

また、「大野城市芸術文化振興プラン」及び「大野城市民読書活動推進計画」内に位置づけられている個別事業については、その進捗状況や取組の実績について、年2回開催しております「芸術文化振興審議会」および「大野城市民読書活動推進委員会」にて各委員への報告及び意見聴取を行っています。また、各計画の中で「重点となる事業」として、優先的に実施する事業を選定するとともに、計画の中間見直し時や第6次大野城市総合計画進捗管理時に市民アンケートを実施し、計画全体としての効果検証を行っています。

男女平等推進センターが実施する事業については、男女共同参画基本計画に基づき実施しています。本計画の事業の進捗状況については、毎年、男女共同参画審議会に報告をし、意見をいただいています。審議会では、事業の進捗が計画通りかどうかを検証していますが、事業の効果や必要性、優先度についての検証はしていません。

現状、指定管理業務としてまどかぴあが実施している個々の事業は、事業終了後の自主検証（アンケート検証や属性等のデータ分析）や、まどかぴあが設置した外部評価組織である「事業外部評価委員会」にて事業評価を実施していますが、市所管課として、事業効果の視点から個々の事業への意見を述べる体制について、今後検討を行ってまいります。

### 3 令和6年度決算資料について

- 「資金ベースによる収支計算書」では、「④ 補助金等収入」として指定管理者交付金収入 406,992千円の他、補助金収入が 185,779千円計上されています。指定管理者交付金収入及び補助金収入と、文化芸術振興事業（生涯学習含む）、男女共同参画推進事業、図書館事業、管理課事業、一般管理費の支出の関係が決算資料では読み取れません。補助金交付対象事業とその金額を含めて、収入2種類と、支出4事業及び一般管理費（人件費とその他の別）のマトリックス表をご提示ください。さらに、補助金交付対象事業の具体的事業名と概要、利用者数・参加者数等を教えてください。

**(回答)**

「資金ベースによる収支計算書」には、「④補助金等収入」として指定管理者交付金収入は 219,798千円を計上しており、補助金収入は、185,779千円を計上しております。

指定管理者交付金については、市が指定する指定管理業務等に要する経費（人件費を除く）および（公財）大野城まどかぴあの運営に要する経費（人件費を除く）として交付を受けているものです。

補助金については、市が指定する指定管理業務に要する人件費および（公財）大野城まどかぴあの運営に要する人件費として交付を受けております。

指定管理者交付金収入及び補助金収入と各事業の関係については、別紙「指定管理交付金及び人件費補助金対象事業について」を参照ください。

なお、補助金交付対象事業の具体的事業名と概要、利用者数・参加者数等については、先述のとおり本補助金は、人件費として交付を受けているものであるため、対象事業は、事業報告書にて報告している事業すべてが対象となります。

別紙

指定管理交付金及び人件費補助金対象事業について

	業務区分	事業名	費目	歳入							歳入計		
				指定管理者交付金 (219,798,000円)	施設利用料等収入	指定管理業務・受益者 負担金	委託費	補助金(人件費)	助成金・負担金・雑収 入等	自主事業収入		その他 (他会計からの繰入金 収入・資産運用収入)	
				219,798,000	39,936,966	48,725,970	0	185,779,000	5,019,217	760,239		2,079,810	502,099,202
歳出	指定管理業務	施設維持管理	物件費	130,406,837	3,172,709	4,196,327	0	0	76,400	0	0	493,013,489	
			人件費	0	0	0	0	18,017,261	0	0	0		
		文化芸術振興事業 (生涯学習含む)	物件費	28,373,097	16,439,020	25,384,248	0	0	2,415,000	0	0		
			人件費	0	0	17,650,668	0	36,919,425	0	0	0		
		男女共同参画推進事業	物件費	5,740,016	8,288,943	730,084	0	0	0	0	0		
			人件費	0	0	0	0	27,998,837	0	0	0		
		図書館事業	物件費(書籍購入)	19,999,997	0	0	0	0	0	0	0		
			物件費(その他)	22,330,399	4,069,000	0	0	0	0	0	0		
			人件費	0	0	0	0	83,400,097	0	0	0		
		自主事業 (補助金対象、もしあれば)	補助対象自主事業A	物件費	0	0	0	0	0	0	0		
			人件費	0	0	0	0	0	0	0	0		
			補助対象自主事業B	物件費	0	0	0	0	0	0	0		
			人件費	0	0	0	0	0	0	0	0		
		自主事業	自主事業A (喫茶店事業)	物件費	0	0	0	0	0	1,230,100	0		
			人件費	0	0	0	0	0	0	195,060	0		
			自主事業B	物件費	0	0	0	0	0	0	0		
			人件費	0	0	0	0	0	0	0	0		
		財団一般管理費	管理部門等	物件費	12,947,654	1,407,730	0	0	0	110,070	0		2,071,130
			人件費	0	0	0	0	0	19,443,380	0	0		
	歳出計				219,798,000	33,377,402	47,961,327	0	185,779,000	3,831,570	195,060		2,071,130

【別添5】

施設の管理運営に関する評価シート

基本事項	No.	施設名称	部(局)名	課(室)名	
		大野城まどかぴあ	地域創造部	コミュニティ文化課	
	指定管理者名称		指定管理者の所在地		
	公益財団法人大野城まどかぴあ		福岡県大野城市曙町二丁目3番1号		
	総合計画における位置づけ	ライフステージ	児童・少年期／青年期／壮年期／高齢期		
		方針	子どもたちの生きる力を育む／心豊かで活力ある生活を支援する／生活を充実させるための環境をつくる／地域で活躍できる環境を整える		
		取組	文化・スポーツに触れる機会の創出／文化学習活動の推進／文化学習活動の推進／文化やスポーツを通じた生きがいがづくり		
施設種類	文教施設	指定期間	令和 3 年度 ~ 令和 7 年度	選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募	
管理者種類	<input type="checkbox"/> 市内の企業 <input type="checkbox"/> 市外の企業 <input type="checkbox"/> NPO、ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 自治会等コミュニティ組織 <input checked="" type="checkbox"/> 財団法人・社団法人・社会福祉法人、医療法人、学校法人等 <input type="checkbox"/> 公的団体(区など)				

利用状況	事業内容	・文化芸術振興事業(生涯学習含む ) 63,254人 ・男女共同参画推進事業 22,052人 ・図書館事業 267,794人 ・管理課事業 171,726人
	利用者数	合計 524,826人

収支状況	指定管理者の収入	総額 502,099 千円	(内訳) (指定管理者) 交付金 405,577 千円 利用料金収入 39,937 千円 自主事業収入 49,486 千円 その他収入 7,099 千円	
	指定管理者の支出	総額 497,515 千円	(内訳) 人件費 203,625 千円 事務費 52,906 千円 管理費 181,495 千円 その他支出 1,029 千円 自主事業費 52,695 千円 法人税住民税及び事業税 1,265 千円 積立費用 4,500 千円	
	当期純利益	4,584 千円	前期繰越損益 85,349 千円	当期未処理損益 89,933 千円

チェックシート結果 (自動表示)	150.0 点 / 200.0 点		→	総合評価 (自動表示)	A	達成率 S:80%以上 A:60%以上 B:40%以上 C:40%未満
	施設の維持管理	75.0 / 100.0				
利用者満足度 【最高点2点、最低点-2点】 (自動表示)	総合的評価 (満足度)	施設の評価 1.26 点		総合的評価 (必要度)	1.60 点	
改善点 (不適切な部分及び改善内容等を記述)	①市との密な連携と共通認識に基づく管理運営の実施 ②様々な団体などと連携・共働した取組の実施					
改善手順・期間	①市も参加している月例会や指定管理者から適宜なされている状況報告等にて、管理運営状況等の情報共有は行えているが、指定管理業務実施の基盤となる本市各種関連計画等についての職員個々の認識共有や本市実施事業との円滑な連携・協力の観点からも、日常的な更なる連携と共通認識に基づく管理運営の実施を求めるもの。 ②本市公共文化施設として、設置目的に資すると考えられる市内外の各種団体等との更なる連携・共働による事業等の検討・実施を求めるもの。					

## 施設の管理運営に関するチェック項目

評価対象	配点	評価の視点・項目	確認方法	評価	点数 (自動計算)	
施設の維持管理内容	協定遵守	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定に定めた業務が、適正な水準で確実に実施されているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	15.00 / 20.0
	法令等遵守	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令等の改正への対応や通知等の取り扱いが適切か</li> <li>法令等遵守に関するマニュアル等が整備されているか</li> <li>法令等遵守のための職員研修が計画的に実施されているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	個人情報の保護	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令等に基づき、個人情報の取り扱いが適切か</li> <li>個人情報保護に関するマニュアル等が整備されているか</li> <li>個人情報保護のための職員研修が計画的に実施されているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	公金処理	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>定められた料金を適正に収受しているか</li> <li>利用料金の還付や減免処理など適切に実施されているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	利用許可	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用許可又は不許可は適切に行われているか</li> <li>利用者から利用許可に関する苦情等がないか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	安全管理	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理のための行動計画やマニュアル等が整備されているか</li> <li>それらに沿った安全対策が適切に実施されているか</li> <li>防災訓練等が計画的に実施されているか</li> <li>業務従事者に対する、安全教育が適切に実施されているか</li> <li>職員不在時の警備体制や鍵の管理が適切か</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	11.25 / 15.0
	衛生管理	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理に向けた行動計画やマニュアル等が整備されているか</li> <li>それらに沿った衛生管理が適切に実施されているか</li> <li>衛生管理の責任者が明確で、衛生管理に必要な人員、有資格者などが適正に配置されているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	11.25 / 15.0
	美化清掃	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>整理整頓・清掃がなされ、美観を損なっていないか</li> <li>施設、設備、備品等の保守点検業務は適切に実施されているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	環境配慮	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害防止、省エネへの取組が積極的に実施されているか</li> <li>廃棄物処理が適正に実施されているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
施設サービス内容	利用者範囲	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的と比較して、利用者の範囲は適切か</li> <li>広範で適切な広報活動を実施しているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	サービス内容	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数を増加させるための努力が実施されているか</li> <li>行政が直営する場合と比べて、サービス内容の拡大などサービスの質を高める工夫があるか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	11.25 / 15.0
	職員育成	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の研修体制が整備されているか</li> <li>職員は、業務に即した資格や専門知識を有しているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0

施設サービス内容	ニーズの把握・活用	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の意見や要望が、アンケート等で把握されているか</li> <li>・ アンケートや住民等の苦情を、業務改善に役立てているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	地域協働	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の社会活動へ参加しているか</li> <li>・ 地域に貢献する事業を実施しているか</li> <li>・ 地元からの雇用、物資調達等を積極的に実施しているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
実施体制等	実施体制	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括責任者が明確で、責任の所在が明らかであるか</li> <li>・ 業務遂行上に必要な職員数が配置されているか</li> <li>・ 経理などの各種帳簿が作成され、適切に保管されているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	市との連絡	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年次(期別・月次)報告等の報告が、市に適切に提出されているか</li> <li>・ 代表者の変更など重要事項の変更の届出が実施されているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	緊急時対応	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の連絡体制、初動体制が整備されているか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	再委託	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか</li> <li>・ 再委託する場合に適切な届出が実施されているか</li> <li>・ 再委託先から業務報告を受けるなど、再委託先の管理は適切か</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	経営状況	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近の財務諸表等が提出され、財務状況に不安はないか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	収支妥当性	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収支積算が妥当で、業務改善や経費削減の工夫があるか</li> </ul> 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
合計		200 点満点(「該当なし」がない場合) ※小数点第二位四捨五入				150.0 / 200.0
所見	全項目について、求められる水準を満たした管理運営が行われている。					

#### 次頁チェック項目の評価(S・A・B・C)の意味

- S 業務目的や仕様、利用者評価等をもとに、期待水準より効率的・効果的に実施されており、高く評価できる。
- A 業務目的や仕様、利用者評価等をもとに、期待水準どおりに実施されている。
- B 概ね適切に実施されている。一部に不適切な部分を確認されたが、現在改善中あるいは既に改善済である。
- C 不適切な部分を確認されたため改善を指示したが、未対応あるいは改善の見込がない。

# 指定管理業務進捗管理

## 1. 業務概要

指定管理業務	(1) 大野城まどかぴあ設置条例第4条に規定する事業の実施に関する業務 (2) 大野城まどかぴあの使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務 (3) 大野城まどかぴあの利用料金の徴収、利用料金の還付等に関する業務 (4) 大野城まどかぴあ及び附属設備等の維持及び補修に関する業務 (5) その他大野城まどかぴあ及管理及び運営に関して市が必要と認める業務
目的	市民及び地域住民の文化の振興、学習活動の支援促進、男女の自立と共同参画の都市づくりの推進等、生涯学習とコミュニティ意識の高揚に資するため
対象	市民及び地域住民
手段	各種事業の実施に関する業務 大野城まどかぴあの使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務 大野城まどかぴあの利用料金の徴収、利用料金の還付等に関する業務 大野城まどかぴあ及び附属設備等の維持及び補修に関する業務
期待される成果	生涯学習・地域活動の活性化 コミュニティ意識の高揚 施設の適正な維持管理

## 2. 成果の状況(アウトプット、アウトカム)

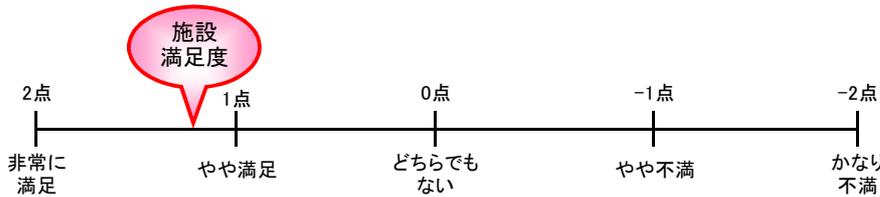
	指標名	単位	目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
活動指標①	芸術文化事業の開催件数(生涯学習講座を除く)	件	45	45	45	45	45	45
				49	38	38	42	
活動指標②	図書館年間貸出冊数	冊	1,000,000	798,500	799,000	799,500	960,000	1,000,000
				783,794	947,755	959,839	942,920	
成果指標①	まどかぴあ施設利用者満足度	%	90	87	88	89	90	90
				84	79	87	84	
成果指標②	まどかぴあ利用者数	人	520,000	485,000	440,000	440,000	520,000	520,000
				352,835	438,637	514,584	524,826	
上記指標に表れない成果等	定量的な指標に加えて、各事業実施の過程で起こる「他者との関係性の変化」や「価値観の変化」、「自己肯定感や安心感」等、様々な要素を重視し、その結果生じる「つながり・ふれあい・新しい価値の創造」が、共働のまちづくりに繋がり、併せて「社会的課題」への貢献も期待できる。							

## 3. 担当課所見

担当課評価	長年にわたり指定管理者として安定的な施設運営を行っており、市の総合計画や、芸術文化振興プランや読書活動推進計画等、各種関連計画も踏まえた事業実施及び業務遂行が、概ね成されている。一方で、条例に規定する施設目的を踏まえ、多様化する市民ニーズに応えるための施設運営を行っていくには、職員個々のスキル・モチベーションアップにつながる人材が、今後更に重要となると考える。
-------	---

■総合的評価(満足度)

①【施設の評価】満足度総合評価: 1.26 点

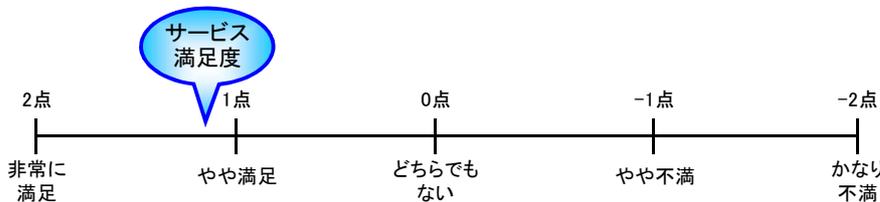


	アンケート結果より						
	①	②	③	④	⑤	合計(a)	
①情報の入手しやすさ	非常に満足(2点)	430	569	545	419	466	2429 ( 43% )
②施設のアクセスの利便性	やや満足(1点)	586	473	447	512	462	2480 ( 43% )
③施設の清潔さ	どちらでもない(0点)	183	127	78	134	138	660 ( 12% )
④設備の整備情報	やや不満(-1点)	15	41	30	26	13	125 ( 2% )
⑤開館期日・時間の適正さ	かなり不満(-2点)	0	3	4	2	2	11 ( 0% )
	無回答(点数なし)	76	77	186	197	209	745
	有効回答数合計 (※無回答を除いた数)	1214	1213	1104	1093	1081	5705

※満足度

$$\begin{aligned}
 &= (a) \times \text{各項目の点数} \div \text{有効回答数} \\
 &= ( 2429 \times 2点 + 2480 \times 1点 + 660 \times 0点 + 125 \times -1点 + 11 \times -2点 ) \div 5705 \\
 &= \underline{\underline{1.26}}
 \end{aligned}$$

②【サービスの評価】満足度総合評価: 1.13 点

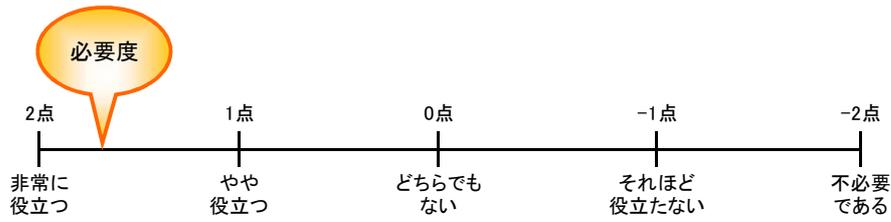


	アンケート結果より					
	①	②	③	④	合計(a)	
①利用手続きの簡便さ	非常に満足(2点)	376	430	321	389	1516 ( 35% )
②基本的なサービス	やや満足(1点)	508	523	476	436	1943 ( 45% )
③イベントなどの付加的サービス	どちらでもない(0点)	165	133	243	227	768 ( 18% )
④利用料金の適切さ	やや不満(-1点)	29	5	19	25	78 ( 2% )
	かなり不満(-2点)	4	0	0	4	8 ( 0% )
	無回答(点数なし)	208	199	231	209	847
	有効回答数合計 (※無回答を除いた数)	1082	1091	1059	1081	4313

※満足度

$$\begin{aligned}
 &= (a) \times \text{各項目の点数} \div \text{有効回答数} \\
 &= ( 1516 \times 2点 + 1943 \times 1点 + 768 \times 0点 + 78 \times -1点 + 8 \times -2点 ) \div 4313 \\
 &= \underline{\underline{1.13}}
 \end{aligned}$$

■総合的評価(必要度): 1.60 点



	アンケート 結果より 人数 (a)	
非常に役立つ(2点)	661	( 62% )
やや役立つ(1点)	375	( 35% )
どちらでもない(0点)	20	( 2% )
それほど役立たない(-1点)	3	( 0% )
不必要である(-2点)	1	( 0% )
無回答(点数なし)	230	
有効回答数合計 (※無回答を除いた数)	1060	

※必要度

$$= (a) \times \text{各項目の点数} \div \text{有効回答数}$$

$$= ( 661 \times 2\text{点} + 375 \times 1\text{点} + 20 \times 0\text{点} + 3 \times -1\text{点} + 1 \times -2\text{点} ) \div 1060$$

$$= \underline{\underline{1.60}}$$

【調査の概要】

- 1. 期間 **令和6年10月1日～令和7年1月31日**
- 2. 対象 **施設利用者**

1. あなたのことをお尋ねします。（それぞれ、○を1つ付けてください。）

性別

- ① 男 ② 女 ③ 無回答

	①	②	③	計
人数	233	998	59	1290
%	18.1%	77.4%	4.6%	100.0%

年代

- ①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代  
⑥60歳代 ⑦70歳以上 ⑧無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	9	18	66	115	220	339	470	53	1290
%	0.7%	1.4%	5.1%	8.9%	17.1%	26.3%	36.4%	4.1%	100.0%

ご職業

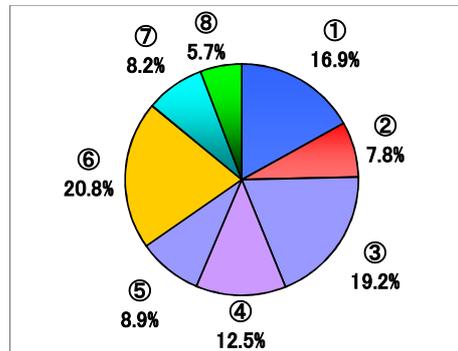
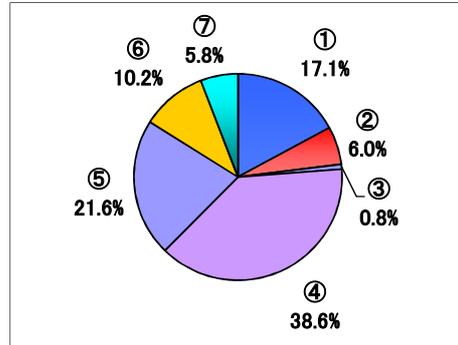
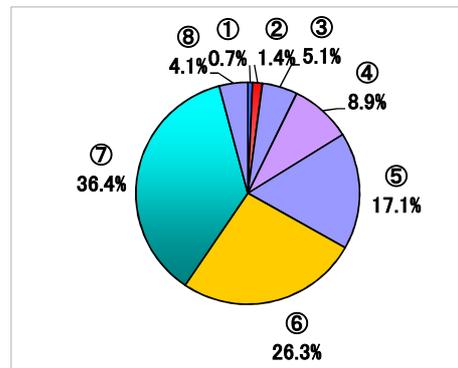
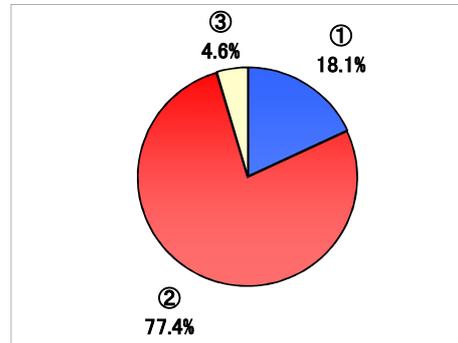
- ①会社員 ②自営業 ③学生 ④主婦・主夫 ⑤無職 ⑥その他 ⑦無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
人数	220	77	10	498	278	132	75	1290
%	17.1%	6.0%	0.8%	38.6%	21.6%	10.2%	5.8%	100.0%

ご住所

- ①大野城市内北地区 ②大野城市内東地区 ③大野城市内中央地区  
④大野城市内南地区 ⑤福岡市  
⑥筑紫地区(春日市・太宰府市・筑紫野市・那珂川市) ⑦その他 ⑧無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	218	100	248	161	115	268	106	74	1290
%	16.9%	7.8%	19.2%	12.5%	8.9%	20.8%	8.2%	5.7%	100.0%

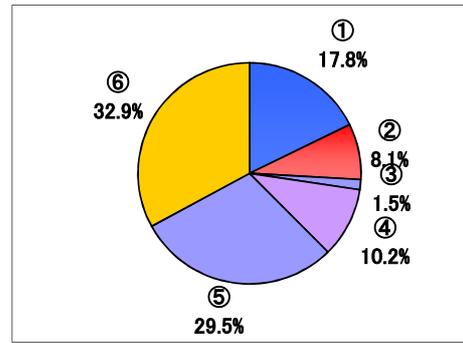


2. 今日はどうのようにして来られましたか。(該当するものに○をつけて下さい)

ご一緒の方は

①家族・親戚 ②友人・知人 ③仕事の仲間 ④趣味の仲間 ⑤その他 ⑥無回答

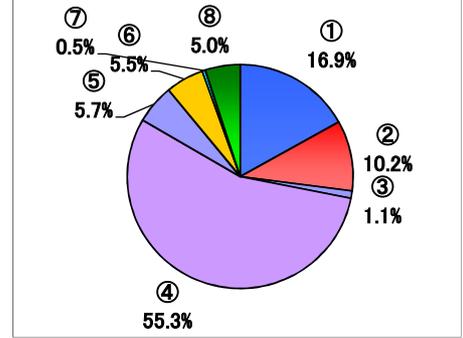
	①	②	③	④	⑤	⑥	計
人数	229	105	19	132	380	425	1290
%	17.8%	8.1%	1.5%	10.2%	29.5%	32.9%	100.0%



交通手段は

①徒歩 ②自転車 ③原付・バイク ④自家用車  
⑤バス ⑥電車 ⑦その他 ⑧無回答

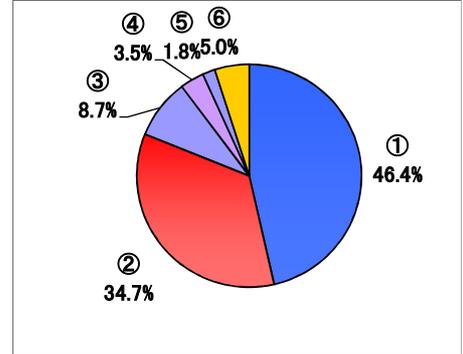
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	223	134	14	729	75	72	6	66	1319
%	16.9%	10.2%	1.1%	55.3%	5.7%	5.5%	0.5%	5.0%	100.0%



所有時間は

①15分以内 ②15～30分 ③30～45分  
④45分～1時間 ⑤1時間以上 ⑥無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
人数	599	447	112	45	23	64	1290
%	46.4%	34.7%	8.7%	3.5%	1.8%	5.0%	100.0%

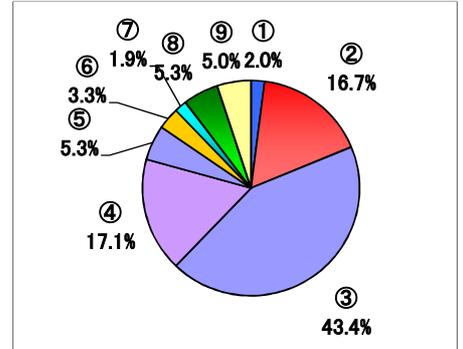


3. ご利用回数についてお尋ねします。(それぞれ、○を1つ付けてください。)

普段の利用は

①週に3回以上 ②週に1～2回 ③月に2～3回 ④月に1回  
⑤2・3ヶ月に1回 ⑥半年に1回 ⑦1年に1回 ⑧ほとんど利用しない ⑨無回答

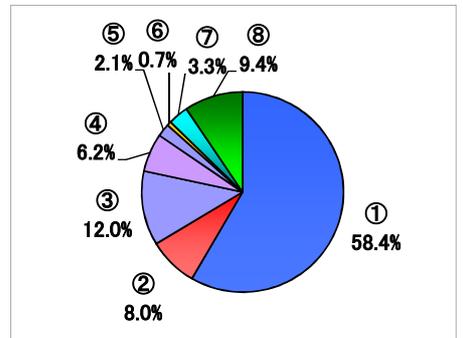
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	計
人数	26	216	560	221	68	42	24	68	65	1290
%	2.0%	16.7%	43.4%	17.1%	5.3%	3.3%	1.9%	5.3%	5.0%	100.0%



初めて利用したのは

①5年以上前 ②3～5年前 ③1～3年前 ④半年～1年前  
⑤1ヶ月～半年前 ⑥1ヶ月以内 ⑦今回初めて利用した ⑧無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	753	103	155	80	27	9	42	121	1290
%	58.4%	8.0%	12.0%	6.2%	2.1%	0.7%	3.3%	9.4%	100.0%

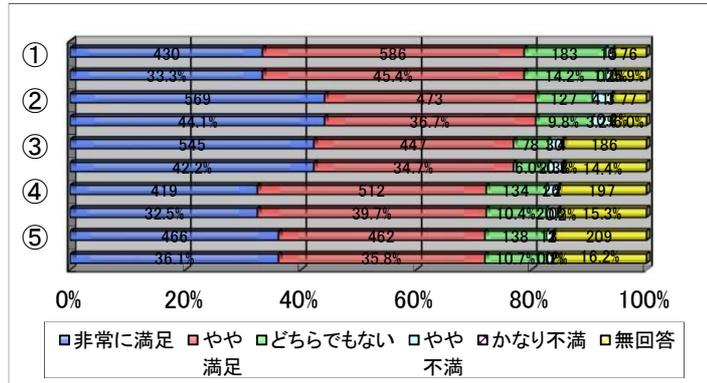


4. 施設・サービスの満足度をお尋ねします。(それぞれ、○を1つ付けてください。)

施設の評価

- ①情報の入手しやすさ ②施設のアクセスの利便性 ③施設の清潔さ  
④設備の整備情報 ⑤開館期日・時間の適正さ

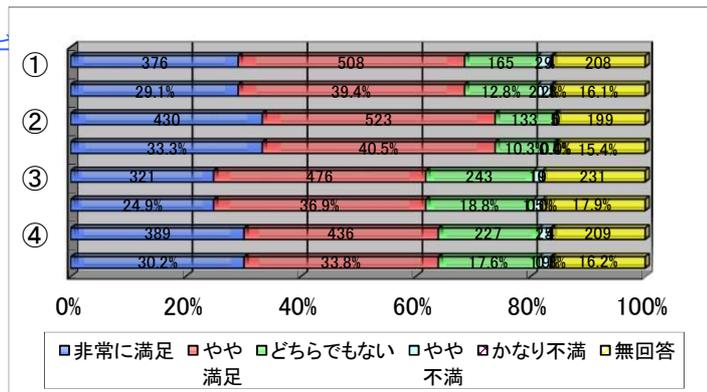
	非常に満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	かなり不満	無回答
①	430 33.3%	586 45.4%	183 14.2%	15 1.2%	0 0.0%	76 5.9%
②	569 44.1%	473 36.7%	127 9.8%	41 3.2%	3 0.2%	77 6.0%
③	545 42.2%	447 34.7%	78 6.0%	30 2.3%	4 0.3%	186 14.4%
④	419 32.5%	512 39.7%	134 10.4%	26 2.0%	2 0.2%	197 15.3%
⑤	466 36.1%	462 35.8%	138 10.7%	13 1.0%	2 0.2%	209 16.2%



サービスの評価

- ①利用手続きの簡便さ ②基本的なサービス ③付加的サービス  
④利用料金の適切さ

	非常に満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	かなり不満	無回答
①	376 29.1%	508 39.4%	165 12.8%	29 2.2%	4 0.3%	208 16.1%
②	430 33.3%	523 40.5%	133 10.3%	5 0.4%	0 0.0%	199 15.4%
③	321 24.9%	476 36.9%	243 18.8%	19 1.5%	0 0.0%	231 17.9%
④	389 30.2%	436 33.8%	227 17.6%	25 1.9%	4 0.3%	209 16.2%

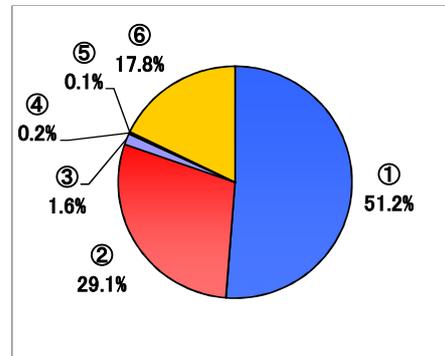


5. 施設・サービスの必要度をお尋ねします。(○を1つ付けて下さい。)

この施設はあなたにとって

- ①非常に役立つ ②やや役立つ ③どちらでもない  
④それほど役立つ ⑤不必要である ⑥無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
人数	661	375	20	3	1	230	1290
%	51.2%	29.1%	1.6%	0.2%	0.1%	17.8%	100.0%



## 利用者アンケート 意見・要望 (サンプル)

### 施設

音楽練習(10~15名)可能な部屋が少ない。  
美術室の照明のスイッチ(白色LED)の方を窓側とドア側に2分割して欲しい。デッサンの採光をはっきりさせたいから。  
楽器を置いてトイレに行くのが少し不安。自分で施錠したい。  
練習室に譜面台が欲しい。  
エアコンが全体にきかない(リハーサル室2)  
トイレの戸が閉まりにくい事があります。(1階)長テーブルを利用していますが高齢社ばかりで重たく感じています。  
椅子のキャスターを固定するのが壊れている。  
大ホールの備品は数年おきに変えた方が使い勝手がよくなると思います。  
多目的ホールの場所が分かりづらい声を聞きます。サインなどの工夫が必要かと…。  
リハ2を利用しているがいつも綺麗で使いやすい。綺麗にお掃除していただきありがとうございます。  
施設のライトが前方が消えたら  
掲示板が明るく分かりやすく集客につながっていると思う  
ホワイトボードが1つしかなかった  
暗い、古い感じがする。  
開館を9時半にしてほしい。  
暑すぎたり寒すぎたり時は時々休みます  
機材等が古く、破損品が多い。設備の改修及び刷新。  
時々クーラーがききすぎる場合がある。  
トイレの水圧が弱いところがある。  
設備いつもきれい。  
開館を9時にしてほしい(図書館)  
図書館の夜間開館時間を増やしてほしいです  
土曜日の閉館時間も延長してほしい。  
トイレが古い  
きれいにはされていますが洋のトイレが少ない  
設備が古いものある。  
休みがいつかわからないときある  
窓口1Fで行きやすく、明るくていい。  
子ども用トイレがほしいです。  
子ども補助便座があればベター  
おそうじがいき届いている。冬寒い。  
1Fにイスの数を増やしてほしい。  
図書館はもう少し長くあけてほしい  
図書館が9時から9時半から開くとありがたいです。  
清掃されてある方が丁寧にされている  
トイレの照明が消えていたので開館時はつけておいてほしい。  
図書館は9時開館にしてほしい。  
図書館の開館を早めて欲しい。食事できるカフェ(売店)を充実させて欲しい。  
後ろのドアの開放も考えてください(大ホール)  
大ホール座席の前との間隔がよい。  
トイレの数が多い。  
毎週併設の図書館に行っているのが好都合です。  
入口付近だけではない「くつろぎ」スペースが欲しい。  
とてもきれいに掃除が行き届いています。  
ちょっと寒い  
トイレの階段が?つらいです  
イスの間がせまく荷物がおけない(大ホール)  
椅子がかたい(大ホール)  
喫煙スペース確保が必要  
休みたい時に座る椅子が少なくなっている  
図書館の開始時間9時からを望みます  
ホールの音響が悪い。  
椅子の座り心地がいまひとつ  
椅子がもう少し大きくて奥行きがあると腰にもやさしい  
図書館を平日19時までにしていただきたいです。  
館内が静かでない(静かすぎる?)  
エアコンが効かないことがある。  
清掃がとてもキレイでした!  
空調の調節がうまくいかない  
きれいにしてもらってありがとうございます  
各階に休憩用のフロアがあるが、何となく居心地が悪く落ち着かない感じがする。  
やや古い感じがするがバリアフリー化しているので良い  
音響が悪い  
フロアなどのイスが少なく感じる  
空調のききが一部悪い  
きれいに清掃されている  
少し寒く、洋式少ない

私の目には整頓されている。  
夏はもう少しエアコンが効くと嬉しいです  
暗いトイレがあり不気味  
ウォシュレットのトイレが少ない  
売店があると助かります。  
気軽に座れるところが所々にあるといい。  
小ホールのイスが座りづらい。  
大ホールの後ろの段差が大きいので前の人の頭が気にならずよいと思います。  
トイレがくさい。  
大ホール、前との間隔が狭い。  
この施設が福岡市でないことが残念。  
いつもきれいだ、リハール室2の椅子が重たい。  
朝の利用時間が9時からですがせめて15分前には入室できるように開館してほしい。  
床がやわらかくて歩きやすい  
エアコンの設定がむづかしい  
和室の畳の張り替えありがとうございます。  
部屋の広さでテーブル8～10位の部屋があると使いやすいです  
和式トイレを洋式に変更してほしい(全38件)  
トイレにハンドドライヤーを設置してほしい(全4件)  
ゴミ箱を設置してほしい。(全6件)

## 貸館

支払方法を窓口以外で出来るようにしてほしい。  
教室の作品展示料金が高く中々出来ない。もっと利用しやすい料金設定にして頂ければ。  
22時まで使用できて助かっています。  
大ホールの使用料の見直しをしてほしい。  
安いので嬉しい(木曜日利用)  
もう少し安いと助かります。  
台風等で警報が出た場合は、返金してほしい(遠くから来る人や高齢者が多いので)  
空調が各部屋毎に調節できない  
部屋が狭く感じる  
床にゴミ(作業のチリゴミ等)を落とさないでとのことだが、料金を支払って借りているのに少々のチリゴミとかは仕方ないと思うのですが？  
机の上も限りなくきれいにして何の為のお掃除なのかと思います。  
毎週施設の予約を取るのも大変な曜日に生涯学習等のイベントを入れなくて欲しい。年契約が出来ると有り難い。  
楽器を演奏しているので音を出して良い室がもう少し欲しい。  
備品を借用しているが古くなって使用しにくい物があります。 会員に使用料金をいただいているので改善していただきたい。  
毎回窓口で楽譜立てを借りるのが不便。ネット予約はいい。  
練習室1は高い  
もう少し開館すると嬉しい  
とても便利に使用させてもらっています  
公益ならもっと安価でもよくない？  
設備備品に必要なものが無い(古い)  
(写真)プロジェクターの質が悪い  
机イス等許可を得れば他室へ移動できると都合がよい  
借りる部屋の変更がし易いと助かる  
室代がもう少し安くてもいいかな。  
半年後の部屋予約がとても大変です。何とかいい方法はないものかと悩んでいます。  
費用を安くしてほしい。  
部屋取りに困難で毎回出向いている(火曜日)  
リハール室の床がほこりっぽいことがよくあります。  
部屋を借りる費用が安くなってほしい。  
イスがいたい  
下大利住民の利用の際は利用料の値下げor無料を考えて利用しやすいように検討してほしい。  
利用料金を徴収している用具(備品)についてはもう少し期間を短くして買い換えをお願いしたい。  
安ければ安いに越したことはないが。。。  
調理室の上に鏡をつけて欲しい(キッチンスタジオのような感じ)  
実習室には鍋の状況が見えるよう鏡をつけてほしい  
部屋を借りる場合公民館とかコミュニティ並みの料金でできないのでしょうか。  
大ホールの公衆電話前にイスが積み上げられていた  
サークルの室(半年前予約決まっている)ので年間予約してほしい。  
半年前から予約できてありがたい。  
小さい部屋が少ないので、小さい部屋が欲しい人だけで、大きな部屋を2団体で半分ずつ分けて使えるといい。  
お部屋の広さで料金が異なり人数が少ないので、広い部屋になると高くなるので同じ料金にして欲しい。  
少人数・低料金の部屋が少ない。  
美術室の照明のスイッチ(白色LED)の方を窓側とドア側に2分割して欲しい。デッサンの採光をはっきりさせたいから。  
夜間のイベントや講座を増やして欲しい(社員が会社帰りに利用できるようにしてほしい)  
低価格で利用しやすい。  
キッチンなどのレンタル料がもう少し安くなれば使いたいと思っています。

## 職員、予約

総合案内のスタッフの接客態度は素晴らしいと思う。  
大ホールのスタッフはとても協力的。  
職員の接遇の改善(市民への挨拶、お客様として迎える態度など)  
ていねいに対応してくれていいです。  
清掃の方に感謝です。スタッフもこやかに親切に対応してくれる。  
舞台の方助かりました  
受付の方の感じがいい。施設の方も親切です。(雨の日に傘をかしてもらえた)  
インフォメのスタッフがいつも感じがよい  
スタッフ対応は人によってかなり異なる  
スタッフ接客態度は人によります  
人によって違う(1Fの受付の方)  
利用の手続きは窓口の対応が良く非常に満足。  
窓口の方々親切です  
皆さん感じがいいです。  
受付の人の対応やわらかさがほしい。事務的かな。  
図書館のスタッフの対応いつりようしても皆さん感じがよい  
館長のご健闘を心より応援いたしております！ファイティーン！スマサン頑張れ！  
母と車椅子でシネマにきて客席に座る時、とても親切にいただきありがたかった。母もすごく喜んでいました。  
手続きに親切にしてください。きさくに挨拶してください。  
丁寧に対応して下さる方が多いと思います。  
連絡いれても皆様丁寧で優しくありがたい。  
いつもカウンターでお世話になっています。ありがとうございます。  
皆さん親切です。  
お掃除をして下さる人が熱心に見える。挨拶してください。スタッフの方もとても丁寧に对应してください。  
丁寧に対応して下さいます(接客対応)  
ネットでの予約が少しづらい。  
教室で利用しているが1回1回の予約が大変。月ごとの予約ができると助かります。  
ネットから欠席の inputs を予約する時が分かりにくい  
申込みを客観的に試してほしい。変な所が多い。  
利用手続きをネットやQRコードなどでやりやすくしてほしい。  
TEL窓口の感じがいい。  
受付でいろいろみれて便利。受付の方がていねいだった。  
ちょっとした売店があるといい。  
予約するのにパソコンより窓口優先されている。  
振込クレジット可にしてほしい。  
銀行口座登録が面倒。クレジット決済できるようにしてほしい。  
予約がとれにくい  
パソコンやスマホでの予約のとり方が分からない  
窓口には手続きは早くて助かっている。  
講座が電話予約なのが少し不便。ネット予約できれば楽なのですが。  
チケット購入をTEL予約制も導入してほしい  
PayPay等使えるとよい。  
チケット枚数の状況がホームページで見れるのでしょうか。事前購入の窓口以外のツールがあればより便利かと思いました。

## 駐車場

駐車台数が多く、広くて使いやすい。(16件)  
イベントの時など駐車場がいっぱいになるので困る。(5件)  
駐車料金が無料なので助かる。(3件)  
立体駐車場が狭い。入口が入りづらい。(3件)  
駐車場も十分で、バイクも停めやすい。  
大ホールイベント時の駐車場が足りないこと多々あり。定期利用者には前もって知らせてほしい。  
(定期講座利用分確保してほしい)  
時々駐車場が満車になるし、西鉄・JRからの利便性はあまり良くない。  
立駐A.Bがわかりにくい。  
図書館の近くに駐車場がほしいです。  
立駐や市役所側にもあり便利です。  
イベント時は警備員がもう少しいてくれるといい。

【別添4】

## 事業報告書

記入年月日	令和 7 年 5 月 15 日
報告期間	令和 6 年度

## 1. 施設の概要

施設名称	大野城まどかぴあ	所管課名	コミュニティ文化課
所在地	福岡県大野城市曙町二丁目3番1号		
施設目的	市民及び地域住民への、文化芸術、生涯学習、男女共同参画事業の推進により、健全で心豊かな地域社会の発展に寄与する。		
施設概要 (敷地面積等)	大ホール・小ホール・多目的ホールを中心としたホール棟と図書館及び会議室等を中心とした図書館棟の二棟からなる多目的複合施設(敷地面積25,152.9㎡)		

## 2. 指定管理者の概要

名称	公益財団法人大野城まどかぴあ	代表者名	理事長 安河内 俊明
所在地	福岡県大野城市曙町二丁目3番1号		
電話番号	092-586-4006	FAX番号	092-586-4007

## 3. 指定管理の概要

指定期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日		
開園・館時間	午前9時～午後10時	休園・館日	毎月第1・3水曜日と12月28日～1月4日
管理体制 (職員数、勤務体制等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員数: 47名</li> <li>勤務体制: 各担当の業務内容及び効率性を重視し、市民サービスの向上につながる勤務体制を導入。</li> </ul>		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>まどかぴあ施設の管理運営。</li> <li>音楽、演劇等各種文化芸術事業及び生涯学習に関する各種講座等の実施。</li> <li>男女共同参画に関する啓発・相談の実施。</li> <li>図書館資料の収集、管理、貸出業務の実施。</li> </ul>		
再委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	再委託先の業務名	受付・案内業務、設備・環境衛生管理業務、その他25業務

## 4. 施設の利用状況

利用人数	524,826 人
利用者内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術振興事業(生涯学習含む): 63,254人</li> <li>男女共同参画推進事業: 22,052人</li> <li>図書館事業: 267,794人</li> <li>管理課事業: 171,726人</li> </ul>

## 5. 収支状況

指定管理者の収入	総額	502,099 千円	(内訳)	指定管理者交付金	405,577 千円
				利用料金収入	39,937 千円
				自主事業収入	49,486 千円
				その他収入	7,099 千円
指定管理者の支出	総額	497,515 千円	(内訳)	人件費	203,625 千円
				事務費	52,906 千円
				管理費	181,495 千円
				その他支出	1,029 千円
				自主事業費	52,695 千円
				法人税住民税及び事業税	1,265 千円
				積立費用	4,500 千円
当期純利益	4,584 千円	前期繰越損益	85,349 千円	当期未処理損益	89,933 千円

## 6. 市民や利用者の満足度の把握状況

アンケート実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施せず	アンケート実施時期	令和6年10月1日～令和7年1月31日
アンケートの内容及び結果	<p>性別、年代、職業、住所、交通手段、利用回数、施設及びサービスの満足度、要望を記入するアンケートを実施した。利用者の7割以上が50歳以上の女性であり、市内の利用者は5割強、特に施設のアクセスの利便性に関して8割以上が満足している結果であった。</p> <p>施設に対して、館内が明るくきれいであるとのことであるが、トイレの洋式化への希望や小ホールの椅子が座りづらいとの意見出ている。また、利用料が低価格で利用しやすいという一方で、貸出備品の改善、窓口以外での利用料の支払を望む意見が出ている。受付、舞台、清掃担当等スタッフの対応については、親切、丁寧で協力的であるとの意見が多いが、対応する人によつての違いを指摘された。事業については、毎月開催しているシネマランドに対して料金が良心的で内容も満足であること、また事業のインターネットでの申込の便利さや、趣味の発表の場として活用できること、初めてでも参加しやすいとのとの意見がある一方、夜間や土日の講座の拡充を望む意見がでている。アクセスについては、利便性の良さが特質している。その他、いつも快適に利用して、色々な企画があり楽しく利用している、様々な情報を入手できる、いつも利用しているので便利である、満足しているという好意的な意見もあった。</p>		

## 7. 法令等遵守、個人情報保護に関する取組状況

法令等遵守に関する規定や研修	<input checked="" type="checkbox"/> 行動計画やガイドライン等の策定あり <input type="checkbox"/> 職員に対する研修あり <input type="checkbox"/> 特になし
個人情報保護に関する規定や研修	<input checked="" type="checkbox"/> 行動計画やガイドライン等の策定あり <input type="checkbox"/> 職員に対する研修あり <input type="checkbox"/> 特になし

## 8. 施設管理に関する取組状況

施設管理に関する規定や研修	<input type="checkbox"/> 行動計画やガイドライン等の策定あり <input checked="" type="checkbox"/> 職員に対する研修あり <input type="checkbox"/> 特になし
(具体的取組内容)	
<p>営繕や工事は専門的な知識で業者との協議も必要であり、緊急度の判断においても専門性が必要であるため、専門員を配置している</p>	

## 9. 防犯、防災、危機管理に関する取組状況

防犯、防災、危機管理に関する規定や研修	<input checked="" type="checkbox"/> 行動計画やガイドライン等の策定あり <input checked="" type="checkbox"/> 職員に対する研修あり <input type="checkbox"/> 特になし
(具体的取組内容)	
<p>消防計画を策定し、定期的に職員及び関係者を含めた消防訓練を実施することで利用者の安全に努めている。</p> <p>訓練を実施したところによる評価として春日・大野城・那珂川消防本部から「防火優良認定」を受けている。</p>	

## 10. 衛生管理に関する取組状況

衛生管理に関する規定や研修	<input checked="" type="checkbox"/> 行動計画やガイドライン等の策定あり <input type="checkbox"/> 職員に対する研修あり <input type="checkbox"/> 特になし
(具体的取組内容)	
<p>ビル管理法に基づく安全管理及び各種設備機器等(電気・空調・給排水・舞台装置等)の効率的な運営を行うため、専門員を配置することで衛生的かつ快適な環境作りに努めている。</p>	

## 11. 職員の育成・研修の実施状況

<p>・全体件数:6回(のべ142人)・研修所等への派遣:30回(のべ35人)・施設管理運営事業:12回(のべ12人)          ・文化芸術振興課事業:7回(のべ7人)・図書館事業:14回(のべ17人)・男女平等推進センター事業:29回(のべ57人)</p>
---

## 12. 施設の利用促進に関する実施状況

<p>・事業ごとにアンケートを実施し、結果を集約することで次回以降の企画の参考にしてている。          ・施設利用者へアンケートを依頼し、結果で利用者に対する職員の対応や施設の整備状況を確認し、今後の職員研修及び施設の改修計画の参考にし、施設の利用促進につながるよう努めている。</p>
---

## 13. 地域協働に関する取組状況

<p>・各担当でボランティアによる事業運営のサポートを実施している。          ・市民参加型事業及び近隣の福祉施設、小学校への出前事業を実施している。          ・各種設備機器の保守業務、修理、物品の購入等にあたり、入札や見積等に、地場業者が積極的に参加できるよう努めている。</p>
--

## 14. 環境への配慮に関する取組状況

<p>・大野城市のエコ・オフィス実施計画に基づき、毎月報告を行い、エコ・オフィス及びエコスタイルの促進をしている。          ・古紙再資源化の推進。</p>
--

## 15. 改善事例及び今後の改善課題とその対策

### ◆文化芸術振興担当

「大野城まどかぴあWEBサービス」の運用開始により、来館せずにチケット購入が可能になり、利便性が大幅に向上した。これに合わせて友の会制度もリニューアルし、WEB会員を新設したことで会員数が増加し、芸術文化に関心のある層への情報発信が容易となった。また、小学生に対する劇場体験を目的に、令和3年度から対象学年の児童を大ホールに招待する鑑賞体験を開始した。各学校への送迎バス費用が高騰しており、今後の課題となっている。物価高騰により各公演料等の経費が増加している中、チケット料金を抑えるためにWEBフォームやメール、インターネット印刷サービスの活用によって経費削減に努めている。加えて、文化振興に対する理解の促進と、財政的資金の安定的な確保を図ることを目的として大野城市商工会の協力のもと令和7年度から協賛サポーター事業を開始し、15件47口の申し込みがあった。その他、文化庁の各種助成金を活用し経費負担の軽減や子どもの無料招待など、若年層の集客にも積極的に取り組んでいる。今後も協賛金や助成金の獲得に努め、教育普及型事業等に活用していきたい。

### ◆生涯学習センター

新たな取り組みとして、夏休みに子どもたちの学びの場を提供するとともに、定期講座の体験・販売・PRを目的とした体験事業を開催した。これにより、受講生の発表の場を充実させるとともに、幅広い世代への周知を図った。また、講座システムの刷新に伴い、受講料の收受方法の変更やWEB申込によって、職員の窓口業務の軽減と受講者の利便性向上を両立させることができた。さらに情報誌のデザイン刷新やインスタグラムの開設など広報面の強化を図り、受講率の向上につなげた。今後は、アンケートによる満足度調査を実施し、社会状況に敏感に対応しながら市民ニーズに応じた新規講座の企画と内容の充実を目指す。

### ◆男女平等推進センター

市の第5次男女共同参画基本計画に基づき、事業目的の明確化と、現在の女性活躍推進や働き方の多様化を踏まえた事業内容の見直しを行った。再就職支援事業では、SNSの活用や在宅ワークなど、積極的に新しいテーマを取り入れ参加者の増加を図った。相談事業では、メールによる相談予約受付を開始し、チラシ等に二次元コードを掲載することで、より簡単にアクセスできるよう工夫を行い、利用しやすい仕組みづくりを進めた。情報交流ひろばの図書コーナーでは、選書の見直しとPOPの工夫を行い、これまで利用の少なかった子育て世代などの利用拡大につなげている。キッズルーム事業では、お楽しみ会や利用者アンケートを定期的に実施し、子育て世代への働きかけにより利用者の増加を図っている。男女平等推進センターの登録団体は活発に活動しているが、世代交代が今後の課題である。このため、ロールモデルとして地域で活躍する女性の紹介や、何かを始めたい人のための相談窓口を設置し、随時受け付けている。

### ◆図書館事業

移動図書館車サービスでは、予約CDの受け取りを開始し、隔週日曜日に南コミュニティセンターへの巡回を新たに開始した。本館には「はつらつセカンドライフコーナー」を設置し、シニア世代が利用しやすい棚づくりを行った。また、館内の特集コーナーでは、市と連携した企画展示を実施するなど、「大野城市民読書活動推進計画」に基づき、あらゆる世代の読書推進に向けた様々な取り組みを展開している。さらに、「しあわせ電子図書館」は4館と共同で運営しており、利用者の拡充に努めている。今後は、学校図書館やコミュニティセンターにおける予約本の受取および返却ポストの増設などを進め、利用者がより便利に読書に親しめる機会の創出を図る。

### ◆管理運営事業

旧被災地応援まどかショップPLUS跡地の活用として、職員提案制度に基づき「情報の森」を令和3年度に整備・開設した。同施設では、まどかぴあの事業に加え、市の計画や福祉・教育・子育てに関する情報、近隣文化施設等の事業案内などを集約・配架することで、市民が必要な情報を一か所で得られるようにし、利便性の向上を図った。また、貸館利用者から要望の多かった館内Wi-Fiネットワークを新たに整備し、さらなるサービスの向上に努めた。ホール利用者へのサービス向上と、市民への情報提供の充実を図るため、ホームページおよび全戸配布の情報誌「アテナ」において貸館イベント情報を掲載する仕組みを新たに導入した。今後は、老朽化した設備の修繕に加え、敷地内の植栽整備など景観に配慮した取り組みも進め、より多くの市民に利用される施設を目指す。

## 16. 指定管理事業実施状況(報告期間年度分)

### ◆文化芸術振興課文化芸術振興担当

#### 【鑑賞提供型事業】

事業名	＜共催＞福岡バリオス国際ギターフェスティバル2024	新規・継続	<input checked="" type="checkbox"/> 新規事業	<input type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月13日	実施回数	2回	
対象人数	600 人	参加人数	191 人	
事業費計	0 円	うち事業者負担	△ 22,075 円	うち参加者負担 - 円
事業内容	<p>アウトリーチ事業の2年生プログラム(スーホの白い馬)を依頼しているスタジオJinton合同会社の主催による、映画上映(日本語による解説及び監督のメッセージ動画付き)とギター生演奏(エンドロールでのエンディング曲)によるイベント。演奏者は主に南米で活躍するアーティストで海外からの招聘であり、企画そのものが当館単独では難しい内容だったため、共催事業として開催。従来とは異なる客層の獲得を見込んで行ったが、映画自体の認知度の低さや当館事業シネマランドとのチケット代格差、広報周知の不足等で集客数は伸びなかった。これまでなかった内容の事業だったので、まどかびあ存在を周知する機会にはなった。</p> <p>＜入場料＞2,000円 ＜時間＞①10:30～ ②14:30～ ※入場料収入については共催のためなし</p>			

事業名	音のわコンサートVol.5 NAOTOヴァイオリンコンサート	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年5月11日	実施回数	1回	
対象人数	600 人	参加人数	482 人	
事業費計	2,130,128 円	うち事業者負担	752,258 円	うち参加者負担 1,377,870 円
事業内容	<p>令和3年度から、様々なジャンルの音楽を通して多くの「わ(和、話、輪)」を広げ、大野城まどかびあから人と音楽の繋がりが生まれていくこと、また、様々な音楽への理解を深め更なる興味・関心を育てることを目的とする「音のわコンサート」を開始。ティータイムコンサート有料版を発展させ、大ホールで行うことを出発点としており、比較的安価な料金で本格的なコンサートの鑑賞体験を提供するものであり、令和6年度はヴァイオリンのコンサートを開催した。ヴァイオリン、ピアノ、チェロのトリオで行い、それぞれの楽器の特徴を活かしたソロ演奏もあり、聴きごたえのある内容になった。また、各楽器の説明だけではなく、随所に軽快なトークもあり、来場者の満足度は非常に高かった。</p> <p>＜入場料＞3,000円 ＜出演者＞NAOTO(ヴァイオリン)・榊原大(ピアノ)・西方正輝(チェロ)</p>			

事業名	令和六年度(公社)全国公立文化施設協会主催 松竹特別歌舞伎	新規・継続	<input checked="" type="checkbox"/> 新規事業	<input type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年7月19日	実施回数	1回	
対象人数	700 人	参加人数	777 人	
事業費計	6,873,696 円	うち事業者負担	1,006,696 円	うち参加者負担 5,867,000 円
事業内容	<p>日本古来の伝統芸能である歌舞伎を多くの方により身近に感じていただくため、歌舞伎入門編として一般的な歌舞伎公演より安価に提供することで鑑賞機会の創出を図った。また、より気軽に楽しくわかりやすい鑑賞体験となるよう、歌舞伎の楽しみ方等のトークも行う松竹株式会社提供の「松竹特別歌舞伎」にて開催した。メイン出演者が中村獅童親子で、発売当初より注目を集め、券売状況は非常に良く満席となった。企画の狙い通り、演目最初の、舞台上で歌舞伎化粧の様子を見せ、歌舞伎ならではの約束事などを解説する“中村獅童のHOW TO かぶき”で、客席は非常にリラックスした様子で、その後の華やかな歌舞伎の一幕や舞踏を十分に堪能していた。なお、この公演は令和5年度5月に調査依頼があった、(公社)全国公立文化施設協会の令和6年度(2024年度)全国公文協統一企画“松竹歌舞伎”公演希望調査に提出し採択され開催したもの。全国22か所公演。</p> <p>＜入場料＞S席6,500円 A席5,000円 ＜出演者＞中村獅童、中村陽喜、中村種之助、中村蝶紫、澤村國矢、中村獅一</p> <p>共催:(一財)福岡県退職教職員協会 助成:文化庁文化芸術振興費補助金(劇場・音楽堂等機能強化推進事業) 独立行政法人日本芸術文化振興会</p>			

事業名	戯曲音劇「銀河鉄道の夜」	新規・継続	<input checked="" type="checkbox"/> 新規事業	<input type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和7年3月22日	実施回数	2回	
対象人数	1400 人	参加人数	1419 人	
事業費計	6,495,829 円	うち事業者負担	60,229 円	うち参加者負担 6,435,600 円
事業内容	<p>宮沢賢治の童話『銀河鉄道の夜』を題材とした音楽朗読劇の実施。朗読とともに弦楽四重奏とピアノによる生演奏を行うことで舞台芸術の魅力を伝え、文化芸術への関心と理解を深めることを目指した。併せて、朗読の出演者にメディア等で知名度の高い声優を迎えることで、まどかぴあホール利用の少ない10～20代の若年層の来場者増加を図り、今後の事業参加への意識・意欲の醸成につなげた。また、劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業に採択され、市内在住小学1年生から18歳以下の子ども200人に対し無料招待枠を設けることができた。当日は139人の子どもと87人の保護者(半額優待)が来場し、ホール鑑賞体験の少ない年代への機会の提供ができた。(S席A席対象 応募多数の場合は抽選)</p> <p>&lt;公演&gt;2回 ①13:30～②17:00～ &lt;参加料&gt;SS席6,000円 S席4,500円 A席3,500円          &lt;出演&gt;カムパネルラ:梶裕貴、ジョヴァンニ:中島ヨシキ、朗読:古賀葵          &lt;演奏&gt;戯曲音劇カルテット(チェロ1人、ヴァイオリン2人、ヴィオラ1人)、ピアノ:月野佳奈</p> <p>共催:(一財)福岡県退職教職員協会</p>			

事業名	まどかぴあシネマランド	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月21日～令和7年3月9日	実施回数	24回	
対象人数	4440 人	参加人数	3,956 人	
事業費計	2,029,808 円	うち事業者負担	864,158 円	うち参加者負担 1,165,650 円
事業内容	<p>映画という誰もが親しみやすいツールで気軽に大ホールで鑑賞を楽しむ時間を提供し、安価な料金設定によって多くの方に来場する機会を作り、地域の公共施設として親しんでもらうことで、他事業への集客につなげることを目的に実施した。令和4年度は5月から11月まで大ホール改修工事のため年4回の実施となった。令和5年度5月の新型コロナウイルス5類移行に伴い、客席消毒・検温をやめ、販売期間も開催当日2週間前からにした。また、同年度6月から、観客のマナー向上啓発のため、公募したマナームービーの優秀作品3点を本編上映前に放映した。コロナ禍の影響による1日2回上映は、その後も費用対効果を検討しそのままとした。4回回数券の販売は、令和3年度3月末を持って終了し、有効期限まで使用できるようにし、過去販売した使用期間が記載されていない回数券については、令和6年度3月で利用を終了とした(広報周知は令和4年度4月から行った)。年1回のサポーターバンクぐるぐるのメンバーの意見を取り入れた「ぐるぐるシネマ企画」は、広範に市民の声を反映するために3～4作品候補を上げ、シネマランド実施日前後に館内に投票箱を設置し、投票のうえ一番多かった作品を上映した。期日指定チケットにしたため、当日購入者が増え、ますます天候などに影響を受けやすくなったように感じる。冒頭に述べた目的で開催している事業ではあるが、サブスクの影響や娯楽の多様化で来場者数が減少している。定例的に毎月行うのではなく、開催回を限定したうえでイベント性を持たせて集客を図るなど、方法を検討する。</p> <p>&lt;入場料(施設使用料として)&gt;300円          &lt;上映時間&gt;①10:00～②15:00～ ※年2回のファミリーシネマは②14:00～ &lt;会場&gt;大ホール</p>			

【参加型事業】

事業名	版画ビエンナーレ関連企画 版画工房inまどかぴあ	新規・継続	<input checked="" type="checkbox"/> 新規事業	<input type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月7日、16日、21日、5月2日	実施回数	10回	
対象人数	延べ80人	参加人数	延べ16人	
事業費計	42,750 円	うち事業者負担	25,550 円	うち参加者負担 17,200 円
事業内容	<p>第14回大野城まどかぴあ版画ビエンナーレの関連企画として、制作技術がある又はこれから始めたいという層に向けて、自由に使用できる環境を工房(プレス機や道具類を設置)として開放し、県内の版画制作者並びに版画ビエンナーレの出品者の増加に繋げ、版画芸術の更なる普及をめざし実施した。なお、本事業は個人が自由に制作する作業環境を提供するものであるため、見守リアルバイトは道具等使用に係る安全面の指導以外(技術面や公募展出品時のアドバイス等)は行わないこととし、版画ビエンナーレ展の審査員でもある九州産業大学芸術学部名誉教授の古本氏に相談し、2人推荐してもらった。結果的に工房利用者のうち3人が本展に応募し、2人入賞した。プレス機が利用できる環境を求めている人は一定数いることが判明し、中期経営計画2028の実施目標にも入っていることから、今後も実施していく予定。</p> <p>&lt;参加料&gt;1回につき1,000円 ※必要であれば消耗品セットの購入も可 &lt;会場&gt;工作室</p>			
事業名	第14回大野城まどかぴあ版画ビエンナーレ	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	出品申込み:令和6年5月8日~20日 表彰式・内覧会:令和6年6月30日 展覧会:令和6年7月1日~15日 ギャラリートーク:令和6年7月7日	実施回数	1回	
対象人数	1380 人	参加人数	1317 人	
事業費計	2,324,889 円	うち事業者負担	1,969,389 円	うち参加者負担 355,500 円
事業内容	<p>まどかぴあ初代館長で、世界的にも高い評価を得ていた池田満寿夫の業績を顕彰するとともに、幅広く優れた版画作家を見出すことを目的とした版画の全国公募展の開催。併せて版画作家の育成を手助けするとともに、地域住民に版画作品鑑賞を通して興味を持ってもらい気軽に触れる機会を設けるもの。</p> <p>申込数194点(129人・1人2点まで可)、出品数181点(122名) 入賞者5人(池田満寿夫大賞1人・大野城市長賞1人・まどかぴあ未来賞1人・審査員特別賞2人)、入選者39人 表彰式・内覧会参加45人、展覧会入場1,103人、ギャラリートーク参加40人 審査員3人(池田良二氏・海老塚耕一氏・古本元治氏)</p> <p>&lt;出品料&gt;1点2,000円・2点3,500円 ※展覧会入場料は無料(ギャラリートーク含む) &lt;会場&gt;展覧会:多目的ホール 表彰式:小ホール</p>			
事業名	輝け!まどかぴあチャレンジステージ	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	募集期間:令和6年5月27日~7月4日 公演:①令和6年10月20日 ②令和6年12月22日	実施回数	2回	
対象人数	200 人	参加人数	入場者 159 人	参加者 64 人
事業費計	108,455 円	うち事業者負担	108,455 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>令和5年度から、市内や近隣地域で文化芸術活動を行っている団体等に発表の場を提供し、活動内容の充実と意欲向上を支援することで、市内の文化芸術活動の活性化を促すために実施した。ジャンルのバランスを見て、4団体程度ずつ2公演に配分。募集要件に沿って課内会議にて採択を行った。入場者は①94人、②65人。全席自由で小ホールで行った。入場料無料。近隣地域より多岐にわたるジャンルの応募者がある。出演者のレベルはプロからサークル活動の延長までと様々だが、発表の場を提供する事業があることで、潜在的な活動者の意欲喚起や文化芸術活動者の掘り起こしにもつながると考える。入場者については、出演者の身内が多く、出演が終われば退場する人も多く、場内の出入りが多いことが今後の検討課題である。</p> <p>&lt;参加料・入場料&gt;無料 &lt;会場&gt;小ホール</p>			

事業名	プラスクリニックINまどかぴあ		新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	①令和6年7月6日 ②令和7年3月25日		実施回数	①1回 ②2回	
対象人数	450 人		参加人数	458 人 (うち、①入場者141人)	
事業費計	445,532 円	うち事業者負担	445,532 円	うち参加者負担	0 円
事業内容	<p>大野城市内5中学校吹奏楽部の音楽活動を支援し、切磋琢磨する交流の機会を作るために、①学校ごとに吹奏楽コンクール本番のタイムスケジュールで行うプレコンクールと②1・2年対象のパートごとのプラスクリニックを行う。講師には、九州管楽合奏団員を迎え①は審査員として講評を行い、②はパートごとの指導を行う。平成31年に1日で開催した中学校合同練習会をパートクリニックと大ホール合奏の2日に分けて実施するもの。</p> <p>①では、大ホール客席で他校や一般入場者の前で演奏することで緊張感を持った実践体験をし、他校演奏を聴くことで新たな課題等が見つかる機会となる。</p> <p>②では5中学校を午前と午後に分けて行い、生徒同士の交流の機会となるとともにプロからのレッスンを受ける機会となる。</p> <p>①②とも生徒・顧問にも高評価を得ているが、部活動の地域移行による状況の変化もあることから、今後の関わり方、事業の在り方を検討していく予定である。</p> <p>①についてはスケジュールの都合および生徒の体調不良により2校が参加できず3校で開催。②については全校参加。①②参加料無料。</p>				

事業名	劇場って楽しい!!2024in大野城まどかぴあ(コンサート)		新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年10月26日		実施回数	1回	
対象人数	200 人		参加人数	198 人	
事業費計	865,581 円	うち事業者負担	772,581 円	うち参加者負担	93,000 円
事業内容	<p>令和4年度から、知的・発達障がい児に向けた劇場体験プログラム「劇場って楽しい!!」を実施し、鑑賞ルールやマナーを学び、鑑賞者としていろいろな公演に参加する第一歩となることを目指して行ってきた事業(鑑賞のためのサポートを付帯)。今年度は、曲によってはリズム遊びなどで観客も参加できる弦楽四重奏とピアノのコンサートを実施。「劇場って楽しい!!」に行くことが目的となり、参加者の低年齢化、障がい重度化しており、当初の目的の達成が難しくなっているのが課題。今後の事業内容については検討を要する。</p> <p>&lt;入場料&gt;500円(1人当たり/4歳以上必要) &lt;開演&gt;14:00~15:00 &lt;会場&gt;大ホール</p> <p>※鑑賞サポート:定員を減らしての全席自由(パーソナルスペースの確保)や車いす席の確保、通常のコンサートよりも対象者に配慮した場内の明るさや音量にし、説明等には舞台上に字幕を掲出。イヤーマフの貸出を実施し、手話通訳や見守りのための看護師配備(医療行為なし)</p>				

事業名	地域連携事業 つながる“まどか”ダンスワークショップ みんなで創るくるみ割り人形の世界	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年11月10日・令和6年12月1日	実施回数	4回	
対象人数	100 人	参加人数	30 人	
事業費計	239,819 円	うち事業者負担	220,819 円	うち参加者負担 19,000 円
事業内容	<p>市内4つのコミュニティセンターで地域住民が年齢・障がいの有無に関わらず、身体を動かすことを通してダンスの楽しさを体験し、協力して作品を作ることで参加者同士の交流を生み、新たな文化活動につなげることを目的にした事業。4つのコミュニティセンターで各1回実施。対象年齢が広すぎたこととバレエという題材と内容がイメージしにくかったのか集客に非常に苦労した。大人と子どものチームに分けたダンスと一緒のダンス、全員同じ動きと個人で考えた動き、取り混ぜながらワークが行われた。最後各チームで発表を行い、その様子をビデオで撮影し参加者で観覧、振り返りを行った。地域で行ったというだけで、地域連携の本来の目的は達成されなかった。今後の検討が必要。</p> <p>&lt;参加料&gt;大人1,000円 高校生以下500円          &lt;講師&gt;辻菜津子(恵ストレッチダンス主催)、西谷知子(アシスタント)、中山佳苗(アシスタント)          &lt;内容&gt;バレエ作品「くるみ割り人形 第2章 お菓子の国」を主な題材とし、作中の様々な国の踊りをグループごとに振り分けてダンスを創り上げる          &lt;対象&gt;大野城市内在住または通勤・通学・ボランティア等の活動者 ※経験不問・年齢制限なし(未就学児～小学2年生までは保護者同伴必須)          &lt;会場&gt;市内4コミュニティセンター &lt;時間&gt;①9:30～11:30 ②14:00～16:00</p>			

事業名	<共催>令和6年度大野城まどかぴあ芸術助成事業「木管三重奏で聴く、ウィンターコンサート」	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	①令和7年2月1日 ②令和7年2月2日	実施回数	①4回 ②2回	
対象人数	409 人	参加人数	入場者 205 人 参加者 14 人	
事業費計	200,000 円	うち事業者負担	200,000 円	うち参加者負担 一 円
事業内容	<p>一般市民から広く企画を募集し、採択された事業。その文化芸術事業へまどかぴあが助成をすることで、双方の持つツールやノウハウを活かしながら、地域住民が気軽に参加・鑑賞できる事業となり、併せて地域の文化芸術振興に寄与できる人材を発掘し増やしていくことができる意図がある。年々、申込件数も減少し2件の中で採択された。企画内容がまどかぴあコンサートでは実施しない木管三重奏だったこと、対象者をコンサート等に参加することが難しい乳幼児と一般に分け2回行うなど、多世代が楽しめるよう工夫した点を評価し採択。またコンサート前日、パート別クリニックを実施し、音楽愛好者育成の意図も評価された。コンサートは、2回実施の意図のとおり終始和やかな雰囲気が進み、小さなお子さんにとっては良いコンサートデビューになったと思われる。主催者は、大野城市在住の音楽家であり、今後のまどかぴあの事業への協力なども期待でき、地域の文化向上のための連携の可能性も考えられる。</p> <p>&lt;参加料・入場料&gt;①1,000円 ②1,500円・小学生以下500円          &lt;時間&gt;①14:00～・15:00～・16:00～(3パート×3回)②11:00～・15:00～          &lt;会場&gt;①多目的ホール、練習室2 ②多目的ホール(全席自由)          ※参加料・入場料収入については共催のためなし</p>			

事業名	版画ビエンナーレ関連企画 版画体験～木版リトグラフ ワークショップ～	新規・継続	<input checked="" type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 継続事業		
実施時期	令和7年2月9日・16日	実施回数	2回		
対象人数	24 人	参加人数	22 人 (①12人 ②10人)		
事業費計	53,420 円	うち事業者負担	8,700 円	うち参加者負担	44,720 円
事業内容	<p>大野城まどかぴあ版画ビエンナーレの関連企画として、版画への関心や知識を深める版画芸術普及のための初心者向け講座を開催した。初心者でもとりかかりやすい技法で3時間程度で完成する木版リトグラフの講座とし、講師は版画ビエンナーレの審査員でもある古本氏の教え子であり、昨年の版画講座でアシスタントを務めた美術作家へ依頼した。当初1回の予定であったが予想をはるかに上回る応募により、2回開催した。初心者向け講座のため、版画についての座学を40分行い、休憩をはさんで作業の説明後、実技の時間を2時間半とした。懸念されていた制作時の混雑については、参加者の下絵の図案の複雑さによって版へ転写する時間が異なり、作業工程に時間差ができたため発生しなかった。刷りを3回ずつ行ったことで、参加者も回を重ねることにスムーズに作業ができた。</p> <p>&lt;参加料&gt;2,000円 &lt;時間&gt;13:00～17:00 &lt;会場&gt;工作室</p>				

事業名	子ども向けワークショップ まどかぴあ春の自由研究 はじめての狂言体験	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業 <input checked="" type="checkbox"/> 継続事業		
実施時期	令和7年3月28日～30日	実施回数	3回		
対象人数	18 人 ×3日	参加人数	15 人(延べ) (最終日観覧者10人)		
事業費計	295,100 円	うち事業者負担	283,100 円	うち参加者負担	12,000 円
事業内容	<p>この事業は、令和3年度から行っており、小学校アウトリーチ事業で芸術体験に興味関心を持った子どもたちへ、さらに深く楽しんでもらうために企画したもの。今年度は、小学6年生の教科書で習う「狂言」での実施。狂言経験の有無に関わらず、まずは表現する事の楽しさや伝統芸能を知るきっかけとし、3日間のワークショップで「柿山伏」の発表をすることでより深く狂言の魅力や可笑しみを体験してもらうことを目的とした。講師は、アウトリーチでもおなじみの福岡大蔵会(5人)に依頼した。教科書での学習を踏まえ、対象を小学5年から中学3年とした。3月最後の土日を含む日程が悪かったのか、自分の意思がないと参加しないであろう対象学年のせい、伝統芸能の敷居が高かったのか、応募が少なく大変苦労した。市内小中学校全員へのチラシ配布や、大ホールでの狂言鑑賞体験時の声かけも行ったが全く反応がなく、最終参加者は5人だった。ワークは山伏と畑主に分かれて複数で同じ役を演じるもので、最終日の発表時は、大蔵会から紋付き袴や備品を借用し、着せてもらい、セリフを暗記をして行った。演目全てを3日間で行うのは大変難しく、シーンごとに分けて演じれば負担も少なかったのではないかと、また、伝統芸能は所作も難しいので、今後WSとして行うのであれば、講師との更に綿密な打ち合わせが必要と感じた。</p> <p>&lt;参加料&gt;2,000円 &lt;時間&gt;13:30～16:30(3日間とも) &lt;会場&gt;練習室1・小ホール(発表)</p>				

【教育普及型事業】

事業名	まどかぴあ支援三団体事業	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	3回	
対象人数	600 人 おおの大文字太鼓	参加人数	入場者589 人 参加者80人	
	600 人 大野城市民劇団迷子座		入場者626 人 参加者20人	
	700 人 大野城市民吹奏楽団		入場者748 人 参加者61人	
事業費計	830,000 円 うち事業者負担	830,000 円	うち参加者負担	0 円
事業内容	<p>支援三団体(おおの大文字太鼓・大野城市民劇団迷子座・大野城市民吹奏楽団)の自主活動の充実を図り、地域文化の向上および振興に資する事業を支援することを目的に実施。事業費については助成金支出のみ。上記対象人数等の報告は、各団体が主催で開催する、年1回まどかぴあの大ホールでの定期公演についてのもの。</p> <p>定期公演については次のとおり。          おおの大文字太鼓:「大野城和太鼓フェスティバル2024」7/28・13:00～・500円          大野城市民劇団迷子座:「～大野城物語～タスケ岩の伝説」9/1・14:00・1,000円          大野城市民吹奏楽団11/17・14:00～・500円</p> <p>なお、支援三団体については、育成期を経て長く支援しており、外部事業評価委員会でも幅広い文化芸術団体の掘り起こし及び支援を行うよう指導を受けていることから、今後については適正な支援の在り方および事業内容について理解を求め、見直しを進めていく。</p>			
事業名	ティータイムコンサート	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年5月28日～令和7年2月21日	実施回数	4回	
対象人数	528 人	参加人数	600 人	
事業費計	223,689 円 うち事業者負担	222,454 円	うち参加者負担	1,235 円
事業内容	<p>年4回ギャラリーモールにて入場無料のコンサートを行い、良質の音楽を気軽に楽しんでいただく機会を提供することで、様々なジャンルの音楽に触れ、音楽文化に対する興味関心を広げ、まどかぴあ事業への関心を喚起する事を目的に開催した。コロナ禍では、密集を防ぐため多目的ホールで人数の制限を行い実施していたが、令和5年度5月の5類移行を受け、通常の運営に戻した。オープンプロアで立ち寄りやすく、設営いす席以外に多くの立ち見が出てしまう。通路でもあるので、整列の人員が必要となっている。音楽を楽しむだけではなくマナーアップも含めて、観客育成に取り組む、ティータイムの有料コンサートから事業化した「音のわコンサート」や他の事業にも参加意欲が出るよう促していきたい。</p> <p>&lt;開催日及び内容&gt;①5/28 ハープとリュート ②8/20 ハーモニカとピアノ ③11/21 チェロとピアノ ④2/21 オカリナとギター</p>			
事業名	アウトリーチ事業	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年9月3日～令和7年3月19日	実施回数	36回	
対象人数	—	参加人数	3,274 人	
事業費計	2,743,520 円 うち事業者負担	2,743,520 円	うち参加者負担	0 円
事業内容	<p>学校や福祉施設等にアーティストを派遣するアウトリーチ事業を行った。学校については、2・4・6年生対象とし、アーティストと交流する特別な体験を通じて、子どもたちの想像力や表現力を育み、豊かな感性や創造性の育成をめざした。芸術体験を目的とすることを学校側と相互理解のうえ、プログラムの整理やアーティストとの打合せ等を行った。また、コロナ禍で、体験型プログラムの一部を鑑賞型に変更していたが、現在は体験型に戻すことができている。6年生対象プログラムの狂言については、大ホールに(当館が有する)仮設能舞台を建て、学校ごとにバスを出し、ホール鑑賞体験として、子どもたちを招待している。子どもたちがこの経験を活かして古典芸能への理解を深めるきっかけとなってくれることを願うものである。福祉施設等へは社会福祉協議会に推薦を依頼し、まどかぴあに来館することが困難な2事業所に対して、音楽コンサートを実施し、芸術文化の鑑賞・体験の機会を創出した。今後は更に広く芸術文化の醸成のために地域施設へのアウトリーチも視野に入れ取り組んでいきたい。</p>			

事業名	大野城まどかぴあ友の会Presents 高畑淳子トークショー～気負わず漕ぎ出す～	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年9月28日	実施回数	1回	
対象人数	600 人	参加人数	708 人	
事業費計	2,567,627 円	うち事業者負担	576,827 円	うち参加者負担 1,990,800 円
事業内容	<p>令和2年度の友の会リニューアル以降、友の会会員への日頃の感謝を表すとともに非会員への入会促進を目的に年に1回行う事業。他事業より下げ幅の大きい友の会会員価格を設定し、毎年ジャンルの異なる出演者による、主にトークショーをメインに実施している。テレビドラマやバラエティ、舞台や映画に大活躍のゲストで、満席となった。笑いあり涙ありのトークに観客の満足度は高かった。今後も、基本的に上半期に開催し、会員入会促進につなげていきたい。</p> <p>&lt;入場料&gt;3,000円(グランド会員2,000円)</p>			
事業名	メディア芸術事業「まどかのメディアア rt Pook Playgrounds～3つのインタラクティブ 展示～」	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年10月19日～31日	実施回数	1回	
対象人数	800 人	参加人数	2,919 人	
事業費計	908,556 円	うち事業者負担	908,556 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>メディア芸術についての理解を深めるとともに、芸術表現の多様性、可能性について考える機会を創出し、市民及び地域住民の文化芸術活動の活性化を促す目的で開催。ギャラリーモールに1点、展示コーナーに2点、小さなお子さんから大人まで自由に参加でき、動きや声を吹き込むことで音や光、映像が変化する体験型の作品を展示した。期間中、何度も体験するリピーターも多くみられた。デジタルやテクノロジーを駆使したメディアアート作品は、新鮮な驚きと感動を与えてくれ、今後大きな可能性を秘めたものであり、引き続き市民へ体験の機会を提供していく予定。ただし当館には事業で必要な機材が揃わないため、可能性を見極め、講師に依頼する際は仕様に注意を払って行うものとする。</p>			
事業名	西部航空音楽隊 ファミリーコンサート	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年12月25日	実施回数	1回	
対象人数	600 人	参加人数	636 人	
事業費計	108,192 円	うち事業者負担	108,192 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>長年、航空自衛隊春日基地と共催で行ってきたコンサートだが、今年度はコロナ禍で実施できていない自治体が多いとのことで、自衛隊福岡地方協力本部に音楽隊派遣を申請し、主催事業として開催。吹奏楽の素晴らしさを、質の高い演奏技術で、年齢問わずに、身近な会場で気軽に楽しむ機会を提供することを目的に実施した。例年であれば、共催相手の春日基地側が行う、チラシ作成・入場者募集・当日の運営も当課が担った。入場客数把握のために、無料ではあるが、グランド会員先行、先着順のチケット制とした。配布当初から反響も良く、早々に配布枚数も終了し、関心の高さが窺われた。年々減っていた入場者数も、今年度は平日にも拘らず盛り返した。1部はスタンダードナンバー、2部はクリスマスに因んだ曲の演奏で、会場は大いに盛り上がった。無料で子連れOKの本格的なコンサートは、地域に根ざした公共ホールならではのものであり、出演者が自衛隊音楽隊だからこそ開催できる事業なので、引き続き、連絡を密にし、スケジュール状況を確認しながら共催事業として開催していきたい。</p>			

事業名	共同研究(市・九大)アートマネジメント研究	新規・継続	<input checked="" type="checkbox"/> 新規事業	<input type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	①令和6年8月31日～令和6年10月20日 ②令和6年12月1日～令和7年1月26日	実施回数	①6回 ②4回	
対象人数	①90人 ②40人	参加人数	①61人(延べ人数) ②34人(延べ人数)	
事業費計	0 円	うち事業者負担	0 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>大野城市では、「大野城市芸術文化振興プラン」に基づいて、芸術文化振興のための様々な取り組みを行っている。今年度は、市と共同研究で芸術文化活動を行い支える人材育成のためのアートマネジメント研究のプログラムとして、ファシリテーター養成講座(全6回)と大野城市芸術文化情報サイト「ツナグト」レポーター養成講座(全4回)を実施。企画・運営は九州大学院芸術工学研究院長津研究室が担う。次年度も引き続き共催で実施し、令和8年度は、ファシリテーター養成講座についてはまどかぴあが主として運営を担う予定。</p> <p>講師:①古賀今日子(俳優)②三好剛平(編集者、株式会社三声舎代表)・長津結一郎(九州大学大学院芸術工学研究院 准教授)</p>			

事業名	大野城まどかぴあ友の会	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	1回	
対象人数	-	参加人数	グランド会員457人・WEB会員2,423人	
事業費計	476,425 円	うち事業者負担	△ 217,275 円	うち参加者負担 693,700 円
事業内容	<p>まどかぴあに愛着を持つ顧客を増やし、様々な事業を通して文化芸術の振興を図り、文化芸術に関心がある人たちに確実に情報を届け、効率的な事業の集客増に繋げることを目的とした事業。令和2年度にリニューアルし、年度ごとの会員制となり、インターネットによる予約やコンビニでの発券など支払等の利便性が向上し、年々利用が増加傾向にある。また、無料のWEB会員登録も可能になったことで広範な地域からの利用も増えた。今後もニーズを探りつつ、顧客満足度を上げていく工夫を図る。</p> <p>グランド会員年会費:1,500円</p>			

事業名	サポーターバンクぐるぐる	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	1回	
対象人数	39人(登録人数)	参加人数	125 人 (活動延べ人数・研修含む)	
事業費計	136,076 円	うち事業者負担	136,076 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>ボランティアスタッフとして公演運營業務のサポートを依頼し、運営面から文化芸術に触れる機会を提供することで、市民参画を促進しまどかぴあ事業への理解を高めてもらうことを目的とする。募集は年度ごとで、それに伴い募集期間や説明会も設定。現サポーターにも年度ごとに更新をしていた。年度当初の説明会では、大ホール等の見学や舞台用語の説明、サポーター活動の心構え等を行った。また、スキルアップのための研修会も例年1回は実施し、今年度は、知的・発達障がい児について学んだ。活動者を募るため、月例の調査票を送付しているが、メールを活用し郵送代の削減を図っている。また、登録者は多いが、有効活動者が減っており、都合が合うサポーターを見つけることが困難な時もある。職員とサポーターが顔を合わせる機会も活動時のみで、帰属意識が低いのも原因の一つではないかと懸念する。次年度は、チラシ織り込み作業など裏方作業を活動に入れたり、交流会を行うなど活性化を図りたい。</p>			

◆生涯学習センター

事業名	定期講座	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	106回(延べ1,731回)	
対象人数	38,956人	参加人数	37,830人	
事業費計	19,800,666 円	うち事業者負担	△ 10,503,834 円	うち参加者負担 30,304,500 円
事業内容	<p>市民の健康と文化的な生活の向上を目的に、幼児から高齢者までを対象とした定期講座を実施した。1年間講座と後期6ヵ月講座についてはそれぞれ全41講座・全32講座開講できたが、前期6ヵ月講座が1講座は定員未達、1講座は急な講師都合により閉講となった。</p> <p>講座としては初心者の方が安心して受講できるような環境を提供した。ジャンルは多岐に渡り、伝統的な文化講座として茶道、華道、書道、陶芸、表装、美術や趣味の講座として絵画、写真、工芸、料理、刺繍、着物リメイク、ウクレレ、歌、ギター、英会話、韓国語、運動系の講座として太極拳、気功、ヨガ、フラダンス、体幹トレーニング、子ども講座としてバレエ、英会話、絵画、書道、プログラミング、リトミックを実施した。</p> <p>また、9月に行っていた定期講座発表会を令和5年度より、後期受講生募集時期の前の7月に「まなび体験フェア」として実施。受講生の発表及び講座PRの場として、展示、体験、販売を行い、多くの来場者で賑わった。</p> <p>令和5年度より、リニューアルした講座システムでは、受講料の口座引き落としができるようになり、利用者が増え、利便性が向上した。なお、受講生専用サイトを立ち上げ、情報発信サービスの向上に努め、電話や窓口での問い合わせが若干減り、講座の企画の充実に注力することができた。</p>			

事業名	短期講座	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	57回(延べ133回)	
対象人数	2,811人	参加人数	2,710人	
事業費計	1,384,050 円	うち事業者負担	△ 813,850 円	うち参加者負担 2,197,900 円
事業内容	<p>生涯学習のきっかけ作りや市民ニーズを把握するための短期講座を年間55講座実施した。</p> <p>年間を通じて、季節に合わせた講座(梅しごと、季節ごとの花おはぎ、春の球根花遊び、X'masスワッグ、青竹で迎えるお正月、あじろ編みで簡単かごバッグを作ろう、麴を使った恵方巻づくり、簡単・本格おせち、そば打ちに挑戦)の他、親子や子ども対象の講座(なかよし家族のベビーマッサージ、子どものねりきり、初夏を感じるキラキラボトルを作ろう!)等、幅広い世代層に向けて実施した。</p> <p>また、新規の定期講座化を狙った講座(着物リメイク、楽しく学ぶ旅行英会話、はじめての絵画、初めてのドライポイント(銅版画)、家庭料理レッスン)を実施し、好評につき、後期6ヵ月講座として2つの新規講座が開講でき、次年度の定期講座として3講座繋げることができた。なお、55講座には、定期講座キャンセル待ち者の救済措置として行った臨時特別講座3講座を含む。(家庭でできるパン作り、体幹トレーニング、男の料理)</p> <p>なお、普及支援事業として、講座から発展したサークルに対する活動支援の一環で、参加とりまとめを行っている「まどかフェスティバル」においては、各サークルの作品展示、ステージ発表を予定していたが、豪雨のため作品展示のみとなった。</p>			

◆男女共同参画推進事業

事業名	企業のための男女共同参画事業 (管理運営事業)	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年5月31日	実施回数	1回	
対象人数	目標:60人	参加人数	13人	
事業費計	74,581 円	うち事業者負担	74,581 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>大野城市内に事業所や工場をもつ企業を対象とした研修会・講座を行い、職場における新しい法制度の周知や働きやすい職場環境づくりの促進に向けた取り組みを進めるために実施している。組織が抱える課題解決のために講座実施前に受講者アンケートをとり、講師との打ち合わせを行うなど、参加メリットにつながる工夫を行った。講座後、後追い調査として参加してもらった企業に今後対応していきたい組織内の課題を聴き取り、ニーズに応じた講座の企画につなげたい。</p> <p>テーマ:「男性の育休で組織力UP! ～推進の具体策と企業のメリットを知る～」</p> <p>講師:佐々木 圭子(一般社団法人WE-Next理事)</p>			

事業名	アスカラ防災講座 (旧アスカラおでかけ教室)	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年6月15日	実施回数	1回	
対象人数	目標:70人	参加人数	35人	
事業費計	59,380 円	うち事業者負担	59,380 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>男女共同参画の視点を盛り込んだ防災講座として、市内4カ所のコミュニティセンターを会場として実施した。講師は複数の防災士が所属し、避難所運営やパッキングの普及活動を他市でも精力的に実施しているアスカラ登録団体であり、地域女性リーダー育成講座第2期修了生の団体に依頼した。回を重ねるごとに内容や運営面でのスキルアップを図ることができている。</p> <p>テーマ:「災害時に温かくホッとする防災食を みんなでパッキングを知ろう！」</p> <p>※令和8年度からの会場は大野城まどかぴあに戻し、別の観点からの防災・減災講座を企画していきたい。</p>			

事業名	アスカラわくわくひろば	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年7月21日	実施回数	1回	
対象人数	目標:2,400人	参加人数	1,657人	
事業費計	49,637 円	うち事業者負担	49,637 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>アスカラの存在や活動目的の周知を図るために、多くの市民が気軽に参加できるイベントを実施している。男女共同参画に関する掲示や「男女共同参画レベルチェックシート」など簡単なアンケートや啓発物の配布などを行い、男女共同参画の啓発を促すことができた。特に、子育て世代への啓発を図るため、子どもたちが楽しめる内容を工夫しセンター登録団体をはじめ各関係団体と協力して実施している。各団体がそれぞれの強みを生かして企画・運営することで、団体のモチベーションとエンパワーメントの向上につながっている。</p> <p>※実施日は、地域の夏まつりと重ならないよう配慮していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真でつづるアスカラの1年</li> <li>・情報誌「すてっぷ」、掲示物「窓」、壁新聞「ほっぷ」</li> <li>・こども市</li> <li>・アスカラバザー</li> <li>・わくわくポーリング</li> <li>・スタンプラリー</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイバックを作ろう♪</li> <li>・「男女共同参画」絵本の読み語り</li> <li>・わくわく工作体験</li> <li>・かるたであそぼう！</li> <li>・摩呂子さんのハートのワークショップ</li> <li>・大野ジョー&amp;まどかちゃんのグルーティン</li> </ul>			

事業名	男性のための男女共同参画事業 アスカラ子育て応援講座(管理運営事業)	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年8月24日、31日	実施回数	2回	
対象人数	目標:40人	参加人数	73人	
事業費計	84,390 円	うち事業者負担	84,390 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>固定的性別役割分担意識にとらわれず、全ての人々が自分らしく様々な活動ができる社会のあり方を考える機会とすることを目的に実施している。今年は、子育て中の男性が子どもと共に家事(食事づくりや片付け)を通して我が家の家事分担を考えることで家事の属人化を軽減し、自分や家族の時間を楽しむヒントを学ぶ場とした。講師をセンター登録団体としたことで、活動の目的を意識した啓発内容を盛り込むことができた。</p> <p>第1回「ぼくにわたしにまかせてお昼ごはん チーズバーガーセットを作ろう！」 福岡友の会 筑紫方面 南ヶ丘最寄</p> <p>第2回「お片付け上手になるための親子講座」 岡村 景子(整理収納アドバイザー住宅収納スペシャリスト)</p>			

事業名	大野城市男女共生講座(管理運営事業)	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年8月27日～11月14日	実施回数	4回	
対象人数	目標:450人	参加人数	362人	
事業費計	100,222 円	うち事業者負担	100,222 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>男女が共に生き生きと個性を伸ばして暮らすことができる社会づくり(=男女共同参画社会)の啓発の機会とすることを目的に実施している。学びの場として、男女共同参画の視点を取り入れ、様々な視点で講座を企画している。また、講座の企画・運営を一般公募による実行委員会形式で行うことで市民目線で共に創り上げる市民参加型の講座づくりを行った。</p> <p>第1回「今を生きる～共に輝く明日をめざして～」  納富昌子(RKB毎日放送エグゼクティブアドバイザー)</p> <p>第2回「アンちゃんと考えよう! 女性が輝く社会」 アン・クレシーニ(北九州市立大学 准教授)</p> <p>第3回「メイクは心を笑顔(えがお)にする」 江口美和子(フラワーメイクアカデミー代表)</p> <p>第4回「ドキドキ! すてきな大野城ワンダーランド～歴史に現れた女性の力～」  大野城のスゴイ人発見シリーズ 赤司善彦(大野城心のふるさと館 館長)</p>			

事業名	男性のための男女共同参画事業 「生涯現役」応援セミナー(管理運営事業)	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年10月26日	実施回数	1回	
対象人数	目標:32人	参加人数	27人	
事業費計	50,750 円	うち事業者負担	50,750 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>ジェンダー平等や男女共同参画の視点で男性への啓発を進めると共に、変化する社会での課題から今後の方向性を展望し、具体的な行動につなぐためのきっかけづくりとする。今年、ジェンダー平等の視点では女性と同じく男性にも生きづらさがあることを理解し、互いが生きやすい社会をつくるための具体的なヒントを得ることができた。</p> <p>・テーマ「男らしさからもっと自由に! ～“らしさ”にしばられない生き方～」  ・講師/坂無 淳(福岡県立大学 人間社会学部 准教授)</p>			

事業名	DV防止キャンペーン事業 (管理運営事業)	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年11月7日～11月25日	実施回数	-	
対象人数	目標:-	参加人数	579人	
事業費計	55,052 円	うち事業者負担	55,052 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>例年11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市民や大野城まどかぴあ来館者に対し、運動の周知や女性に対する暴力の問題に関する情報提供を行った。女性の人権を尊重し、パープルリボンに象徴されるDV防止への意識を高める機会とした。</p> <p>11月7日～25日  ・まどかぴあ1階ギャラリーモールにパープルリボンの装飾、1階3階にツリーの設置  ・DV防止キャンペーンのポスター、チラシの掲示及び設置</p> <p>11月12日  ・西鉄福岡(天神)駅周辺での街頭啓発キャンペーンに参加</p> <p>11月16日  ・講演会「つぶされる心～DV被害の実態～」  講師:山崎 あづさ(弁護士)</p>			

事業名	小中学生図画ポスター・標語コンクール (管理運営事業)	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年9月30日～令和7年2月15日	実施回数	-	
対象人数	目標:-	参加人数	3,521人	
事業費計	171,723 円	うち事業者負担	171,723 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>大野城市内小中学生に男女平等の意識をもってもらうとともに、図画ポスター・標語の創作活動を通じて男女共同参画社会への理解と関心を深めてもらう。また、3週間にわたりギャラリーモールに入賞作品展示をすることで、多くの来館者に男女共同参画を身近なものとして感じてもらう啓発につないでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作品応募締切 9月30日</li> <li>・応募数/図画ポスター443点、標語972点</li> <li>・入賞作展示 2月6日～2月27日 まどかぴあ1階ギャラリーモール</li> <li>・展示来場者数/2,100人</li> <li>・表彰式 2月15日(アスカラ共生フォーラムのプログラム内で実施) 6人</li> </ul>			

事業名	第8回 アスカラ共生フォーラム	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和7年2月15日	実施回数	1回	
対象人数	目標:1,300人	参加人数	1,071人	
事業費計	730,084 円	うち事業者負担	630,384 円	うち参加者負担 99,700 円
事業内容	<p>市民が気軽に参加し、男女共同参画について楽しく学べるイベントを提供することで、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会づくり(=男女共同参画社会)の啓発と男女平等推進センターのPRを行った。また、イベントの企画・運営を一般公募および登録団体メンバーによる実行委員会形式で行うことで、市民と共働で創る事業として実施している。</p> <p>フォーラム内で小中学生図画ポスター・標語コンクールの表彰式を行うことで、多世代に向けた啓発に努めている。</p> <p>&lt;多目的ホール事業&gt; 13:00開場/13:30開演</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①開会式 実行委員長、大野城市長、アスカラ所長挨拶</li> <li>②アスカラ「男女共同参画」小中学生図画ポスター・標語コンクール表彰式</li> <li>③講演:「一 大野城から日本人女性初8000m峰14座完全制覇へ」 出演:渡邊 直子(登山家・看護師)</li> <li>④閉会式 副実行委員長挨拶</li> </ol> <p>&lt;ギャラリーモール事業&gt; アスカラバザー 11:00～13:30 出店:男女平等推進センター登録団体、関係団体(7団体)</p>			

事業名	情報交流ひろば・アスカラギャラリー事業 (管理運営事業)	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	-	
対象人数	目標:-	参加人数	4,020人	
事業費計	8,945 円	うち事業者負担	8,945 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>情報交流ひろばとアスカラギャラリーを利用して、男女共同参画に関する情報発信に努めた。男女共同参画に関するチラシやリーフレットの設置や講座やイベントの参加者、キッズルーム利用者が交流する場の提供を通し、アスカラを身近なものとして感じてもらい、活動内容の広報に繋がっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民グループ・ボランティア団体等の活動をPRするためのポスター掲示にも利用している。</li> </ul>			

事業名	情報収集提供事業（管理運営事業）	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業 <input checked="" type="checkbox"/> 継続事業		
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	—		
対象人数	目標：—	参加人数	154人		
事業費計	170,139 円	うち事業者負担	170,139 円	うち参加者負担	0 円
事業内容	<p>男女共同参画に関する書籍・雑誌・ミニコミ誌・行政資料・新聞等を整備し、市民に情報を提供することにより、市民の学習のきっかけづくりとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞は男女共同参画に関する記事をピックアップした後、利用者に関連してもらっている。</li> <li>・書籍、雑誌等は分野ごとに整理し、市民の希望に応じ貸し出している。</li> <li>・利用者の興味・関心を高めるように新刊本等の紹介をポップにして掲示し目につくようにしている。</li> </ul>				

事業名	男女平等推進センター情報誌の発行	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 継続事業		
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	25回		
対象人数	目標：—	参加人数	122人		
事業費計	41,708 円	うち事業者負担	41,708 円	うち参加者負担	0 円
事業内容	<p>サポーターや活動団体の作成した情報発信ツールの発行を行い、情報発信と男女平等推進センターの周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報サポーターによる作成 アスカラ情報誌「すてっぷ」年4回／新聞の切抜き提示物「窓」年1回</li> <li>・登録団体(17団体)による作成 壁新聞「ほっぷ」</li> </ul>				

事業名	相談事業（管理運営事業）	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業 <input checked="" type="checkbox"/> 継続事業		
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	308回		
対象人数	目標：—	参加人数	573人		
事業費計	4,842,953 円	うち事業者負担	4,842,953 円	うち参加者負担	0 円
事業内容	<p>DV被害者支援研修等へ積極的に参加し、多様化・複雑化する相談に対応することで、相談者の心理的・法律的負荷の軽減につながった。相談においては、相談者に寄り添い、潜在する悩みを引き出し整理することにより、適切な社会資源につなぐなど問題解決のための道筋を立てた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①総合相談 月曜～金曜日 9時～17時 センター相談員による面接・電話相談</li> <li>②法律相談 第1～4木曜日 13時～16時 弁護士による面接相談</li> <li>③臨床心理士による相談 月に火曜日2回 12時～15時、木曜日2回 9時～12時面接・電話相談</li> <li>④おしごと相談 第2水曜日 10時～12時 福岡県福岡労働支援事務所の相談員による面接相談</li> </ol>				

事業名	女性の自立支援事業 スキルアップのための講座	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業 <input checked="" type="checkbox"/> 継続事業		
実施時期	令和6年8月19日～9月2日	実施回数	5回		
対象人数	目標：100人	参加人数	90人		
事業費計	4,547 円	うち事業者負担	4,547 円	うち参加者負担	0 円
事業内容	<p>大野城市商工会との共催事業で、結婚・出産等で余儀なく退職した人へのスキルアップおよび、再就職を希望する人または、現在非正規雇用等の就労者で就業条件を有利にしたい人を支援する。</p> <p>第1回 8月19日 最新版JW-CADインストール、基本コマンド操作の確認  第2回 8月22日 基本コマンド操作の確認  第3回 8月26日 建築図面での活用機能(クロックメニューの活用)  第4回 8月29日 建築製図 平面図 作成  第5回 9月 2日 建築製図 平面図 作成  全5回 講師：竹中ひとみ氏(有限会社アキラ企画 代表取締役、生涯学習センター講師)</p>				

事業名	生き生きと輝く女性応援事業 (管理運営事業) 旧地域女性リーダー育成講座	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年10月5日、12日、19日	実施回数	3回	
対象人数	目標:60人	参加人数	48人	
事業費計	62,400 円	うち事業者負担	62,400 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>「すべての女性が輝く社会」を実現するために、仕事、家庭生活、地域活動などのあらゆる分野で、男女が共に活躍でき、自分らしく生きる男女共同参画社会の実現を目指す。そのために地域社会で活躍する人材を育成し、長期的な観点で将来の女性リーダーを育成するために実施している。本年は、地域女性リーダー育成講座に参加・修了されて実際に地域活動をされている二人の話を聴くことで、地域活動への興味・関心を高めることができた。地域活動や人とのつながりに興味をもった方を地域につないでいきたい。</p> <p>第1回 「人と人をつなぎ、地域で輝く女性の活躍」 大野城まどかぴあ館長 「ロールモデルが語る“私たちの地域活動”」地域女性リーダー育成事業第1期修了生 地域女性リーダー育成事業第3期修了生</p> <p>第2回 「人と人をつなぐ、ファシリテーション講座」基礎 佐藤 倫子(大学非常勤講師、ファシリテーター)</p> <p>第3回 「人と人をつなぐ、ファシリテーション講座」実践 佐藤 倫子(大学非常勤講師、ファシリテーター)</p>			

事業名	女性の自立支援事業 再就職・起業チャレンジ講座(管理運営事業)	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年10月24日～11月28日	実施回数	5回	
対象人数	目標:65人(13×5)	参加人数	110人	
事業費計	119,611 円	うち事業者負担	119,611 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>生活スタイルに応じた働き方のひとつとして、様々な在宅ワークについて知る機会を提供するとともに、近年関心が高まっているWebライターの基礎を学び、多様な働き方で経済的自立への意欲を高めることを目的とする。</p> <p>第1回 10月24日 「ゼロから始める在宅ワーク入門セミナー」 永嶋 昌子(株式会社キャリア・ママ Sr.インキュベーションマネージャー)</p> <p>第2回 11月7日、14日 「Webライターの基礎知識を学ぼう！」基礎編 大塚 拓馬(株式会社なかみ代表取締役)</p> <p>第3回 11月21日、28日 「Webライターの基礎知識を学ぼう！」実践編 大塚 拓馬(株式会社なかみ代表取締役)</p>			

事業名	託児事業	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	166回	
対象人数	目標:—	参加人数	560人	
事業費計	401,928 円	うち事業者負担	332,628 円	うち参加者負担 69,300 円
事業内容	<p>幼児をもつ市民がまどかぴあの講座やイベント等に安心して参加できるように、施設内の託児専用ルームで託児を実施し市民の学びを支援した。アスカラが主催する「託児サポーター養成講座」を修了した託児サポーターが託児を行っている。 対象/満10ヵ月～小学校就学前まで 料金/1人300円</p>			

事業名	キッズルーム事業	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	333回	
対象人数	目標:5,500人	参加人数	6,718人	
事業費計	32,327 円	うち事業者負担	32,327 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>親子で遊べる場所を提供し、希望団体による読み聞かせやお楽しみ会を実施している。305会議室を10時から15時までキッズルームとして利用し、親子の憩いの場として活用されている。また、利用者同士の情報交換や、男女平等推進センター主催事業の広報の場としても重要な役割を果たしている。定期的にアンケートを実施し、利用者の声を把握している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由遊び 対象／未就学児とその保護者、利用時間／毎日10:00～15:00(休館日を除く)</li> <li>・お楽しみ会 回数／年14回、内容／パネルシアター・折り紙・手遊び・歌遊び・人形遊び</li> </ul>			

事業名	啓発・事業サポーター活動支援事業	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	76回	
対象人数	目標:320人	参加人数	247人	
事業費計	127,343 円	うち事業者負担	127,343 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>大野城市男女共同参画条例を基に男性も女性も共に生き活きと暮らし、居心地の良い社会やまちづくりをめざして「男女共同参画」の重要性を市民に広く知らせる活動とともに、アスカラ事業の運営のサポートをしている。また、新規サポーターの養成およびスキルアップのための講座を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業サポーターの活動内容 アスカラ主催の講座や講演会等の運営補助(会場設営、撤去、受付、資料準備など) アスカラ事務所・関係施設(キッズルーム・情報交流ひろば)の環境整備など</li> <li>・毎月の定例会(毎月第2木曜日)</li> <li>・男女共同参画の大切さを伝えるための学習会やワークショップ 11月2日「絵本の読み語り」まどかフェスティバルプログラム内 ※大雨のため中止</li> <li>・啓発・事業サポーター養成講座 1月21日 初心者から学べる「実践 読み語り講座～伝える力～」</li> </ul>			

事業名	情報サポーター支援事業	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	13回	
対象人数	目標:200人	参加人数	81人	
事業費計	58,427 円	うち事業者負担	58,427 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>男女平等推進センターの情報発信ツールの作成を行うとともに、新規サポーターの養成およびスキルアップのための講座を行っている。情報サポーターの活動として、取材、原稿、男女平等推進センター情報誌「すてっぷ」年4回発行のための取材、原稿、編集会議を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞切抜き掲示物「窓」作成(年1回)</li> <li>・男女平等推進センター壁新聞「ほっぷ」作成(センター関係団体持ち回り)</li> <li>・情報サポーター養成講座:「～伝わる情報誌とは～」参加者49人 第1回 「文章編」取材の心がまえ、伝えたいことを文章にするポイントを学ぶ 第2回 「デザイン編」情報誌作成時の色の組み合わせによる効果や制作のポイントを学ぶ</li> </ul>			

事業名	託児サポーター活動支援事業	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	26回	
対象人数	目標:450人	参加人数	451人	
事業費計	83,226 円	うち事業者負担	83,226 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>託児サポーターの活動として、託児、託児ルームの定期的な環境整備および定例会を実施するとともに、アスカーラは、新規サポーター養成およびスキルアップのための講座を実施し支援している。</p> <p>◇養成講座(現サポーターのフォローアップ研修を兼ねる)</p> <p>第1回 6月18日 「託児サポーターの心得～子どもと関わるボランティア～」 山田 朋子(中村学園大学 教育学部 児童幼児教育学科 准教授)</p> <p>第2回 7月10日 「幼児と楽しむ絵本の選び方と読み聞かせ」 宮原 美智子(語りの森代表)</p> <p>第3回 7月18日 幼児安全法(幼児救急救命) 又は 23日 日本赤十字社 福岡県支部 幼児安全法担当職員</p> <p>第4回 7月30日 「子どもとの接し方と一緒にできる簡単な運動」 佐伯 美香(特定非営利活動法人 Wing-Wing 身体力講師)</p>			

事業名	登録団体支援事業	新規・継続	<input checked="" type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	87回	
対象人数	—	参加人数	472人	
事業費計	12,981 円	うち事業者負担	0 円	うち参加者負担 12,981 円
事業内容	<p>大野城まどかぴあ男女平等推進センター登録団体活動を支援している。アクティブルームを中心にミーティングや資料作成を行い団体のエンパワメントを促進している。登録団体が月毎に作成する壁新聞『ほっぷ』を掲示することで、団体の活動内容を市民にPRし団体とセンターの協働につながった。</p> <p>登録団体には、積極的にセンター事業に参加・協力等を行ってもらった。 (特にアスカーラわくわくひろば・アスカーラ共生フォーラムでのバザーの参加等)</p> <p>【支援内容】:アクティブルームの使用。パソコン・印刷機等の使用。ロッカー、メールボックス、掲示板、ちらし棚の使用等。</p>			

事業名	大野城共生ネットワーク活動支援事業	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	14回	
対象人数	19団体	参加人数	157人	
事業費計	0 円	うち事業者負担	0 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	「大野城共生ネットワーク」の総会、役員会および個人・団体代表者会の支援。			

◆図書館事業

事業名	第18回図書館子どもまつり ～子ども読書の日記念事業～	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月20日～5月12日	実施回数	1回	
対象人数	1,100人	参加人数	1,856人	
事業費計	32,397 円	うち事業者負担	32,397 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>4月23日の子ども読書の日を記念し、児童の読書への関心の向上と図書館利用促進のため実施した。おはなしパーティーは、ボランティアの協力を得て実施した。令和元年度まではおはなし会と工作を一日で終了する事業だったが、令和3年度の第15回より工作を中止し期間を長くしてクイズラリーをしている。今年度でクイズラリーも4回目となり、図書館に来るきっかけになっているように見受けられる。</p> <p>「はるのおはなしパーティー」 …年代別おはなし会(赤ちゃん、幼児・小学生)、ブックトーク、ボードゲーム</p> <p>「図書館からの挑戦状」 …幼児～小学生を対象に図書館内に隠されたクイズに回答してもらい景品を渡す 「エブロンシアター展示」「おためしキッズタイム」</p>			

事業名	読み聞かせボランティア入門講座	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年6月10日～6月29日	実施回数	4回	
対象人数	48人	参加人数	54人	
事業費計	41,182 円	うち事業者負担	41,182 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>子どもへの読み聞かせボランティアをこれから始めたい人や、始めて3年以内の人を対象とした入門講座。令和6年度より平日に受講できない人を対象に土曜日のコースを作った。初めての試みだったがすぐに定員に達し、需要があることが分かった。ボランティア活動の経験が豊富な講師による講義と実習は学ぶことが多かったと好評であった。講座終了後の調査では、土曜日コースの受講者は月曜日コースに比べボランティアグループへの所属が少なかったが、土曜日のおはなし会に入り実習をすることができた。</p> <p>第1回 Aコース6月10日(月) Bコース6月15日(土) 第2回 Aコース6月24日(月) Bコース6月29日(土) 講師:羽地亜希子氏</p>			

事業名	こどものくに 「紙のどうぶつえん」	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年8月3日	実施回数	2回	
対象人数	60人	参加人数	82人	
事業費計	82,208 円	うち事業者負担	82,208 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>夏休み中の子どもたちに向け、広い場所を使った大型の工作イベントを行い、ものを作る楽しさを体験してもらおう事業。講師に来ていただき段ボールを使って動物を作るワークショップは毎年好評である。当日キャンセルがあることを見込んで多めに受け付け、キャンセル待ちも受け付けたことで、定員を割ることなく実施できた。令和6年度は筑紫中央高校のボランティア部から3名の学生にスタッフとして来てもらい、工作補助や会場の片付けなどをしてもらった。</p> <p>①10:00～12:00 ②13:30～15:30 講師:津田 三朗氏</p>			

事業名	地域貸出文庫連絡協議会支援事業	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年8月18日	実施回数	2回	
対象人数	120人	参加人数	141人	
事業費計	60,000 円	うち事業者負担	60,000 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>地域貸出文庫連絡協議会支援事業の助成金で第44回親子読書会が開催された。参加された親子は絵本の読み聞かせ後、文庫の方から作り方を教わりながら工作を楽しんでいた。令和6年度から運営の見直しを行い、文庫が主催する事業であることを改めて確認した。図書館は助成金の支払いと提出された計画書やチラシをもとに広報を行い、それ以外の受付や会場準備などは文庫の方々にしてもらうよう整理した。</p> <p>【第44回親子読書会 ～親子で心豊かな時間を過ごそう～】          内容:おはなし会+工作 10:00~12:00、13:00~15:00 会場:303、304会議室          ①さかなつり          ②いろいろおりがみ          ③毛糸で作るポンポンキーホルダー</p>			

事業名	第29回まどかぴあ読書感想画コンクール	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年9月2日~12月7日 (作品募集期間から表彰式まで)	実施回数	1回	
対象人数	750人(応募数)	参加人数	573人(応募数)	
事業費計	214,238 円	うち事業者負担	214,238 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>読書で得た感動や想像した世界を画で表現してもらうことにより、子どもたちの読書意欲や自己表現力を高めることを目的として実施した。令和4年度の第27回より入選作品の展示を2階の展示コーナーで行っている。作品を見た方にクリスマスツリーを模した掲示物にシールを貼ってもらうことで、人数の把握やアンケート回収の向上につながっている。今回各団体に、募集の案内文書と一緒にポスター、チラシ、応募票の送付枚数についてのアンケートを送付した。その結果を活かし、より効率よく準備を進める。</p> <p>応募資格:市内外を問わず、幼児~小学生まで          部門:①幼児の部 ②小学生低学年 ③小学校高学年          表彰:最優秀賞1点、優秀賞6点(各部門から2点ずつ)、優良賞9点(各部門から3点ずつ)、奨励賞(全部門から最大5点)          ※奨励賞は表彰式の出席はなく、後日絵とともに賞状を渡す          審査員:安河内俊明(画家・まどかぴあ理事長)・津田三朗(彫刻家)          表彰式:令和6年12月7日(土)          会場:まどかぴあ2階 小ホール(表彰式)、展示コーナー(作品展示)</p>			

事業名	図書館へようこ！ 2024	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年10月24日~11月10日	実施回数	1回	
対象人数	3,120人	参加人数	3,476人	
事業費計	245,863 円	うち事業者負担	245,863 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>より多くの方に図書館に関心を持ってもらうため、親子で参加できるイベントや本の特集展示などを実施した。メイン企画である絵本ライブ講師のさいとうしのぶ氏が言葉やわらべうたの絵本を多く出版していることから、事業全体のテーマを「ことば」にした。絵本ライブは申込当日2時間で定員に達し、当日も盛況であった。特集展示の本については多くの利用者が手に取っており、図書館入口の広報物にも足をとめる姿が見られた。今後も、図書館を利用するきっかけとなるような事業を企画していきたい。</p> <p>①さいとうしのぶの絵本ライブ ②特集展示「ことばの箱推し」          ③館内特集「ことばあそび」 ④エプロンシアター展示          ⑤お楽しみ袋 ⑥ボードゲーム+バックヤードツアー          ⑦わらべうたであそぼう ⑧おためしキッズタイム</p>			

事業名	読み聞かせボランティアスキルアップ講座 ～おはなし会を楽しむためのステップアップ～	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年11月11日～11月25日	実施回数	3回	
対象人数	90人(各回30人)	参加人数	73人	
事業費計	38,527 円	うち事業者負担	38,527 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>読み聞かせボランティア活動を始めておおむね3年以上の人を対象としたスキルアップ講座。全3回のうち、第3回のみ初心者の参加可。第1回と第2回は、おはなし会のプログラムの組み方や絵本の組み合わせ、パネルシアターや小道具の使い方、第3回は赤ちゃんとの絵本の楽しみ方についての講義と実演があった。</p> <p>第1回 11月11日(月) 色々な絵本の組み合わせでおはなし会を楽しもう (講師:八尋理恵氏)  第2回 11月18日(月) おはなし会でパネルシアターや小道具を使ってみよう (講師:草場昌代氏、補助員1名)  第3回 11月25日(月) 赤ちゃんとの絵本を楽しもう (講師:八尋理恵氏)</p>			

事業名	語りの講座	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和7年1月30日～3月6日	実施回数	3回	
対象人数	48人(各回16人)	参加人数	34人	
事業費計	39,620 円	うち事業者負担	39,620 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>読書ボランティアとして活動中で、初心者から経験年数3年以内の方を対象とした講座。第1回は語りについての講義や講師による実演、第2回は受講生による実習・講評、第3回はプログラムの作り方についての講義や実演があった。</p> <p>※語り…ストーリーテリング。おはなしを覚え、本を持たずに子供たちに語って聞かせる手法。</p> <p>第1回 1月30日(木)  第2回 2月27日(木)  第3回 3月6日(木)  講師:上村あつ子氏</p>			

事業名	としょかんのおはなし会	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	わくわくおはなし会 90回 おひざでだっこ 48回 スペシャルおはなし会 10回	
対象人数	2,522人(わくわく:1,302人・おひざ:960人 スペシャルおはなし会:260人)	参加人数	2,645人(わくわく:1,339人・おひざ:955人・ スペシャルおはなし会:351人)	
事業費計	15,894 円	うち事業者負担	15,894 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>赤ちゃん・幼児・小学生が本と出会うきっかけとなり読書の楽しさを知ってもらうため、おはなし会を実施した。コロナ禍前、土曜日のおはなし会は幼児と小学生の日程を分けていたが現在は年齢を分けずに1日に2回実施している。令和元年度に導入した出席カードの効果もあり、参加者が比較的定着している。令和5年度からは不定期土曜日におはなし会の後に工作や遊びを行う「ひらめきデー」をしており毎回参加者が多い。</p> <p>・わくわくおはなし会(幼児～小学生向け)毎週土曜日 ①10:30～11:00 ②11:15～11:45  ※ひらめきデーは不定期土曜日 ①10:30～11:00 ②11:30～12:00  ・おひざでだっこ(赤ちゃんと保護者向け)毎週火曜日 10:30～10:45  ・スペシャルおはなし会  ・夜ばなし 7月27日(土)19:00～20:00  ・真夏のスペシャルおはなし会(3回) 8月10日(土)10:15～11:55  ・クリスマススペシャルおはなし会(3回) 12月21日(土)10:15～11:55  ・赤ちゃんとのえほんであそぼう(2回) 1月21日(火)10:15～12:00  ・わくわくおはなしまつり 1月25日(土)10:30～11:30</p>			

事業名	布の絵本・エプロンシアター製作	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月18日～令和7年3月13日	実施回数	全16回	
対象人数	150人	参加人数	166人	
事業費計	31,831 円	うち事業者負担	31,831 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>布の絵本製作ボランティア「ちくちく」は令和4年度より火曜日と木曜日に活動していた2班を1班に統合した。会員減少による統合であったが、感染症が落ち着き始めたころから参加会員が増え、令和6年度4～7月は午前と午後に分けたが、午前の参加が少なかったため8月からは午後のみ活動とした。令和6年度は4点作品を完成させ、このうち布の絵本2点は貸出用資料として一般利用者に提供した。</p> <p>〈令和6年度完成作品〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・布の絵本2点 「しかく」、「だーれだ？」</li> <li>・エプロンシアター2点 「サンタさんをさがそう」、「はみがきブラッシー」</li> </ul>			

事業名	情報発信事業	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	—	
対象人数	—	参加人数	—	
事業費計	93,496 円	うち事業者負担	93,496 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>各世代に向け、事業やおすめの本の紹介など図書館の情報を幅広く発信するため、情報誌の発行とホームページの運営を行った。</p> <p>【情報誌の発行】</p> <p>「Parala」(一般向け)</p> <p>発行形態: 年6回×1,500部=年9,000部 A4判4ページ 自館印刷</p> <p>配布箇所: 図書館内・まどかびあ館内設置、図書館新規登録者への配布、市内各施設(公民館、学校、保育所等)、近隣図書館他</p> <p>「こばらら」(子ども向け)</p> <p>発行形態: 年6回×1,500部=年9,000部 秋の特別号年1回×1,000部=年1,000部 A5判4ページ 自館印刷</p> <p>配布箇所: 図書館内、市内各小学校、保育所等</p> <p>「わいわいぱらら」(10代向け)</p> <p>発行形態: 年5回×220部=年1,100部 A6判4ページ、A3カラーポスター(市内中学校掲示用) 自館印刷</p> <p>配布箇所: 図書館内、市内各中学校等</p> <p>「Babyぱらら」(赤ちゃんと保護者向け)</p> <p>発行形態: 年6回×1,000部=年6,000部 A6判4ページ 自館印刷</p> <p>配布場所: 図書館内、保育所等</p> <p>【図書館ホームページの運営】</p> <p>事業の案内、新規サービスの紹介など利用者にとって使いやすいホームページ作りに努めた。また、令和5年10月からインスタグラムを開始した。事業の報告や特集コーナーの紹介、10代向けの本の紹介などを行っている。</p>			

事業名	図書館資料の整備	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	—	
対象人数	収集点数:11,449点、除籍点数:13,756点	参加人数	—	
事業費計	19,999,997 円	うち事業者負担	19,999,997 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>〈収集〉年間予算20,000,000円の中で、図書館資料の収集と蔵書の更新を計画的に進めた。市が策定した「大野城市民読書活動推進計画」において、特集コーナー、バリアフリー資料、外国語資料の充実が求められていることから、利用者の多様な要望に応えられるよう資料の収集を行っている。</p> <p>〈除籍〉内容が古くなった資料や保存年限が過ぎた雑誌を除籍した。年に3回、市内各施設への優先配布と利用者への配布をして有効活用を図った。</p>			

事業名	団体貸出	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	通年	実施回数	—	
対象人数	—	参加人数	65団体 貸出冊数:16,325冊	
事業費計	0 円	うち事業者負担	0 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>市内の小中学校、保育所、地域貸出文庫、福祉施設などの施設を対象に長期間の貸出を行った。令和4年度からコメダ珈琲店の登録利用も継続している。今後もサービスについてのPRを積極的に行い、利用促進に努めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セット貸出…学校配本としては、市内小学校10校に、低学年用320冊、中学年用120冊をセットにして年2回貸出を行った。</li> <li>・特別貸出…大野城市内の小中学校及び保育所等に対し、1ヶ月100冊(※小中学校は200冊)を上限として貸出を行った。</li> <li>・地域貸出文庫図書交換…市内28ヶ所に設置されている地域貸出文庫を対象に、年2回(5月・11月)、5文庫に貸出を行った。貸出期間は次回交換日とし、貸出冊数の上限はない。</li> </ul>			

事業名	図書館サービス事業	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	開館日数:324日	
対象人数	—	参加人数	貸出人数:258,110人	
事業費計	— 円	うち事業者負担	— 円	うち参加者負担 — 円
事業内容	<p>市内外の在住に限らず、資料の閲覧・貸出・返却・リクエスト・レファレンス等の図書館サービス業務を行った。コロナをきっかけに棚に並んでいる本に予約ができる在架予約が定着し、必要な本を効率的に借りて帰る利用者が増加した。令和4年4月からは資料郵送貸出サービス、令和6年12月からはコミュニティセンターへの団体貸出を開始した。また、令和5年4月からは、大野城市・粕屋町・志免町・新宮町の4自治体で「しあわせ電子図書館」を開始した。図書館に来館せずに本を楽しむサービスが充実しつつある。</p> <p>令和6年度実績: 貸出冊数 942,920冊 相互貸借(借受) 2,811冊  リクエスト件数 97,816件 相互貸借(貸出) 1,548冊  レファレンス件数 8,392件 複写枚数 2,598枚</p>			

事業名	移動図書館運行事業	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	運行日数:214日	
対象人数	—	参加人数	4,418人(貸出人数)	
事業費計	3,243,141 円	うち事業者負担	3,243,141 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>図書館から遠い地域に住む方や年配の方、子育て中で図書館に来られない方など本館利用が難しい方を利用対象とし、約3,000冊の本を載せて公民館、公園、コミュニティセンターなどを2週間に1度、3ヶ所の福祉施設と併せて市内26ヶ所を巡回した。令和3年4月からは隔週日曜日に南コミュニティセンターへの巡回を開始し、平日に利用できなかった方が多く利用されており定着している。また、市が策定した「大野城市民読書活動推進計画」で移動図書館のイベント等への出張が重点となる事業に上げられていることから、11月と3月にステーション以外の場所に停車し本の貸出を行った。平日には来られない親子連れなどが訪れ、PRをすることができた。</p> <p>令和6年度実績: 貸出人数:4,418人 貸出冊数:22,832冊</p>			

#### ◆管理課事業

事業名	貸館事業	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	334日	
対象人数	—	参加人数	169,825人	
事業費計	239,000 円	うち事業者負担	239,000 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>地域住民に対してホールや会議室等の貸出を行っている。利用者が安全で快適に施設を使用できるように、施設や備品の修繕買替等を行い、安心、安全で快適に施設を提供できるように管理運営に務める。</p>			

事業名	まどかぴあ市民大学おとなの楽校	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年7月～11月	実施回数	4回	
対象人数	380人	参加人数	374人	
事業費計	481,199 円	うち事業者負担	267,049 円	うち参加者負担 214,150 円
事業内容	<p>地域住民に学びの機会を提供し、楽しく学術的好奇心を満たしていただく事をめざして「五感で楽しむ」をテーマに、テーマにそった講師による講演会を実施した。</p> <p>1時間目 味覚 ちゃんと食べてちゃんと生きる 講師 村上祥子氏  2時間目 触覚 彫刻に触れて見えてきた世界 講師 片山博詞氏  3時間目 視覚・聴覚 講談を見て、聞いて 福岡紅塾 塾生  4時間目 嗅覚 においと脳の不思議な世界 岡本剛氏</p>			

事業名	バックステージツアー	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年8月17日	実施回数	1回	
対象人数	40人	参加人数	40人	
事業費計	21,233 円	うち事業者負担	1,233 円	うち参加者負担 20,000 円
事業内容	<p>小学生とその保護者を対象に、まどかぴあのファン獲得を目的とし、まどかぴあ内及び大野城心のふるさと館を回るバックステージツアーを開催した。まどかぴあ内の図書館閉架書庫、地下機械室、換気ピット、大ホール舞台、調光室等を巡り、調光室では、舞台担当者の説明により照明装置体験を行った。大野城心のふるさと館特別展の“黄金の茶室と福岡のお茶”とコラボレーションをし、黄金の茶ノ木を見つけ出すストーリーで楽しく館内を巡るツアーとなった。毎年恒例の夏休みの楽しいイベントとなっている。</p>			

事業名	大野城ウィンターイルミネーション2024	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	令和6年11月17日～12月25日	実施回数	1回	
対象人数	—	参加人数	804人	
事業費計	1,258,960 円	うち事業者負担	1,258,960 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	<p>大野城まどかぴあ、大野城心のふるさと館、大野城市社会福祉協議会、大野城市にぎわいづくり協議会で連携をし、大野城まどかぴあ南側広場にイルミネーションを設置し点灯式を行った。また、市内の団体に呼びかけ、みんながつながる希望の灯りとしてイルミネーションを設置し、地域住民にイルミネーションを巡り写真を投稿するとプレゼントが当たる企画を実施した。冬のイベントとして定着し、来館者増につながっている。</p>			

## 17. 自主事業実施状況

事業名	清涼飲料水自動販売機設置等事業	参加人数	
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	
事業内容	<p>利用者へのサービス提供のため、自動販売機コーナーを各階に設置し、管理運営を行う。大野城市ボランティア連絡協議会と「大野城まどかぴあ自動販売機設置等契約」により契約を締結し事業を実施している。身体障害者福祉法等により、大野城まどかぴあへの収入はない。</p> <p>・売上本数 25,919本</p>		

事業名	喫茶店設置等事業	参加人数	
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	
事業内容	<p>まどかぴあ利用者へのサービス提供のため、南国フルーツ(株)と「大野城まどかぴあ喫茶店管理運営委託契約書」を締結し事業を実施している。</p> <p>・売上金額15,442,212円(うち南国フルーツ分14,967,712円、まどかぴあ分474,500円)</p>		

事業名	学習室開放事業	参加人数	
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	
事業内容	市民サービスの向上と会議室の有効活用を図るため、当日空いている会議室を低料金で学習室として開放している。 ・小・中・高生利用者561人、一般利用者381人、収入金額119,700円		

事業名	セルフ型複写サービス事業	参加人数	
実施時期	令和6年4月1日～令和7年3月31日	実施回数	
事業内容	市民サービスの向上のため、1階総合案内前にセルフ型複写機を設置。リコージャパン㈱と「複合機賃貸借契約書」を締結し事業を実施している。 ・賃借料 250,668円 ・売上金額 82,000円		

## 18. 収支明細書

令和 6 年度

## 収入の部

(円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
指定管理者交付金	405,577,000	0	405,577,000	405,577,000	0	
利用料金収入	37,346,000	0	37,346,000	39,936,966	△ 2,590,966	まどかぴあ施設・備品使用料
自主事業収入	46,859,000	0	46,859,000	49,486,209	△ 2,627,209	
その他収入	5,132,130	0	5,132,130	7,099,027	△ 1,966,897	受取負担金・雑収入
収入合計	494,914,130	0	494,914,130	502,099,202	△ 7,185,072	

## 支出の部

(円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考	
人件費	常勤職員	147,287,000	9,241,000	156,528,000	154,213,705	2,314,295	
	非常勤職員	16,151,000	288,000	16,439,000	15,825,888	613,112	
	その他	33,105,000	2,630,000	35,735,000	33,585,135	2,149,865	理事長・館長報酬、社会保険料
事務費	福利厚生費	2,422,000	0	2,422,000	2,354,900	67,100	福利厚生倶楽部会費、中退共
	消耗品費	6,914,000	△ 5,000	6,909,000	4,729,344	2,179,656	
	通信運搬費	4,258,000	△ 11,000	4,247,000	2,926,756	1,320,244	
	賃借料	1,605,000	0	1,605,000	1,554,652	50,348	
	印刷製本費	11,751,000	0	11,751,000	9,984,803	1,766,197	
	損害保険料	798,000	0	798,000	575,448	222,552	保険料(物件費分)
	保健衛生費	439,000	0	439,000	288,969	150,031	健康診断、インフルエンザ助成金等
	その他	33,313,000	55,000	33,368,000	30,491,409	2,876,591	図書資料購入費、消耗什器備品等
管理費	水道光熱費	49,100,000	0	49,100,000	47,114,846	1,985,154	
	修繕費	14,581,000	△ 1,500,000	13,081,000	11,171,021	1,909,979	
	業務委託費	123,274,000	△ 1,540,000	121,734,000	117,738,753	3,995,247	委託費(事業費)
	一般管理費	4,494,000	1,713,000	6,207,000	5,470,140	736,860	法人会計の経費、固定資産取得費
	その他	1,189,000	18,000	1,207,000	1,029,106	177,894	印刷製本費、使用料、広告料
自主事業費	59,165,130	1,128,000	60,293,130	52,694,762	7,598,368	旅費交通費、委託費、諸謝金、租税公課	
法人税住民税及び事業税	1,351,000	△ 85,000	1,266,000	1,265,700	300		
予備費	3,000,000	△ 2,310,000	690,000	0	690,000		
積立費用	1,500,000	3,000,000	4,500,000	4,500,000	0		
支出合計	515,697,130	12,622,000	528,319,130	497,515,337	30,803,793		
差引	△ 20,783,000	△ 12,622,000	△ 33,405,000	4,583,865	△ 37,988,865		

## 貸借対照表

令和7年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	129,058,684	125,653,503	3,405,181
未収金	2,790,776	1,646,665	1,144,111
流動資産合計	131,849,460	127,300,168	4,549,292
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 基本財産	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	2,010,567	2,010,567	0
まどかびあ運営積立資産	10,000,000	10,000,000	0
財政調整積立資産	14,000,000	14,000,000	0
助成金制度設立資産	14,342,164	14,342,164	0
開館30周年記念事業資産	12,000,000	10,500,000	1,500,000
サービス向上施設整備準備資産	3,000,000	0	3,000,000
特定資産合計	55,352,731	50,852,731	4,500,000
(3) その他固定資産			
構築物	2,830,573	3,131,783	△301,210
車輛運搬具	1,433,329	2,035,330	△602,001
什器備品	11,966,760	13,621,302	△1,654,542
ソフトウェア	2,708,187	3,659,783	△951,596
預託金	25,120	25,120	0
その他固定資産合計	18,963,969	22,473,318	△3,509,349
固定資産合計	84,316,700	83,326,049	990,651
<b>資産合計</b>	<b>216,166,160</b>	<b>210,626,217</b>	<b>5,539,943</b>
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	26,267,752	29,411,168	△3,143,416
前受金	9,044,900	9,198,400	△153,500
預り金	8,674,579	3,239,106	5,435,473
流動負債合計	43,987,231	41,848,674	2,138,557
<b>2. 固定負債</b>			
預り金	0	102,000	△102,000
固定負債合計	0	102,000	△102,000
<b>負債合計</b>	<b>43,987,231</b>	<b>41,950,674</b>	<b>2,036,557</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
寄付金	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
<b>2. 一般正味財産</b>			
(うち基本財産への充当額)	(7,000,000)	(7,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(55,352,731)	(50,852,731)	(4,500,000)
正味財産合計	172,178,929	168,675,543	3,503,386
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>216,166,160</b>	<b>210,626,217</b>	<b>5,539,943</b>

# 正味財産増減計算書

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	100	800	△ 700
基本財産受取利息	100	800	△ 700
特定資産運用益	8,580	1,760	6,820
特定資産受取利息	8,580	1,760	6,820
事業収益	89,423,175	85,770,513	3,652,662
入場料収益	13,625,400	14,767,400	△ 1,142,000
シネマ施設料収益	1,165,650	1,188,200	△ 22,550
手数料収益	215,520	261,292	△ 45,772
広告・協賛金収益	0	90,000	△ 90,000
参加料収益	111,000	95,500	15,500
出品料収益	355,500	0	355,500
友の会収益	685,500	579,000	106,500
講座受講料収益	32,504,400	29,642,600	2,861,800
託児料収益	63,000	92,700	△ 29,700
受託事業収益	0	0	0
まどかぴあ利用料収益	30,059,000	28,183,701	1,875,299
まどかぴあ貸出備品等収益	9,877,966	10,175,673	△ 297,707
喫茶店営業収益	760,239	694,447	65,792
受取補助金等収益	406,992,000	389,112,292	17,879,708
指定管理者交付金収益	219,798,000	207,353,000	12,445,000
補助金収益	185,779,000	180,528,002	5,250,998
助成金収益	1,415,000	1,231,290	183,710
受取負担金収益	2,459,870	2,124,776	335,094
受取負担金収益	2,459,870	2,124,776	335,094
雑収益	1,144,347	1,330,220	△ 185,873
受取利息	352	8	344
雑収益	1,143,995	1,330,212	△ 186,217
経常収益計	500,028,072	478,340,361	21,687,711
(2) 経常費用			
事業費	462,042,467	443,408,277	18,634,190
報酬	6,264,000	6,264,000	0
給料手当	140,468,158	125,550,960	14,917,198
臨時雇賃金	13,991,266	13,720,877	270,389

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減
法定福利費	23,457,924	21,204,011	2,253,913
福利厚生費	2,078,513	2,048,256	30,257
旅費交通費	862,840	2,529,326	△ 1,666,486
通信運搬費	2,926,756	3,364,380	△ 437,624
図書資料購入費	19,999,997	19,999,999	△ 2
減価償却費	5,008,942	5,354,905	△ 345,963
消耗什器備品費	3,544,725	5,887,872	△ 2,343,147
消耗品費	4,729,344	5,983,408	△ 1,254,064
修繕費	10,878,696	11,506,212	△ 627,516
印刷製本費	9,984,803	10,194,620	△ 209,817
燃料費	537,223	174,596	362,627
光熱水料費	44,028,521	39,261,563	4,766,958
賃借料	1,554,652	1,571,871	△ 17,219
保険料	575,448	589,866	△ 14,418
諸謝金	46,916,142	43,690,988	3,225,154
租税公課	86,300	157,500	△ 71,200
支払負担金	124,400	95,400	29,000
支払助成金	1,148,150	1,210,770	△ 62,620
委託費	117,738,753	117,568,575	170,178
使用料	3,008,498	3,275,252	△ 266,754
食糧費	158,683	166,289	△ 7,606
手数料	930,133	1,070,841	△ 140,708
広告料	313,500	821,860	△ 508,360
報償費	723,000	143,000	580,000
雑費	3,100	1,080	2,020
管理費	33,216,519	34,350,372	△ 1,133,853
報酬	1,322,000	1,417,000	△ 95,000
給料手当	13,745,547	14,873,023	△ 1,127,476
臨時雇賃金	1,834,622	1,815,946	18,676
法定福利費	2,541,211	2,603,812	△ 62,601
福利厚生費	565,356	500,599	64,757
旅費交通費	152,900	85,100	67,800
通信運搬費	200,027	207,572	△ 7,545
減価償却費	573,385	563,976	9,409
消耗什器備品費	1,358,148	1,026,300	331,848
消耗品費	934,031	1,145,996	△ 211,965
修繕費	292,325	342,705	△ 50,380
印刷製本費	224,950	308,825	△ 83,875

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
光熱水料費	3,086,325	2,975,037	111,288
保険料	349,900	356,020	△ 6,120
諸謝金	1,133,000	934,500	198,500
租税公課	1,844,500	198,600	1,645,900
支払負担金	252,100	242,300	9,800
委託費	1,699,080	3,736,817	△ 2,037,737
使用料	550,158	561,845	△ 11,687
交際費	61,050	60,000	1,050
食糧費	9,807	6,302	3,505
手数料	232,099	102,099	130,000
広告料	253,998	285,998	△ 32,000
経常費用計	495,258,986	477,758,649	17,500,337
当期経常増減額	4,769,086	581,712	4,187,374
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
車両運搬具売却益	0	0	0
雑収益	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	3	△ 3
什器備品除却損	0	3	△ 3
経常外費用計	0	3	△ 3
当期経常外増減額	0	△ 3	3
税引前 当期一般正味財産増減額	4,769,086	581,709	4,187,377
法人税、住民税及び事業税	1,265,700	797,800	467,900
当期一般正味財産増減額	3,503,386	△ 216,091	3,719,477
一般正味財産期首残高	165,675,543	165,891,634	△ 216,091
一般正味財産期末残高	169,178,929	165,675,543	3,503,386
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	172,178,929	168,675,543	3,503,386

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

固定資産の減価償却方法は、定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。 (単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	10,000,000	0	0	10,000,000
小計	10,000,000	0	0	10,000,000
特定資産				
減価償却引当資産	2,010,567	0	0	2,010,567
まどかびあ運営積立資産	10,000,000	0	0	10,000,000
財政調整積立資産	14,000,000	0	0	14,000,000
助成金制度設立資産	14,342,164	0	0	14,342,164
助成金制度設立資産 (特定費用準備資金)	0	0	0	0
開館30周年記念事業資産	10,500,000	1,500,000	0	12,000,000
サービス向上施設整備準備資産	0	3,000,000	0	3,000,000
小計	50,852,731	4,500,000	0	55,352,731
合計	60,852,731	4,500,000	0	65,352,731

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。 (単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産	10,000,000	(3,000,000)	(7,000,000)	—
小計	10,000,000	(3,000,000)	(7,000,000)	—
特定資産				
減価償却引当資産	2,010,567	(0)	(2,010,567)	—
まどかびあ運営積立資産	10,000,000	(0)	(10,000,000)	—
財政調整積立資産	14,000,000	(0)	(14,000,000)	—
助成金制度設立資産	14,342,164	(0)	(14,342,164)	—
助成金制度設立資産 (特定費用準備資金)	0	(0)	(0)	—
開館30周年記念事業資産	12,000,000	(0)	(12,000,000)	—
サービス向上施設整備準備資産	3,000,000	(0)	(3,000,000)	—
小計	55,352,731	(0)	(55,352,731)	(0)
合計	65,352,731	(3,000,000)	(62,352,731)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

品名	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	6,867,290	4,036,717	2,830,573
車両運搬具	4,055,778	2,622,449	1,433,329
什器備品	32,872,998	20,906,238	11,966,760
ソフトウェア	13,405,670	10,697,483	2,708,187
預託金	25,120	0	25,120
合計	57,226,856	38,262,887	18,963,969

5. 補助金等の内訳並びに交付者・当期の増減額及びその残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
指定管理者交付金	大野城市	0	219,798,000	219,798,000	0	一般正味財産
補助金	大野城市	0	185,779,000	185,779,000	0	一般正味財産
助成金	(一社)新潟市芸術文化財団	0	816,000	816,000	0	一般正味財産
助成金	文化庁	0	599,000	599,000	0	一般正味財産
合計		0	406,992,000	406,992,000	0	

## 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記2で記載しているので省略する。

2. 引当金の明細

該当なし。

# 財産目録

令和7年3月31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的	金額	
<b>(流動資産)</b>					
	現金	手元保管		309,896	
	預金	決済用貯金 JA筑紫大野城支店	運転資金として	119,809,433	
		決済用貯金 JA筑紫大野城支店	施設利用料等収入用	3,775,055	
		決済用貯金 JA筑紫大野城支店	チケット収入用	1,672,700	
		決済用貯金 JA筑紫大野城支店	受講料収入用	3,346,000	
		振替口座 ゆうちょ銀行		0	
	普通預金 福岡銀行 下大利支店	退職金掛金引落用	145,600		
未収金		喫茶店営業使用料、電気使用料等	2,790,776		
<b>流動資産合計</b>				<b>131,849,460</b>	
<b>(固定資産)</b>					
基本財産	預金	定期貯金 JA筑紫大野城支店	法人の管理運営の用に供する財産	10,000,000	
特定資産	減価償却引当資産	決済用貯金 JA筑紫大野城支店	その他固定資産取得に備えた預金	2,010,567	
	まどかびあ運営積立資産	定期貯金 JA筑紫大野城支店	事業損害賠償補填金	10,000,000	
	財政調整積立資産	定期貯金 JA大野城支店	まどかびあ事業経費	14,000,000	
	助成金制度設立資産	普通貯金 JA筑紫大野城支店	助成団体への助成金	14,342,164	
	助成金制度設立資産	普通貯金 JA筑紫大野城支店	公益目的事業に関する特定費用準備資金	0	
	開館30周年記念事業資産	定期貯金 JA筑紫大野城支店	公的目的保有財産で文化芸術振興事業に使用	12,000,000	
	サービス向上施設整備準備資産	決済用貯金 JA筑紫大野城支店	公益目的事業に関する特定費用準備資金	3,000,000	
	その他固定資産	構築物	工作室の屋外プレハブ倉庫	公益目的保有財産で文化芸術振興事業に供する財産	1
			防水板①・②	公益目的保有財産で施設管理運営事業に供する財産	2,464,662
			コンピューター室間仕切り	公益目的保有財産で施設管理運営事業に供する財産	42,694
車輛運搬具		ギャラリーモール受付オーニング	公益目的保有財産で施設管理運営事業に供する財産	323,216	
		軽自動車 (1台)	公益目的保有財産で文化芸術振興事業に供する財産	477,857	
		軽自動車 (1台)	公益目的保有財産で施設管理運営事業に供する財産	1	
		普通自動車 (1台)	公益目的保有財産で施設管理運営事業に供する財産	955,471	
		什器備品	施設案内表示盤、パソコン等	公益目的事業の用に供する財産	9,951,087
ソフトウェア		食器洗浄機、台下冷蔵庫等	収益事業の用に供する財産	4	
		サーバー機 (1台)	法人の管理運営の用に供する財産	1	
		サーバー機 (1台)	(共有財産) うち公益目的保有財産50%	936,049	
			うち法人の管理運営の用に供する財産50%	936,051	
		シュレッダー	法人の管理運営の用に供する財産	143,568	
		会計システム及び給与システム	法人の管理運営の用に供する財産	0	
		チケット販売システム	公益目的事業の用に供する財産	0	
		ネットワークシステム構築及び勤怠管理システム関連ソフトウェア	公益目的保有財産で施設管理運営事業に供する財産	84,952	
		新講座システム	公益目的保有財産で文化芸術振興事業に供する財産	440,000	
	ネットワーク再構築機器	公益目的保有財産で文化芸術振興事業に供する財産	172,495		
預託金	会計システム	(共有財産) うち公益目的保有財産80%	1,120,795		
		うち法人の管理運営の用に供する財産20%	280,199		
	給与システム	法人の管理運営の用に供する財産	609,746		
	リサイクル預託金	公益目的保有財産で公益目的事業に供する財産	25,120		
<b>固定資産合計</b>				<b>84,316,700</b>	
<b>資産合計</b>				<b>216,166,160</b>	
<b>(流動負債)</b>					
	未払金		事業未払金等	26,267,752	
	前受金		事業前受金	9,044,900	
	預り金		源泉所得税、社会保険料等	8,674,579	
<b>流動負債合計</b>				<b>43,987,231</b>	
<b>負債合計</b>				<b>43,987,231</b>	
<b>正味財産</b>				<b>172,178,929</b>	

# 資金ベースによる収支計算書

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	1,000	100	900	
基本財産運用収入	1,000	100	900	
基本財産利息収入	1,000	100	900	
② 特定資産運用収入	1,000	8,580	△7,580	
特定資産運用収入	1,000	8,580	△7,580	
特定資産利息収入	1,000	8,580	△7,580	
③ 事業収入	84,205,000	89,423,175	△5,218,175	
文化芸術振興事業収入	15,199,000	15,816,896	△617,896	
文化芸術振興事業収入	15,199,000	15,816,896	△617,896	
生涯学習講座事業収入	30,010,000	32,494,400	△2,484,400	
生涯学習講座事業収入	30,010,000	32,494,400	△2,484,400	
男女共同参画推進事業収入	803,000	174,240	628,760	
男女共同参画推進事業収入	803,000	174,240	628,760	
図書館事業収入	1,000	4,466	△3,466	
手数料収入	1,000	4,466	△3,466	
施設管理運営事業収入	37,566,000	40,172,934	△2,606,934	
入場料収入	194,000	214,150	△20,150	
手数料収入	1,000	1,818	△818	
まどかびあ利用料収入	27,405,000	30,059,000	△2,654,000	
まどかびあ貸出備品等収入	9,941,000	9,877,966	63,034	
参加料収入	25,000	20,000	5,000	
喫茶店事業収入	626,000	760,239	△134,239	
喫茶店営業収入	626,000	760,239	△134,239	
④ 補助金等収入	405,579,000	406,992,000	△1,413,000	
指定管理者交付金収入	219,798,000	219,798,000	0	
指定管理者交付金収入	219,798,000	219,798,000	0	
補助金収入	185,779,000	185,779,000	0	
補助金収入	185,779,000	185,779,000	0	
助成金収入	2,000	1,415,000	△1,413,000	
助成金収入	2,000	1,415,000	△1,413,000	
⑤ 受取負担金収入	1,980,000	2,459,870	△479,870	
受取負担金収入	1,980,000	2,459,870	△479,870	
受取負担金収入	1,980,000	2,459,870	△479,870	
⑥ 雑収入	1,077,000	1,144,347	△67,347	
雑収入	1,077,000	1,144,347	△67,347	
受取利息収入	0	352	△352	
雑収入	1,077,000	1,143,995	△66,995	
⑦ 他会計からの繰入金収入	2,071,130	2,071,130	0	
収益事業等会計からの繰入金収入	2,071,130	2,071,130	0	
収益事業等会計からの繰入金収入	2,071,130	2,071,130	0	
事業活動収入計	494,914,130	502,099,202	△7,185,072	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
2 事業活動支出				
① 事業費支出	475,973,000	457,033,525	18,939,475	
文化芸術振興事業費支出	134,256,000	127,181,458	7,074,542	
報酬支出	3,984,000	3,984,000	0	
給料手当支出	40,551,000	40,549,666	1,334	
臨時雇賃金支出	3,176,000	3,175,590	410	
法定福利費支出	7,424,000	6,860,837	563,163	
福利厚生費支出	700,000	582,751	117,249	
旅費交通費支出	589,000	291,430	297,570	
通信運搬費支出	1,697,000	984,203	712,797	
消耗什器備品費支出	2,434,000	1,841,855	592,145	
消耗品費支出	1,046,000	661,581	384,419	
修繕費支出	278,000	187,451	90,549	
印刷製本費支出	5,588,000	4,538,755	1,049,245	
燃料費支出	22,000	9,785	12,215	
光熱水料費支出	11,920,000	11,919,820	180	
賃借料支出	170,000	150,700	19,300	
保険料支出	129,000	122,947	6,053	
諸謝金支出	41,611,000	40,636,662	974,338	
租税公課支出	27,000	12,800	14,200	
負担金支出	48,000	33,500	14,500	
助成金支出	1,411,000	1,088,150	322,850	
委託費支出	6,704,000	5,666,988	1,037,012	
使用料支出	2,309,000	1,971,148	337,852	
食糧費支出	142,000	99,506	42,494	
手数料支出	1,153,000	887,833	265,167	
広告料支出	530,000	313,500	216,500	
報償費支出	610,000	610,000	0	
雑費支出	3,000	0	3,000	
男女共同参画推進事業費支出	46,213,000	42,757,880	3,455,120	
報酬支出	1,392,000	1,392,000	0	
給料手当支出	21,031,000	21,030,149	851	
臨時雇賃金支出	1,843,000	1,825,162	17,838	
法定福利費支出	3,921,000	3,751,526	169,474	
福利厚生費支出	265,000	238,325	26,675	
旅費交通費支出	902,000	515,530	386,470	
通信運搬費支出	323,000	203,686	119,314	
消耗什器備品費支出	624,000	332,420	291,580	
消耗品費支出	1,058,000	521,323	536,677	
修繕費支出	166,000	79,140	86,860	
印刷製本費支出	1,940,000	1,748,856	191,144	
光熱水料費支出	3,991,000	3,990,233	767	
賃借料支出	0	0	0	
保険料支出	80,000	50,656	29,344	
諸謝金支出	6,862,000	5,735,039	1,126,961	
租税公課支出	2,000	1,400	600	
負担金支出	29,000	21,900	7,100	
助成金支出	25,000	0	25,000	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
委託費支出	678,000	608,908	69,092	
使用料支出	687,000	616,475	70,525	
食糧費支出	37,000	20,052	16,948	
手数料支出	5,000	0	5,000	
広告料支出	269,000	0	269,000	
報償費支出	72,000	72,000	0	
雑費支出	11,000	3,100	7,900	
図書館事業費支出	131,884,000	129,799,493	2,084,507	
報酬支出	792,000	792,000	0	
給料手当支出	63,300,000	63,299,325	675	
臨時雇賃金支出	9,261,000	8,990,514	270,486	
法定福利費支出	11,131,000	10,318,258	812,742	
福利厚生費支出	1,308,000	1,257,437	50,563	
旅費交通費支出	69,000	43,380	25,620	
通信運搬費支出	691,000	560,266	130,734	
図書資料購入費支出	20,000,000	19,999,997	3	
消耗什器備品費支出	745,000	543,070	201,930	
消耗品費支出	1,252,000	1,251,827	173	
修繕費支出	233,000	108,515	124,485	
印刷製本費支出	2,284,000	1,958,246	325,754	
燃料費支出	199,000	147,319	51,681	
光熱水料費支出	12,116,000	12,115,278	722	
貸借料支出	142,000	141,504	496	
保険料支出	53,000	52,985	15	
諸謝金支出	408,000	406,069	1,931	
租税公課支出	3,000	2,200	800	
負担金支出	89,000	69,000	20,000	
助成金支出	60,000	60,000	0	
委託費支出	7,362,000	7,299,912	62,088	
使用料支出	285,000	284,362	638	
食糧費支出	16,000	14,729	1,271	
手数料支出	43,000	42,300	700	
報償費支出	41,000	41,000	0	
雑費支出	1,000	0	1,000	
施設管理運営事業費支出	162,193,000	155,869,534	6,323,466	
報酬支出	96,000	96,000	0	
給料手当支出	15,395,000	15,393,958	1,042	
法定福利費支出	2,556,000	2,527,303	28,697	
旅費交通費支出	25,000	12,500	12,500	
通信運搬費支出	1,536,000	1,178,601	357,399	
消耗什器備品費支出	828,000	827,380	620	
消耗品費支出	3,553,000	2,294,613	1,258,387	
修繕費支出	11,762,000	10,503,590	1,258,410	
印刷製本費支出	1,939,000	1,738,946	200,054	
燃料費支出	381,000	380,119	881	
光熱水料費支出	14,774,000	14,773,090	910	
貸借料支出	1,293,000	1,262,448	30,552	
保険料支出	536,000	348,860	187,140	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
諸謝金支出	200,000	138,372	61,628	
租税公課支出	70,000	69,900	100	
委託費支出	106,990,000	104,162,945	2,827,055	
使用料支出	197,000	136,513	60,487	
食糧費支出	46,000	24,396	21,604	
手数料支出	16,000	0	16,000	
雑費支出	0	0	0	
共通（公益）	0	0	0	
喫茶店事業費支出	1,427,000	1,425,160	1,840	
給料手当支出	196,000	195,060	940	
光熱水料費支出	1,231,000	1,230,100	900	
共通（収益）	0	0	0	
租税公課支出	0	0	0	
② 他会計への繰入金支出	2,071,130	2,071,130	0	
公益目的事業会計への繰入金支出	2,071,130	2,071,130	0	
公益目的事業会計への繰入金支出	2,071,130	2,071,130	0	
③ 管理費支出	39,194,000	32,643,134	6,550,866	
管理費支出	39,194,000	32,643,134	6,550,866	
報酬支出	1,382,000	1,322,000	60,000	
給料手当支出	13,746,000	13,745,547	453	
臨時雇賃金支出	2,159,000	1,834,622	324,378	
法定福利費支出	3,057,000	2,541,211	515,789	
会議費支出	10,000	0	10,000	
福利厚生費支出	588,000	565,356	22,644	
旅費交通費支出	173,000	152,900	20,100	
通信運搬費支出	253,000	200,027	52,973	
消耗什器備品費支出	1,383,000	1,358,148	24,852	
消耗品費支出	1,064,000	934,031	129,969	
修繕費支出	642,000	292,325	349,675	
印刷製本費支出	336,000	224,950	111,050	
燃料費支出	0	0	0	
光熱水料費支出	5,068,000	3,086,325	1,981,675	
保険料支出	369,000	349,900	19,100	
諸謝金支出	1,133,000	1,133,000	0	
租税公課支出	1,845,000	1,844,500	500	
負担金支出	324,000	252,100	71,900	
委託費支出	4,303,000	1,699,080	2,603,920	
使用料支出	551,000	550,158	842	
交際費支出	162,000	61,050	100,950	
食糧費支出	10,000	9,807	193	
手数料支出	313,000	232,099	80,901	
広告料支出	320,000	253,998	66,002	
雑費支出	3,000	0	3,000	
④ 法人税、住民税及び事業税支出	1,266,000	1,265,700	300	
事業活動支出計	518,504,130	493,013,489	25,490,641	
事業活動収支差額	△23,590,000	9,085,713	△32,675,713	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	0	0	0	
助成金制度設立資産取崩収入	0	0	0	
助成金制度設立資産取崩収入	0	0	0	
什器備品等購入準備資産取崩収入	0	0	0	
什器備品等購入準備資産取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2 投資活動支出				
① 特定資産取得支出	4,500,000	4,500,000	0	
開館30周年記念事業資産取得支出	1,500,000	1,500,000	0	
開館30周年記念事業資産取得支出	1,500,000	1,500,000	0	
サービス向上施設整備準備資産取得支出	3,000,000	3,000,000	0	
サービス向上施設整備準備資産取得支出	3,000,000	3,000,000	0	
② その他固定資産取得支出	2,316,000	2,072,978	243,022	
構築物建設支出	383,000	360,800	22,200	
構築物建設支出	383,000	360,800	22,200	
什器備品購入支出	1,748,000	1,527,361	220,639	
什器備品購入支出	1,748,000	1,527,361	220,639	
ソフトウェア購入支出	185,000	184,817	183	
ソフトウェア購入支出	185,000	184,817	183	
投資活動支出計	6,816,000	6,572,978	243,022	
投資活動収支差額	△6,816,000	△6,572,978	△243,022	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	690,000	0	690,000	
当期収支差額	△31,096,000	2,512,735	△33,608,735	
前期繰越収支差額	85,349,494	85,349,494	0	
次期繰越収支差額	54,253,494	87,862,229	△33,608,735	

(注) 1. 予算額は、最終予算額を記載しています。

令和7年度 労働条件審査チェックシート

提出日		提出者	公益財団法人大野城まどかぴあ			
		↓数値のみ入力		↓数値のみ		↓数値のみ
全従業員数	62人	(内訳: 正職員	47人	パート・アルバイト	15人	その他
業務従事予定者数	62人	(内訳: 正職員	47人	パート・アルバイト	15人	その他

No	項目	確認事項	チェック
1	労働基準法	(常時雇用する従業員が10人以上の場合) 就業規則の作成及び届出をしていますか。また、労働者に周知していますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象外
2		法定事項を記載した労働者名簿を作成していますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3		法定事項を記載した賃金台帳を作成していますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4		労働条件通知書(労働契約書)により労働条件を明示していますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5		労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも60分の休憩時間を与えていますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象外
6		時間外、休日労働がある場合は、労使協定の締結・届出をしていますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象外
7		時間外、休日、深夜労働がある場合、割増賃金は適正に支払っていますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象外
8		毎週少なくとも1日、又は4週間を通じて4日以上の日を与えていますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9		年次有給休暇を正社員のほか、パートタイマーにも適正に与えていますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
10		年次有給休暇が10日以上ある従業員に対して、年5日以上取得させていますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
11	労働契約法	雇用契約を更新し5年以上となった場合、無期転換の申し出があった場合は対応していますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象外
12	最低賃金法	最低賃金以上の賃金を支払っていますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13	労働安全衛生法	出勤簿やタイムカードなどで適正に労働時間を把握していますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
14		常時雇用する従業員に対して、健康診断(雇入れ時、定期(年1回以上)など)は実施していますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
15	雇用保険法	1週の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある者をすべて雇用保険に加入させていますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
16	健康保険法 厚生年金保険法	1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上の者を健康保険・厚生年金保険に加入させていますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象外
17	労働施策総合 推進法	従業員を募集する場合に、年齢制限を設けていませんか	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
18		職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
19	男女雇用機会 均等法	労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し性別を理由とする差別的取扱いを行っていませんか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
20		婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い(解雇、退職強要等)を行っていませんか。また職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
21	育児・介護休業法	就業規則や雇用契約が、改正育児・介護休業法に適合した育児・介護休業規定になっていますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
22	パートタイム・有期雇用 労働法	通常の労働者と同視すべきパートタイム及び有期雇用労働者に対する差別的取扱いを行っていませんか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
23		パートタイム及び有期雇用労働者から正社員への転換を推進するため必要な措置を講じていますか	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象外
24	障害者雇用促 進法	障がい者の雇用率が法定雇用率(2.5%)に達していますか(従業員を40人以上雇用している場合)	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象外
25		労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し障がい者に対して差別的取扱いを行っていませんか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象外
26		募集や採用時には障がい者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をしていますか	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 対象外

改正

平成 8 年 12 月 25 日 条例第 36 号

平成 13 年 12 月 25 日 条例第 19 号

平成 14 年 12 月 25 日 条例第 27 号

平成 17 年 6 月 24 日 条例第 11 号

平成 23 年 3 月 17 日 条例第 2 号

平成 23 年 9 月 28 日 条例第 12 号

平成 25 年 3 月 26 日 条例第 5 号

平成 25 年 12 月 17 日 条例第 38 号

令和元年 7 月 1 日 条例第 10 号

大野城まどかぴあ設置条例

(設置及び目的)

**第 1 条** 市民及び地域住民の文化の振興、学習活動の支援促進、男女の自立と共同参画の都市づくりの推進等、生涯学習とコミュニティ意識の高揚に資するため、大野城まどかぴあ（以下「まどかぴあ」という。）を設置する。

(位置)

**第 2 条** まどかぴあの位置は、大野城市曙町二丁目 3 番 1 号とする。

(施設)

**第 3 条** まどかぴあは、次の各号に掲げる施設で構成する。

- (1) ホール
- (2) 図書館
- (3) 生涯学習センター
- (4) 男女平等推進センター

(事業)

**第 4 条** まどかぴあは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 音楽、演劇、美術その他芸術文化事業の企画、実施に関する事。
- (2) 講座、講演会、研修会、展示会、読書会等の開催及びその奨励に関する事。
- (3) 図書及び資料の収集、整理保存、貸出及び読書案内、読書相談等図書館活動の推

進に関する事。

- (4) 学習機会の提供及び学習活動のための創作、練習、発表の場の提供等、学習センターとしての生涯学習及び学習活動の支援促進に関する事。
- (5) 男女共同参画社会の推進に向けた総合的な取組等、市民と共に行動する拠点施設としての男女平等推進センターの活動に関する事。
- (6) 各種情報の収集、処理及び提供に関する事。
- (7) 各種の相談に関する事。
- (8) 施設の利用その他の便宜供与に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、まどかぴあの目的達成に必要な事。

(使用の許可)

**第5条** まどかぴあの施設（図書館を除く。以下「文化施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 男女平等推進センターのアクティブルームを使用できる者は、大野城まどかぴあ男女平等推進センター使用登録団体（次項において「使用登録団体」という。）とする。
- 4 使用登録団体に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(使用許可の制限)

**第6条** 市長は、文化施設等の使用について次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備をき損し、若しくは滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になると認められるとき。
- (4) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消)

**第7条** 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可を取り消し、又は停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、

市は賠償その他の責を負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 前条第3号に規定する場合に該当することとなったとき。
- (5) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(入場の制限)

**第8条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- (2) 火薬その他の危険物又は他人の迷惑となる物品若しくは動物類（身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
- (3) 職員の指示に従わない者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(使用料)

**第9条** 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(休館日及び開館時間)

**第10条** まどかぴあの休館日及び開館時間は、別表第2のとおりとする。

- 2 市長が特に必要と認めた場合は、前項に規定する休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(指定管理者による管理)

**第11条** 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、まどかぴあの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- 2 法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にまどかぴあの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 3 法第244条の2第9項の規定により、前項の利用料金の額は、第9条第1項に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

- 4 指定管理者は、市長が別に定める場合を除くほか、利用料金を減免し、又は還付することができない。
- 5 第1項の規定により指定管理者にまどかぴあの管理を行わせる場合における第5条第1項及び第2項並びに第6条から第8条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 6 第1項の規定により指定管理者にまどかぴあの管理を行わせる場合は、前条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同条第1項に規定する休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(指定管理者の指定)

**第12条** 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、まどかぴあの管理を行わせるに最適な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画の内容が、公平な使用が図られるものであること及びまどかぴあの効用を最大限に発揮させるものであること。

(2) 事業計画の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること及び設置の目的を達成するために十分な能力を有していること。

(4) その他市長がまどかぴあの性質又は目的に応じて定める基準

- 3 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う業務)

**第13条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) まどかぴあの使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務
- (3) まどかぴあの利用料金の徴収、利用料金の還付等に関する業務
- (4) まどかぴあの施設及び附属設備等の維持及び補修に関する業務

(5) その他まどかぴあの管理及び運営に関して市長が必要と認める業務

(個人情報取扱い)

**第14条** 指定管理者は、まどかぴあの管理に当たり、個人情報の漏えいの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は前条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(目的外使用等の禁止)

**第15条** 使用者は、使用許可を受けた目的以外に施設を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(委任)

**第16条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年7月27日から施行する。

(施行日前における準備行為等)

2 この条例の施行の日前においても、この条例の施行の日以後のまどかぴあの施設の使用の許可その他まどかぴあの運営上必要な行為を行うことができる。

#### 附 則 (平成8年条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定は、平成9年4月1日以後に使用許可の申請がなされたものに係る使用料について適用し、同日前に使用許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成13年条例第19号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成14年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成17年条例第11号）**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 指定管理者にまどかぴあの管理を行わせる場合においては、当該指定管理者が管理を行うこととされた日前に市長がした承認その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、当該指定管理者がした承認その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

**附 則（平成23年3月17日条例第2号）**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の各条例（大野城市表彰条例及び大野城市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒及び服務等に関する条例を除く。）の規定は、施行日以後に使用許可の申請がなされたものについて適用し、同日前に使用許可の申請がなされたものについては、なお従前の例による。

**附 則（平成23年9月28日条例第12号）**

**改正**

平成25年3月26日条例第5号

平成25年12月17日条例第38号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の大野城まどかぴあ設置条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後において使用許可の申請がなされたものに係る使用料について適用し、同日前に使用許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 前項及び改正後の条例別表第1（備考を除く。）の規定にかかわらず、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間における基本使用料の額は、次表の使用許可の申請の日の区分に従い、それぞれ同欄に掲げる額とする。

施設区分		使用許可の申請の日									
		平成24年4月1日から 平成26年3月31日まで					平成26年4月1日から 平成28年3月31日まで				
		使用区分				冷暖房 料  (1時 間当た り)	使用区分				冷暖房 料  (1時 間当た り)
		午前 (9時 から12 時まで)	午後 (13時 から17 時まで)	夜間 (18時 から22 時まで)	終日 (9時 から22 時まで)		午前 (9時 から12 時まで)	午後 (13時 から17 時まで)	夜間 (18時 から22 時まで)	終日 (9時 から22 時まで)	
大ホ ール	平日	13,020	17,220	19,320	49,560	4,200	14,250	18,570	20,730	53,550	4,320
	土・日 曜日・ 休日	15,540	20,580	23,100	59,220		16,840	22,030	24,620	63,490	
小ホ ール	平日	2,890	3,860	4,800	11,550	840	3,100	4,140	5,110	12,350	860
	土・日 曜日・ 休日	3,240	4,590	5,770	13,780		3,640	4,890	6,150	14,680	
多目 的ホ ール	平日	3,840	5,120	6,400	15,360	840	4,070	5,440	6,790	16,300	860
	土・日 曜日・ 休日	4,590	6,090	7,680	18,360		4,890	6,480	8,150	19,520	
楽屋1		650	880	1,110	2,640	—	710	980	1,260	2,950	—
楽屋2		650	880	1,110	2,640	—	710	980	1,260	2,950	—
楽屋3		330	440	540	1,310	—	380	490	590	1,460	—

楽屋 4	330	440	540	1,310	—	380	490	590	1,460	—
リハーサル 室 1	1,320	1,740	2,160	5,220	—	1,480	1,910	2,340	5,730	—
リハーサル 室 2	1,000	1,320	1,630	3,950	—	1,160	1,480	1,810	4,450	—
練習室 1	1,000	1,320	1,630	3,950	—	1,160	1,480	1,810	4,450	—
練習室 2	330	440	540	1,310	—	380	490	590	1,460	—
展示コーナ ー	1,000	1,320	1,630	3,950	—	1,160	1,480	1,810	4,450	—
調理実習室	1,320	1,740	2,160	5,220	—	1,480	1,910	2,340	5,730	—
和会議室	650	880	1,110	2,640	—	710	980	1,260	2,950	—
茶室	330	440	540	1,310	—	380	490	590	1,460	—
工作室	1,320	1,740	2,160	5,220	—	1,480	1,910	2,340	5,730	—
美術室	1,000	1,320	1,630	3,950	—	1,160	1,480	1,810	4,450	—
201会議室	330	440	540	1,310	—	380	490	590	1,460	—
202会議室	1,320	1,740	2,160	5,220	—	1,480	1,910	2,340	5,730	—
301会議室	1,000	1,320	1,630	3,950	—	1,160	1,480	1,810	4,450	—
302会議室	650	880	1,110	2,640	—	710	980	1,260	2,950	—
303会議室	1,630	2,180	2,730	6,540	—	1,810	2,410	3,020	7,240	—
304会議室	1,000	1,320	1,630	3,950	—	1,160	1,480	1,810	4,450	—
キッズルー ム (305会議 室)	—	—	1,110	—	—	—	—	1,260	—	—
306会議室	1,000	1,320	1,630	3,950	—	1,160	1,480	1,810	4,450	—
アクティブ ルーム	無料	無料	無料	無料	—	無料	無料	無料	無料	—
付属設備等	規則で定める額					規則で定める額				

附 則 (平成25年 3 月 26 日 条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(大野城まどかぴあ設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 大野城まどかぴあ設置条例の一部を改正する条例(平成23年条例第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(経過措置)

3 この条例による改正後の大野城まどかぴあ設置条例別表第1(備考を除く。)及び前項の規定による改正後の大野城まどかぴあ設置条例の一部を改正する条例附則第3項の規定にかかわらず、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間おける施設区分及び基本使用料の額は、前項の規定による改正前の大野城まどかぴあ設置条例の一部を改正する条例附則第3項に規定する施設区分及び基本使用料の額とする。

**附 則**(平成25年12月17日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条、第2条及び第4条の規定による改正後の各条例の規定は、平成26年4月1日以後に使用許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料金を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に使用許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**(令和元年7月1日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例(以下「改正後の各条例」という。)の規定は、施行日以後の使用に係る使用料(利用料金を含む。以下この項及び次項において同じ。)について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日以後の使用に係る使用料は、同日前においても、改正後の各条例の規定に基づき徴収することができる。

## 別表第 1 (第 9 条関係)

## 基本使用料

(単位：円)

施設区分		使用区分				冷暖房料 (1時間当 たり)
		午前 (9時から 12時まで)	午後 (13時から 17時まで)	夜間 (18時から 22時まで)	終日 (9時から 22時まで)	
大ホール	平日	15,400	19,800	22,000	57,200	4,400
	土・日曜日・休日	18,040	23,320	25,960	67,320	
小ホール	平日	3,300	4,400	5,390	13,090	880
	土・日曜日・休日	3,850	5,170	6,490	15,510	
多目的ホ ール	平日	4,290	5,720	7,150	17,160	880
	土・日曜日・休日	5,170	6,820	8,580	20,570	
楽屋 1		770	1,100	1,430	3,300	—
楽屋 2		770	1,100	1,430	3,300	—
楽屋 3		440	550	660	1,650	—
楽屋 4		440	550	660	1,650	—
リハーサル室 1		1,650	2,090	2,530	6,270	—
リハーサル室 2		1,320	1,650	1,980	4,950	—
練習室 1		1,320	1,650	1,980	4,950	—
練習室 2		440	550	660	1,650	—
展示コーナー		1,320	1,650	1,980	4,950	—
調理実習室		1,650	2,090	2,530	6,270	—
和会議室		770	1,100	1,430	3,300	—
茶室		440	550	660	1,650	—
工作室		1,650	2,090	2,530	6,270	—
美術室		1,320	1,650	1,980	4,950	—
201会議室		440	550	660	1,650	—
202会議室		1,650	2,090	2,530	6,270	—

301会議室	1,320	1,650	1,980	4,950	—
302会議室	770	1,100	1,430	3,300	—
303会議室	1,980	2,640	3,300	7,920	—
304会議室	1,320	1,650	1,980	4,950	—
キッズルーム（305会議室）	—	—	1,430	—	—
306会議室	1,320	1,650	1,980	4,950	—
アクティブルーム	無料	無料	無料	無料	—
付属設備等	規則で定める額				

#### 備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
をいう。
- 2 次の各号に掲げる場合の使用料（冷暖房料を除く。）は、基本使用料に当該各号  
に定める率を乗じて得た額とする。
  - （1） 営利のための展示、即売会等を主たる目的として使用する場合 100分の250
  - （2） 前号に掲げる場合のほか、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」  
という。）を徴収する場合 次に掲げる率
    - ア 入場料等の最高額が1,500円以上3,000円未満のとき 100分の200
    - イ 入場料等の最高額が3,000円以上5,000円未満のとき 100分の220
    - ウ 入場料等の最高額が5,000円以上のとき 100分の250
- 3 ホールを使用する者が、当該使用に係る舞台練習又は催物の準備のためにホール  
を使用する場合の使用料は、当該ホールの基本使用料に100分の50を乗じて得た額と  
する。この場合においては、備考2の規定は、適用しない。
- 4 午前及び午後又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合は、使用区分  
間の1時間の使用料（冷暖房料を除く。）は徴収しない。
- 5 使用区分を超過して使用する許可を受けた場合の1時間当たりの超過使用料は、  
使用目的にかかわらず、次のとおりとする。

時間の区分	超過使用料の額	摘要
12時から	使用区分の9時から12時までの欄に定める基	備考2又は備考3に規定す る使用における超過使用料
13時まで	本使用料の額を3で除して得た額	

17時から 18時まで	使用区分の18時から22時までの欄に定める基本使用料の額を4で除して得た額	は、左記の区分で得た額にそれぞれ備考2各号又は備考3に規定する率を乗じて得た額とする。
22時から 9時まで	使用区分の18時から22時までの欄に定める基本使用料の額を4で除して得た額に100分の120を乗じて得た額	

- 6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。
- 7 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 8 まどかぴあを2日以上連続して使用する許可を受けた場合の使用料は、使用する使用区分に応じた基本使用料とする。ただし、その連続使用期間中において使用区分を超過して使用する許可を受けた場合は、備考5の規定を適用する。
- 9 この表によって計算した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 10 キッズルーム（305会議室）の基本使用料は、会議室としての使用（18時から22時までの間に限る。）に係る基本使用料とする。

**別表第2（第10条関係）**

施設名	休館日	開館時間
図書館	(1) 毎月の第1及び第3水曜日（その日が休日に当たるときは、その次の平日） (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日 (3) 貸出文庫図書交換日 (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内において市長が定める期間）	10時から18時まで（金曜日は10時から20時まで、土曜日は10時から19時まで）
上記以外の施設	(1) 毎月の第1及び第3水曜日（その日が休日に当たるときは、その次の平日） (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日	9時から22時まで

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日を除く日をいう。

改正

平成8年2月21日規則第5号  
平成12年3月31日規則第13号  
平成14年12月25日規則第42号  
平成17年8月8日規則第25号  
平成19年2月1日規則第7号  
平成20年2月4日規則第5号  
平成20年4月23日規則第21号  
平成21年6月4日規則第22号  
平成23年9月28日規則第28号  
平成24年1月30日規則第2号  
平成25年3月29日規則第15号  
平成25年12月17日規則第28号  
平成29年5月25日規則第11号  
平成30年2月15日規則第6号  
令和元年7月1日規則第5号  
令和3年2月12日規則第7号  
令和3年6月2日規則第38号  
令和3年11月26日規則第55号  
令和6年3月13日規則第3号

大野城まどかぴあ設置条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、大野城まどかぴあ設置条例（平成7年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(入館者の心得)

第3条 まどかぴあに入館する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけること。
- (2) 危険物又は動物（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (3) 所定の場所又は指定した場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (4) 許可なくして物品の販売、展示、又は広告類の掲示、配付その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 施設をき損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) その他職員の指示を遵守すること。

## 第2章 文化施設等

（使用許可の申請）

**第4条** 条例第5条の規定によりまどかぴあの施設（図書館を除く。以下「文化施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大野城まどかぴあ使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 大ホール、小ホール及び多目的ホール（以下「ホール」という。）は使用しようとする日（以下「使用日」という。）の1年前から7日前までとする。

(2) ホール以外の施設は、使用日の6月前から使用日当日までとする。ただし、ホールと併用するときは、前号に定める期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、男女平等推進センターのアクティブルーム（以下「アクティブルーム」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用日の6月前から使用日当日までに、大野城まどかぴあアクティブルーム使用受付簿（様式第1号の2）に記入しなければならない。ただし、付属設備等の使用のみを目的とする場合にあっては、口頭によることができる。

（使用の許可）

**第5条** 市長は、使用を許可したときは、大野城まどかぴあ使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。ただし、アクティブルームの使用を許可した場合にあっては、この限りでない。

2 文化施設等の専用使用は、引き続き7日（展示コーナーについては、14日）を超えて許可しない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（使用の取消し）

**第6条** 文化施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用を取り消そうとするときは、大野城まどかぴあ使用取消申請書（様式第3号。以下「取消申請書」という。）に許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、アクティブルームの使用の許可を受けた者が、使用を取り消そうとするときは、口頭によりこれを行うものとする。

（付属設備等の使用料）

**第7条** 付属設備等の使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、災害その他使用者の責に帰することができない事由により、申請書に記載された時間（以下「申請時間」という。）の一部について使用できなかったときは、1回の使用料に使用できた時間数を申請時間の時間数で除して得た数を乗じて得た金額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

（使用者の遵守事項）

**第8条** 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）施設の収容定員を超えて入場させないこと。
- （2）責任者及び必要に応じて整理員を置き、施設内外の秩序維持と入場者の安全確保の措置を講じること。
- （3）使用を許可されていない施設及び付属設備を使用しないこと。
- （4）入場者に第3条各号に掲げる事項を守らせること。
- （5）その他職員の指示を遵守すること。

（特別の設備）

**第9条** 使用者は、特別な設備をしようとするとき又は備付け以外の器具等を搬入し使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、許可書にその旨を表示して行う。

（事前の打合せ）

**第10条** ホールの使用者は、使用日の7日前までに職員と施設等の使用方法その他必要な事項を打ち合わせなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

**第11条** 条例第9条第2項ただし書の規定により、使用料を還付する場合及び還付額は次のとおりとする。

(1) 災害その他使用者の責に帰することができない事由により、使用できなくなったとき。

ア 申請時間のすべてについて使用できなかったとき。 全額

イ 申請時間の一部について使用できなかったとき。 使用料に使用できなかった時間数を申請時間の時間数で除して得た数を乗じて得た金額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 市の都合により使用の許可を取り消したとき 使用料の全額

(3) 取消申請書が提出されたとき。

ア ホールの使用者が使用日の6月前までに取消申請書を提出したとき。 使用料の全額

イ ホールの使用者が使用日の30日前までに取消申請書を提出したとき。 使用料の50パーセント

ウ ホールの使用者が使用日の7日前までに取消申請書を提出したとき。 使用料の20パーセント

エ ホール以外の施設の使用者が使用日の2月前までに取消申請書を提出したとき。 使用料の全額

オ ホール以外の施設の使用者が使用日の3日前までに取消申請書を提出したとき。 使用料の50パーセント

2 使用料の還付を受けようとする者は、大野城まどかぴあ使用料還付申請書（様式第4号）に許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、既に納入された使用料を還付するとともに、領収書（還付）（様式第5号）を受領するものとする。

(利用料金の還付)

**第12条** 条例第11条第4項の規定による利用料金の還付は、前条第1項及び第2項に定める場合及び還付額とする。

(職員の指示等)

**第13条** 使用者は、使用については職員の指示に従い、使用中正当な事由なく職員の入室

を拒むことができない。

(損傷等の届出)

**第14条** 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。この場合、使用施設に入場した入場者に起因したのものについても同様とする。

(使用後の点検)

**第15条** 使用者は、施設等の使用が終了したときは、使用した器具等は直ちに所定の位置に戻し、職員の点検を受けなければならない。

### 第3章 図書館

(館内利用)

**第16条** 利用者は、開架されている図書及び資料（以下「図書等」という。）については、所定の場所で自由に利用することができる。ただし、開架されていない図書等については、利用の申込みをしなければならない。

(図書館利用者カード)

**第17条** 図書等の貸出しを受けようとする者（以下「利用申請者」という。）は、あらかじめ大野城まどかぴあ図書館利用者カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、利用申請者は、官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書等、本人に相違ないことを証する書類を提示しなければならない。

- 2 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付申請書の記載内容を登録するとともに、大野城まどかぴあ図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）を交付する。
- 3 利用者カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、利用者カードを紛失し、若しくは汚損し、又は交付申請書に記載した内容に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 市長は、必要と認めるときは、利用者カードの登録内容を確認するため、登録者に対し官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書等、登録内容を確認できる書類の提示を求めることができるものとする。
- 5 登録者は、利用者カードを他の者に貸与又は譲渡してはならない。
- 6 利用者カードが登録者本人以外の者に使用され損害が生じたときは、その責めは登録

者本人に帰するものとする。

(登録の取消し)

**第18条** 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項の申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 第3章の規定により遵守すべきことに違反する行為があったとき。
- (3) 10年以上の長期にわたり、図書等の貸出しを受けていないとき。

(利用者カードの提示)

**第19条** 登録者は、図書等の貸出しを受けようとするときは、利用者カードを職員に提示しなければならない。

(貸出しの制限)

**第20条** 市長は、図書館の運営上貸出しを不相当と認める図書等を指定し、貸出しを禁止することができる。

(貸出数及び期間)

**第21条** 登録者が貸出しを受けることができる図書等の数は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 図書及び雑誌 30冊以内（未返却のもの数を含む。）
- (2) 視聴覚資料（コンパクトディスク、テープ等をいう。以下同じ。） 3点以内（未返却のもの数を含む。）

2 図書等の貸出期間は、貸出日から起算して15日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の期間は、その図書等に利用の予約がない限り、1回を限度として更新することができる。

**第22条** 削除

(返却を怠った者に対する処置)

**第23条** 市長は、期間内に図書等の返却を怠った登録者に対し、一定期間貸出しを禁止することができる。

(移動図書館)

**第24条** 移動図書館の巡回日時及び場所については、市長が別に定める。

2 市長は、天候の不順等により巡回が適当でないと認めるときには、巡回を中止するこ

とができる。

3 第17条から第21条まで及び第23条の規定は、移動図書館について準用する。

(貸出文庫の利用)

**第25条** 図書館は、地域等を中心として主体的に読書活動を行う地域貸出文庫（以下「貸出文庫」という。）に対し、図書の貸出しを行うことができる。

2 貸出文庫を新設し、図書の貸出しを受けようとするときは、貸出文庫設置届を、また廃止するときは、貸出文庫廃止届を提出しなければならない。

3 図書の貸出しを受けようとする貸出文庫は、あらかじめ貸出文庫利用申込書を提出して貸出文庫利用カードの交付を受けなければならない。

4 貸出文庫の貸出冊数は300冊以内とし、期間は4ヶ月とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

5 図書の貸出しを受けた文庫は、市長の指示により利用状況報告書を提出しなければならない。

(団体貸出)

**第25条の2** 前条に定めるもののほか、図書館は、小中学校、保育所、幼稚園、留守家庭児童保育所その他市長が特に必要と認めるものを中心として主体的に読書活動の推進を行う団体（以下「読書活動推進団体」という。）に対し、図書の貸出しを行うことができる。

2 図書の貸出しを受けようとする読書活動推進団体は、あらかじめ団体貸出登録申請書を提出して団体利用カードの交付を受けなければならない。

3 読書活動推進団体の貸出冊数は100冊以内とし、期間は1ヶ月とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

(弁償の義務)

**第26条** 図書等を亡失し、又は汚破損した者は、現品若しくは相当の代金をもってこれを弁償しなければならない。

(寄贈又は寄託)

**第27条** 図書館は、図書等の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄贈又は寄託された図書等の取り扱いは、図書館の所有する図書等と同様とする。

3 図書館は、寄託された図書等の滅失又は破損に対してその責めを負わないものとする。

(図書等の複写)

**第28条** 図書等の複写を依頼しようとする者は、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、利用者が図書等の複写を希望するときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に規定する範囲内において、これを行うことができる。

3 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

#### **第4章 指定管理者**

（指定管理者の公募等）

**第29条** 市長は、条例第11条第1項の規定により、指定管理者にまどかぴあの管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体等」という。）を公募するものとする。ただし、まどかぴあの適正な管理を確保するため市長が特に必要と認めたときは、公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体等を指名し、条例第12条第1項に規定する申請を求めることができる。

（1） 施設の概要

（2） 申請の資格

（3） 申請を受け付ける期間

（4） 指定管理者に管理を行わせる期間

（5） 申請の方法

（6） その他市長が必要と認める事項

2 前項ただし書に規定する市長が特に必要と認めたときは、次に掲げる場合とする。

（1） まどかぴあの管理運営上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

（2） 前項の規定による公募をした場合であって、次に掲げる場合

ア 条例第12条第1項の規定による申請がなかった場合

イ 条例第12条第2項の規定による審査の結果、同項各号に掲げる基準に適合する団体等がなかった場合

ウ 条例第12条第2項の規定により指定管理者の候補者として選定した団体等を指定することが不可能となり、又は指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合

（3） 現にまどかぴあの管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている場合で、その管理を行っているものが引き続きまどかぴあの管理を行うことにより、まどかぴあの設置目的を効果的にかつ適正に達成することができると客観的に認められ

る場合

3 条例第11条第1項の規定により市長が指定管理者にまどかびあの管理を行わせる場合における第4条から第6条まで、第9条から第11条まで、第14条、第17条、第18条、第20条から第25条の2まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

**第30条** 条例第12条第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（様式第6号。以下「指定申請書」という。）とする。

2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理に係る業務の計画書
- (3) 管理に係る収支の計画書
- (4) 当該団体の財務の状況を示す書類
- (5) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (6) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定等)

**第31条** 市長は、指定管理者の候補者の選定に係る手続きを行うときは、あらかじめ大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成29年要綱第21号）に規定する大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会（公募による選定の場合に限る。）に意見を求めるものとする。

(指定等の通知)

**第32条** 条例第12条第2項の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者として指定した団体等に対し、指定管理者決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 条例第12条第2項の規定により指定管理者の指定を行った場合において、当該指定管理者として選定されなかった団体等があるときは、当該団体等に対し、指定管理者不指定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(指定等の告示)

**第33条** 条例第12条第3項の規定による指定管理者の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第12条第3項の規定による指定管理者の指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

**第34条** 条例第12条第2項の規定により指定された指定管理者は、市長と次に掲げる事項についてまどかぴあの管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の内容に関する事項
- (2) 指定の期間に関する事項
- (3) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理に係る業務の停止に関する事項
- (5) 管理に係る業務を行うにあたり知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

**第35条** 指定管理者は、まどかぴあに関する次に掲げる事項を記載した地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を作成し、毎年度終了後60日以内に、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第37条第1項の規定により指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から起算して30日以内に、同日までの事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 利用料金等の収入実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

**第36条** 市長は、まどかぴあの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の

業務又は経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

**第37条** 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法令又は第34条の協定に違反したとき。

(2) 前条に規定する市長の指示に従わないとき。

(3) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

**第38条** 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理しなくなった施設又は設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

**第39条** 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

## 第5章 雑則

(委任)

**第40条** この規則に定めるもののほか、まどかぴあの使用に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年7月27日から施行する。

(施行日前における準備行為等)

2 条例附則第2項の規定により使用の許可、その他まどかぴあの運営上必要な行為を行

う場合においては、この規則の定めるところによる。

**附 則（平成8年規則第5号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成12年規則第13号）**

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則（平成14年規則第42号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成17年規則第25号）**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 指定管理者にまどかぴあの管理を行わせる場合においては、当該指定管理者が管理を行うこととされた日前に市長がした承認その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、当該指定管理者がした承認その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

**附 則（平成19年規則第7号）**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則（平成20年2月4日規則第5号）**

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則（平成20年4月23日規則第21号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成21年6月4日規則第22号）**

この規則は、平成21年6月15日から施行する。

**附 則（平成23年9月28日規則第28号）**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成24年4月1日

から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、平成24年4月1日以後において第4条に規定する使用許可の申請がなされたものに係る使用料について適用し、同日前に使用許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則** (平成24年1月30日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年2月1日から施行する。

(大野城まどかぴあ設置条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 大野城まどかぴあ設置条例施行規則の一部を改正する規則(平成23年規則第28号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

**附 則** (平成25年3月29日規則第15号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年12月17日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後において使用許可の申請がなされたものに係る使用料について適用し、同日前に使用許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則** (平成29年5月25日規則第11号)

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

**附 則** (平成30年2月15日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後において使用許可の申請がなされたものに係る使用料について適用し、同日前に使用許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 7 月 1 日規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の大野城まどかぴあ設置条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の別表の規定は、施行日以後の付属設備等の使用に係る使用料（利用料金を含む。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前の付属設備等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の付属設備等の使用に係る使用料は、同日前においても、改正後の規則の規定に基づき徴収することができる。

附 則（令和 3 年 2 月12日規則第 7 号）

この規則は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 2 日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大野城まどかぴあ設置条例施行規則の規定は、令和 3 年 5 月 6 日から適用する。

附 則（令和 3 年11月26日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月13日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 7 条関係）

付属設備等使用料

- 1 大ホール及び小ホールの付属設備等の使用料

（単位：円）

区分	設備	単位	1 回の使用料		備考
			大ホール	小ホール	
舞台 装置	オーケストラピット	1 式	5,500	—	
	音響反射板	1 式	5,500	—	
	小迫り	1 式	1,650	—	

仮設能舞台	1 式	11,000	—	
仮設花道	1 式	3,300	—	
所作台	1 台	330	—	開帳場・化粧框含む。
花道用所作台	1 台	330	—	
平台	1 台	110	—	
開き足、箱足、木台	1 台	60	—	
人形立	1 本	60	—	
雛段用蹴こみパネル	1 枚	60	—	
松羽目	1 式	1,100	—	
竹羽目	1 式	1,100	—	
金屏風	1 双	1,100	—	
銀屏風	1 双	1,100	—	
演台・花台	1 式	770	330	
司会者台	1 台	330	220	
指揮者台・指揮者用譜面台	1 組	330	330	
演奏者用譜面台	1 台	60	60	
演奏者用椅子	1 脚	60	60	
コントラバス椅子	1 脚	110	110	
長机	1 台	110	110	
プログラムスタンド	1 台	110	110	
上敷	1 枚	110	110	
花道揚幕	1 枚	330	—	
緋毛せん	1 枚	110	110	
長布団	1 枚	110	110	
地がすり	1 枚	880	—	
紗幕	1 枚	1,100	—	
紅白幕	1 組	880	—	
浅葱幕	1 組	880	—	

	ドライアイスマシン	1台	880	—	
	フォグマシン	1台	550	—	
	雪かご	1式	110	—	
	振り落とし装置	1式	330	—	
	移動式姿見	1台	110	—	
	スクリーン	1式	1,650	1,100	
	国旗・市旗	1旗	110	—	
	バレエシート	1枚	110	—	
照明 関係	ボーダーライト	1列	880	330	(大) 200W×81灯 (小) 150W×45灯
	フットライト	1列	660	—	60W×84灯
	花道フットライト	1列	330	—	60W×36灯
	アッパーホリゾンライト	1列	1,320	440	(大) 500W×72灯 (小) 200W×45灯
	ローアホリゾンライト	1列	1,100	440	(大) 300W×72灯 (小) 200W×45灯
	トーメンタルスポットライ ト	1基	1,650	—	1kW×6灯
	フロントサイドスポットラ イト	1台	280	—	1kW×20灯
	No.1 シーリングスポット ライト	1列	2,200	—	1.5kW×24灯
	No.2 シーリングスポット ライト	1列	2,200	—	2kW×12灯
	小ホール シーリングスポ ットライト	1台	880	—	1kW×12灯
	センターピンスポットライ ト	1台	1,320	550	(大) 2kWクセ ノン (小) 1kWハロ

					ゲン
	スポットライト (500W)	1台	160	160	
	スポットライト (1kW)	1台	280	280	
	カッターピンスポットライト (650W)	1台	440	—	
	カッターピンスポットライト (1kW)	1台	660	—	
	パーライト (1kW)	1台	280	—	
	エフェクトスポットライト	1台	550	—	
	エフェクト(ディスク)マシン	1台	550	—	
	センターレスダブル(スパイラル)マシン	1台	550	—	
	スライドキャリア	1台	550	—	
	先玉レンズ (4、6、8、10、12)	1台	220	—	
	波マシン	1台	660	—	
	マルチストロボ	1台	880	—	
	ミラーボール	1台	550	—	
	スタンド類、平置ベース	1台	160	—	
	卓上照明	1台	110	—	
	ミニスタンド	1台	110	—	
音響 関係	拡声装置	1式	2,200	880	
	コンデンサーマイク	1本	660	660	
	ダイナミックマイク	1本	330	330	
	ワイヤレスマイク	1本	990	990	
	マイクスタンド類	1台	110	110	
	3点吊りマイク装置	1式	1,100	—	マイク別
	ステージスピーカー	1式	550	220	

	ステージモニタースピーカ ー（跳ね返りスピーカ ー）	1台	280	110	
	レコードプレーヤー	1台	660	—	
	C Dプレーヤー	1台	550	550	
	MDプレーヤー	1台	550	550	
	オープンテープレコーダー	1台	1,100	—	
	カセットテープレコーダー	1台	550	550	
	デジタルオーディオテープ レコーダー	1台	770	—	
	ポータブルミキサー	1式	1,100	—	舞台袖卓
	ワイヤレスインカム装置	1式	1,100	—	
	小型モニタースピーカ ー	1台	110	—	
映像	16mm映写機	1式	3,300	—	スクリーンを含 む。
	ビデオプロジェクター	1式	—	1,100	映像機器及びビデ オスクリーンを含 む。
	プロジェクター（ズームレ ンズ付）	1台	3,300	—	
ピアノ	ピアノ（外国産）	1式	8,800	—	調律を除く。
	ピアノ（国産 フルコン）	1式	4,400	—	調律を除く。
	ピアノ（国産 セミコン）	1式	—	2,200	調律を除く。
その他	持込器具（1kWにつき）		220	220	1kW未満は1kW とみなす。

2 大ホール及び小ホール以外の施設（アクティブルームを除く。）の付属設備等の使  
用料

（単位：円）

施設	設備	単位	1回の使用 料	備考

多目的ホール	舞台迫り	1 式	1,100	
	音響装置	1 式	1,100	
	ビデオプロジェクター	1 式	1,100	映像機器及びビデオスクリーンを含む。
	展示パネル	1 枚	60	
	展示用照明	1 台	60	
	ピアノ（国産セミコン）	1 式	1,100	調律を除く。
練習室（1）	アップライトピアノ	1 式	1,100	調律を除く。
	譜面台	1 台	60	
練習室（2）	音響装置及びマイク 4 本	1 式	1,100	
	ドラムセット	1 式	550	
	エレクトリックピアノ	1 式	330	本体、外部スピーカー、スタンドを含む。
	ギターアンプ	1 台	330	
	ベースアンプ	1 台	330	
	マイクロフォンスタンド	1 台	110	
	譜面台	1 台	60	
展示コーナー	展示パネル	1 枚	60	
	展示用照明	1 台	60	
調理実習室	調理台	1 台	1,100	
	パン焼き機	1 式	1,650	
工作室	陶芸窯	1 基	1,650	
	電動ろくろ	1 台	550	
	粘土練り機	1 台	330	
	攪拌機（釉薬用）	1 台	60	
	手回しロクロ	1 台	60	
	ディスクグラインダー （ハンディタイプ）	1 台	60	
	両頭グラインダー	1 台	60	

	ポットミル	1台	60	
	タタラ機	1台	110	
茶室	茶道具	1式	1,100	
美術室	イーゼル	1台	60	
	石膏像	1台	60	
	モデル台	1台	110	
	モデル椅子	1台	60	
会議室・その他の施設	移動式ワイヤレスマイクセット	1式	880	ワイヤレスマイク、ワイヤレスアンプ、チューナーを含む。
	ミシン	1台	110	
	ロックミシン	1台	110	
	アイロン(スチームなし)	1台	60	アイロン台付
	アイロン(スチーム付)	1台	60	アイロン台付
	和裁用アイロンコテ	1台	60	
	裁ち台・くけ台セット	1式	60	
	移動式液晶プロジェクター	1台	1,100	PC入力端子付、スクリーンを含む。
	生花用花器	1台	60	剣山付
	パソコン	1台	300	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校等に在学中の者に限り、半額とする。
全施設(上記施設を含む。)	持込器具(1kWにつき)		220	1kW未満は1kWとみなす。

### 3 アクティブルームの付属設備等の使用料

(単位：円)

設備	単位	1回の使用料	備考
----	----	--------	----

カラー印刷機料金 (モノクロ)	1枚～2枚	10	印刷サイズにかかわらず同金額とし、用紙は使用者が持ち込むものとする。
	3枚～10枚	120	
	11枚～50枚	360	
	51枚～100枚	610	
	以降100枚ごと	610	
カラー印刷機料金 (カラー)	1枚～2枚	30	
	3枚～10枚	360	
	11枚～50枚	1,100	
	51枚～100枚	1,830	
	以降100枚ごと	1,830	

#### 備考

- 1 この表に掲げる使用料は、条例別表に定める使用区分の午前、午後又は夜間におけるそれぞれの使用を1回とした使用料とする。
- 2 午前及び午後又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合は、使用区分間の1時間の使用料は徴収しない。
- 3 使用区分を超過して使用する場合は、超過時間1時間ごとに、この表に掲げる使用料に100分の25を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 4 この表の使用料には、特別に必要な人件費等は含まない。

大野城まどかぴあ使用許可申請書

あて先	申請年月日      年    月    日				
申請者	住 所				
	団体名				
	代表者名				
	連絡者名				
電 話	(連絡者電話番号)				
次のとおり申請します。					
署名欄 _____					
使用施設					
使用日時	年    月    日 (    )      :    ~    :				
使用目的・内容					
使用人数					
減免情報					
利用料金					
その他特記事項					
上記申請に基づいて次のとおり決定してよろしいか伺います。					
					起案    . . .
					決裁    . . .
					通知    . . .
決定区分	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない				
備 考					収入調定番号
					公印使用番号
					領収書番号
					整理番号

様式第 1 号の 2 (第 4 条関係)

大野城まどかびあアクティブルーム使用受付簿

年 月 日

申込日	登録団体名	申込者	使用の目的・内容	人数	使用テーブル	使用時間	決 裁		
月 日					A B C 全部	～			
月 日					A B C 全部	～			
月 日					A B C 全部	～			
月 日					A B C 全部	～			
月 日					A B C 全部	～			
月 日					A B C 全部	～			
月 日					A B C 全部	～			
月 日					A B C 全部	～			
月 日					A B C 全部	～			
月 日					A B C 全部	～			

大野城まどかぴあ使用許可書

年 月 日

使用者 住所 〒  
(利用者)

氏名 様

下記のとおり の施設の使用を許可します。

使用日時	年 月 日 ( ) : ~ :
使用施設	
許可条件等	<p>[使用目的] [使用人数]</p> <p>[申請項目詳細]</p> <p>使用後は、モップ等できちんと清掃を行い、ごみは持ち帰ってください。 飲食は、禁止です。設備、備品等の使用が終えたときは、元に戻してください。</p>
減免情報	
施設利用料	円
備品利用料	円
その他	円
利用料金合計	円
備品明細	

大野城まどかびあ使用取消申請書

あて先		申請年月日		年	月	日
申請者 住所						
団体名						
代表者名						
連絡者名						
電話		(連絡者電話番号)				
次の内容の使用申請の取消を申請します。						
署名欄 _____						
使用施設						
使用日時	年		月		日 ( )	
使用目的・内容						
使用人数						
減免情報						
利用料金	円					
その他特記事項						
上記申請に基づいて次のとおり決定してよろしいか伺います。						
						起案 . . .
						決裁 . . .
						通知 . . .
決定区分	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない					
備考					収入調定番号	
					公印使用番号	
					領収書番号	
					整理番号	

大野城まどかびあ使用料還付申請書

あて先 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     申請年月日                      年    月    日                 </div> <div style="margin-top: 10px;">                     申請者    住 所                               団体名                               代表者名                               連絡者名                 </div> <div style="margin-top: 10px;">                     電 話                      （連絡者電話番号）                 </div> <p style="margin-top: 10px;">次の内容の利用料金の還付を申請します。</p>	
使用施設	
使用日時	年    月    日（    ）                      :    ~    :
使用目的・内容	
使用人数	[暗幕の使用]
減免情報	
施設利用料	
備品利用料	
調整額	
入金済額	
還付申請額	
還付を受けようとする理由	
還付方法	<input type="checkbox"/> 現金窓口払い <input type="checkbox"/> 金融機関口座払い
振込み依頼金融機関名	金融機関：                      銀行                                      支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号：                                      口座名義人：
その他特記事項	
上記申請に基づいて次のとおり決定してよろしいか伺います。	
	起案    .    .
	決裁    .    .
	通知    .    .
備 考	収入調定番号 公印使用番号 領収書番号 整理番号

領 収 書（還付）

年 月 日

様

領収金額	円
------	---

上記の金額正に領収いたしました。

署名 \_\_\_\_\_

内 訳
-----

現 金	円
-----	---

予約別明細
-------

施設名称	
使用日時	年 月 日 ( ) : ~ :
備品使用料	円
調整額	円

振替還付済額	円
--------	---

入金済額	円
------	---

指定管理者指定申請書

年 月 日

大野城市長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

印

電話番号

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

管理を行おうとする施設	名 称	
	所 在 地	
添 付 書 類	(1) 申請資格を有していることを証する書類 (2) 管理に係る業務の計画書 (3) 管理に係る収支の計画書 (4) 当該団体の財務の状況を示す書類 (5) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類 (6) 法人にあつては、当該団体の登記事項証明書 (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類 (8) その他市長が必要と認める書類	

指 定 管 理 者 決 定 通 知 書

年 月 日

様

大野城市長

印

年 月 日付けの大野城まどかびあの指定管理者の申請については、大野城まどかびあ設置条例第12条第2項の規定により貴殿を指定することに決定したので通知します。

記

指定に係る施設	名 称	
	所 在 地	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等については、大野城まどかびあ設置条例等関係法令に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めるものとする。

様式第 8 号 (第32条関係)

指 定 管 理 者 不 指 定 通 知 書

年 月 日

様

大野城市長

印

年 月 日付けの大野城まどかびあの指定管理者の申請については、次の理由により指定しませんので通知します。

記

理 由	
-----	--

改正

平成17年8月8日要綱第19号

平成25年3月29日要綱第12号

大野城まどかぴあ管理運営要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、大野城まどかぴあ設置条例（平成7年条例第17号。以下「条例」という。）及び大野城まどかぴあ設置条例施行規則（平成7年規則第33号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間の変更)

**第2条** 市長は、条例第10条第2項の規定により、次の各号に掲げる事由が生じたときは、必要に応じ開館時間を変更するものとする。

- (1) 風水災、火災その他の非常災害又は交通機関の事故等不可抗力により係員が大野城まどかぴあ（以下「まどかぴあ」という。）の管理運營業務に従事できないとき。
- (2) 風水災、火災その他の非常災害によりまどかぴあが滅失又は破損され、まどかぴあの設置の目的たる事業を行えないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(臨時休館日)

**第3条** 市長は、条例第10条第2項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日を臨時休館日とする。

- (1) 風水災、火災その他の非常災害又は交通機関の事故等不可抗力により規則に規定する開館時間を通して係員がまどかぴあの管理運營業務に従事できないとき 当該日
- (2) 風水災、火災その他の非常災害によりまどかぴあが滅失又は破損され、規則に規定する開館時間を通してまどかぴあの設置の目的たる事業を行えない状況のとき 当該日
- (3) まどかぴあの施設保守のため臨時点検調整を行わざるを得ないとき 当該臨時点検調整が必要な日
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める日

(使用許可の申請の受付開始日)

**第4条** 規則第4条第2項第1号に規定する1年前(以下「受付開始日」という。)とは、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の1年前の同日(以下「応当日」という。)とし、応当日がないとき又は応当日がまどかぴあの休館日であるときは、その翌日以降で最も近いまどかぴあの開館日を受付開始日とする。規則第4条第2項第2号及び同条第3項に規定する6月前、第5条第1号及び第2号に規定する2年前及び1年前についても、同様とする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する7日前(以下「受付終了日」という。)とは、使用日の7日前の同曜日(以下「応当曜日」という。)とし、応当曜日がまどかぴあの休館日であるときは、その翌日以降で最初のまどかぴあの開館日を受付終了日とする。

(使用許可申請書の提出時期)

**第5条** 市長は、規則第4条第2項ただし書きに規定するまどかぴあ使用許可申請書(以下「申請書」という。)の提出時期について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。

(1) 市が主催する行事に使用するとき 大ホール、小ホール及び多目的ホール(以下「ホール」という。)については使用日の2年前からとし、ホール以外の施設については使用日の1年前からとする。ただし、ホール以外の施設をホールと併用するときは使用日の2年前からとする。

(2) 条例第11条第1項の規定によりまどかぴあの管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)が主催し、共催し、又は後援する行事に使用するとき ホールについては使用日の2年前からとし、ホール以外の施設については使用日の1年前からとする。ただし、ホール以外の施設をホールと併用するときは使用日の2年前からとする。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める日

(使用許可申請書等の受付)

**第6条** 申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 受付開始日 施設の空き状況に応じて先着順で受け付ける。ただし、同じ施設の同じ時間帯について、複数の申請書の提出があった場合で明確に先着順の判断がつか

ない場合は、抽選を行い当選したものを受け付けるものとする。

(2) 受付開始日の翌日以降 施設の空き状況に応じて先着順で受け付ける。

2 規則第4条第3項に規定する大野城まどかぴあアクティブルーム使用受付簿(以下「受付簿」という。)の受付は、施設の空き状況に応じて先着順で受け付ける。

(使用許可申請書等の受付時間)

**第7条** 申請書及び受付簿の受付時間は、9時から19時までとする。ただし、まどかぴあの管理上特に必要があると係員が認めるときは、この限りでない。

(専用使用の期間)

**第8条** 市長は、規則第5条第2項ただし書きの規定による7日を超える専用使用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間まで許可するものとする。

(1) 市が主催する行事に使用するとき 14日(展示コーナーについては30日)

(2) 指定管理者が主催し、共催し、又は後援する行事に使用するとき 14日(展示コーナーについては30日)

(練習等の使用料の適用)

**第9条** 条例別表第1備考3に規定する舞台練習及び催物の準備(以下「準備等」という。)のためにホールを使用する場合の使用料の規定の適用において、1使用区分の中の一部に準備等のための使用がある場合は、この規定は適用しない。

(使用料の減免)

**第10条** 条例第11条第4項に規定する利用料金の減免については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 指定管理者が共催する行事に使用するとき 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める額  
(指定管理者による管理)

**第11条** 条例第11条第1項の規定により市長が指定管理者にまどかぴあの管理を行わせる場合における第5条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、まどかぴあの管理に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年7月27日から施行する。

(施行日前における準備行為等)

- 2 条例附則第2項の規定により行う使用の許可その他まどかびあの運営上必要な行為については、この要綱に定めるところによる。

**附 則** (平成17年要綱第19号)

この要綱中第1条の規定は、平成17年8月8日から、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月29日要綱第12号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

改正

平成18年2月13日規則第8号

大野城まどかぴあ立体駐車場管理規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大野城まどかぴあ立体駐車場（以下「立体駐車場」という。）の利用に関し、場内の秩序維持及び保全管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(立体駐車場の利用)

**第2条** 立体駐車場は、大野城まどかぴあ及び大野城市役所等へ来館・来庁した者（以下「利用者」という。）及び市長が指定した自動車の利用に供するものとする。

2 利用者が立体駐車場を利用できる日は、12月29日から1月3日並びに12月28日及び1月4日が土曜日及び日曜日にあたる場合以外の日とし、その利用時間は午前8時30分から午後10時30分までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、利用できる日以外の日又は利用時間外の利用を認めることができるものとする。

(利用者の遵守事項)

**第3条** 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 通行者を優先し、他の利用者に迷惑をかけること。
- (2) 危険物を持ち込まないこと。
- (3) 施設をき損し、又は破損するおそれがある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 所定の速度内で運転すること。
- (6) 他の自動車を追い越し又は妨害しないこと。
- (7) 駐車場所を離れる自動車を優先させること。
- (8) 駐車完了時又は駐車中はエンジンを停止すること。
- (9) 自車を離れるときは施錠し、積載物等の盗難防止を図ること。
- (10) 用務完了後は速やかに退場すること。
- (11) 場内標示及び係員の指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定が遵守されないとき又は管理上支障があると認めるときは、利用を制限しまたは拒否することができる。

(損害賠償)

**第4条** 立体駐車場の施設、設備及びその他の物件をき損し破損、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

**第5条** 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、大野城まどかぴあの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、併せて立体駐車場の管理を当該指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により市長が指定管理者に立体駐車場の管理を行わせる場合における第3条の規定の適用については、この規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により市長が指定管理者にまどかぴあの管理を行わせる場合は、第2条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同条第2項に規定する利用できる日若しくは利用時間を変更し、又は臨時に利用できない日を設けることができる。

(免責)

**第6条** 立体駐車場において盗難によって生じた損害、自動車相互の接触又は衝突によって生じた損害、その他不可抗力によって生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(その他)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成10年1月5日から施行する。

**附 則**（平成18年規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

改正

平成26年2月17日規程第1号

大野城まどかぴあ男女平等推進センター使用登録団体の登録に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、大野城まどかぴあ設置条例（平成7年条例第17号）第5条第3項に規定する大野城まどかぴあ男女平等推進センター使用登録団体（以下「使用登録団体」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

**第2条** 使用登録団体として登録できる要件は、次に掲げるもの全てを満たすものとする。

- (1) 3人以上の会員数を有する団体であって、大野城市に居住し、又は勤務する者がその構成人数の2分の1以上を占めているものであること。
- (2) 公益財団法人大野城まどかぴあの男女平等推進センター（以下「センター」という。）に登録されている団体であること。
- (3) 政治、宗教又は営利を目的とする活動を行っていない団体であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (5) 本市における男女共同参画の推進に寄与し、又は寄与すると認められる団体であること。

(登録申請)

**第3条** 使用登録団体として登録を申請しようとする者は、センターを通じて次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 大野城まどかぴあ男女平等推進センター使用登録団体登録申請書（様式第1号）
- (2) 会員名簿（様式第2号）
- (3) 規約又は会則
- (4) 事業計画書及び申請の前年度の事業報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 登録有効期間の満了後においても、引き続き登録を受けようとする使用登録団体は、

5月1日から6月10日までの間に前項に規定する申請をしなければならない。

(登録決定)

**第4条** 市長は、前条の規定により登録の申請があった場合は、当該申請に係る書類等から第2条に掲げる登録要件等を精査し、当該申請のあった日の翌日から起算して30日以内に登録の可否を決定しなければならない。ただし、前条第2項の規定により登録の申請があった場合は、この限りでない。

2 市長は、登録を決定した団体に対して、その旨を通知しなければならない。

3 市長は、登録することが不相当と判断したときは、その理由を付して速やかに当該団体に対して、その旨を通知しなければならない。

(登録の期間)

**第5条** 登録有効期間は、前条本文の規定による登録決定の日の属する年度の翌年度の6月30日までとする。

(登録の取消し)

**第6条** 市長は、使用登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

(2) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が使用登録団体として不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消すときは、速やかに当該使用登録団体に対して、その旨を通知しなければならない。

(委任)

**第7条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則 (平成26年2月17日規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間に登録の決定を行う場合における

登録有効期間は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成27年6月30日までとする。

様式第1号（第3条関係）

大野城まどかぴあ男女平等推進センター使用登録団体登録申請書

年 月 日

大野城市長 様

申請者 団体名

(ふりがな)  
代表者名

(代表者生年月日 年 月 日・性別 )

大野城まどかぴあ男女平等推進センター使用登録団体の登録を受けたいので、下記書類を添えて申請します。

なお、私は、大野城市暴力団排除条例の趣旨に基づき、必要に応じて氏名、生年月日、性別等を 警察署に照会することに同意します。

団体名	
所在地	〒
主な活動内容	
構成員数	人 (市内在住又は在勤 人・市外 人)
添付書類	<input type="checkbox"/> 会員名簿 <input type="checkbox"/> 団体の規約又は会則 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 前年度事業報告書
連絡先	氏 名 (ふりがな)
	住 所 〒
	電話番号 FAX
	E-mail

## 会員名簿

団体名

	氏名	住所	住所区分	電話番号
1			自宅・勤務先	
2			自宅・勤務先	
3			自宅・勤務先	
4			自宅・勤務先	
5			自宅・勤務先	
6			自宅・勤務先	
7			自宅・勤務先	
8			自宅・勤務先	
9			自宅・勤務先	
10			自宅・勤務先	
11			自宅・勤務先	
12			自宅・勤務先	
13			自宅・勤務先	
14			自宅・勤務先	
15			自宅・勤務先	

※市外在住で、勤務先が市内の場合は、住所区分の勤務先を○で囲み勤務先住所を記入ください。



## 大野城まどかぴあの管理に関する基本協定書



## 大野城まどかぴあの管理に関する基本協定書

大野城市（以下「甲」という。）と公益財団法人大野城まどかぴあ（以下「乙」という。）とは、大野城まどかぴあ（以下「本施設」という。）の管理及び運営に関して、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理及び運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して、甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、公益財団法人たる乙の能力を活用することで、市民及び地域住民に対する行政サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性等の趣旨の尊重）

第3条 乙は、大野城まどかぴあ設置条例（平成7年条例第17号。以下「条例」という。）第1条に規定する本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が本施設の設置目的を効果的に達成するために行う管理及び運営の業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。  
2 甲は、本業務が指定管理者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。  
2 甲及び乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例、規則その他関係法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（管理物件）

第5条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙1のとおりとする。  
2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

（指定期間）

第6条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（会計区分）

第7条 本業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

(本業務の範囲)

第8条 乙が実施する本業務の範囲は、条例第13条に規定する次の業務とする。

- (1) 条例第4条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 本施設の使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務
- (3) 本施設の利用料金の徴収、利用料金の還付等に関する業務
- (4) 本施設及び附属設備等の維持及び補修に関する業務
- (5) その他、本施設の管理及び運営に関して甲が必要と認める業務

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が実施するものとする。

- (1) 不払い使用料の強制徴収
- (2) 本施設の目的外使用許可
- (3) 不服申立てに対する決定
- (4) 甲が直接実施すると判断した本施設の整備、修繕等の業務

(業務実施条件)

第10条 甲が乙に対し求める本業務の内容及び水準は、本協定に定めるもののほか、別紙2の仕様書(以下「仕様書」という。)に示すとおりとする。

(仕様書等の変更)

第11条 甲及び乙は、本協定締結後に仕様書等の変更の必要性が生じたときは、双方による協議を行うものとし、双方が合意した場合は、仕様書等を変更することができる。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第12条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を以って第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理者交付金の金額の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(本業務の実施)

第13条 乙は、本協定及び甲と乙が指定期間中の会計区分年度毎に締結する本施設の管理に関する年度協定(以下「年度協定」という。)、並びに法及び条例等の関係法令のほか、乙が甲に提出した指定管理者指定申請書添付の管理運営に係る事業計画書及び収支計画書に従って本業務を実施するものとする。

(開業準備)

第14条 乙は、指定管理開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定管理開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による業務の実施)

第 15 条 乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、仕様書の規定に基づく場合、又は事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定に基づき本業務の一部を第三者へ委託、又は請け負わせる場合は、すべてを乙の責任において行うものとし、当該第三者に対し、本協定に定める義務を負わせるものとする。

(管理施設の維持保全等)

第 16 条 管理施設の改造、増築、改築、大規模修繕については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 管理施設の維持保全については、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、1 件につき 50 万円（消費税等を含む。）以上のものについては、事前に甲と協議し承認を受けなければならない。
- 3 乙が本業務を実施する上で必要と判断し、自主的に行う本施設の一部変更、又は改修については、本施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状に回復することを条件に行うことができるものとする。ただし、これを行う場合、乙は事前に甲と協議し承認を受けなければならない。

(緊急時の対応)

第 17 条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(個人情報等の管理)

第 18 条 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）及び大野城市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 35 号。）の規定を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じ、これを維持しなければならない。なお、個人情報の漏洩等の行為には、大野城市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合がある。
- 3 乙は、第 15 条第 1 項ただし書の規定により第三者に本業務の一部を委託、又は請け負わせる場合で、当該業務の委託を受けた者、又は請け負った者に対して個人情報の取扱いを再委託する必要がある場合は、当該者に対し、前 2 項の義務と同等以上の義務を遵守させるものとする。

(情報の公開)

第 19 条 乙は、大野城市情報公開条例（平成 16 年条例第 1 号。）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本施設に関する文書及び法人の業務、財務等に関する資料の積極的な公開に努めなければならない。

(甲による備品の貸与等)

第 20 条 甲は、本施設の機能を発揮する上で必要な備品及び本業務を実施する上で必要な備品として別紙 1 の 2 に示す管理物品を無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、管理物品の台帳を備え、常に良好な状態に保つとともに適切に管理するものとする。管理物品に更新又は廃棄等の異動事由が発生した場合は、事前に甲と協議するものとする。

3 管理物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、又は新たな管理物品が必要となった場合は、甲の計画等に基づき甲がその費用を手当てし、計画的に調達するものとする。ただし、管理物品の性質等により乙が直接調達する方が効率的と判断できるものについては、甲が交付する施設管理運営費の範囲で、乙の責任において調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失により管理物品を毀損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを調達しなければならない。

(乙による備品の調達等)

第 21 条 乙は、前条第 1 項に定める管理物品以外の備品等で、本業務を効果的に実施するために必要な備品等（以下「自主事業用物品」という。）を、乙の判断により自己の費用で調達し、本業務の実施のために供するものとする。

2 乙は、指定期間中、管理物品と区分して自主事業用物品の台帳を備え、常に良好な状態に保つとともに適切に管理するものとする。

3 自主事業用物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、乙は自己の費用で、当該自主事業用物品を調達するものとする。

(事業計画書等)

第 22 条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書及び収支予算書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 乙は、事業計画書及び収支計画書の内容を変更しようとするときは、甲と必要な協議を行った上で、決定するものとする。

(事業報告書)

第 23 条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 本施設の利用状況に関する事項
- (3) 利用料金等の収入実績に関する事項
- (4) 管理経費等の収支状況に関する事項
- (5) 人件費の収支状況に関する事項
- (6) 自主事業の実施状況に関する事項
- (7) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、甲が第 42 条ないし第 44 条の規定に基づいて、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取消した場合には、指定が取消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

3 甲は、乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う本業務の実施状況及び本施設の管

理状況の確認を行うものとし、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

第 24 条 甲は本施設の管理の適正を期するため、前条第 3 項における確認のほか、乙による本業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件への立ち入りを行うことができる。また、甲は乙に対し、本業務の実施状況及び本業務に係る経理の状況等に関し、定期又は必要に応じて随時に報告を求め、実地について調査することができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第 25 条 前条による確認等の結果、乙による本業務の実施が本協定及び年度協定で甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(施設管理運営費の支払い)

第 26 条 甲は、本業務遂行の対価として次条に規定するものを除く必要な資金として、乙に対し、大野城市指定管理者交付金交付要綱（平成 18 年要綱第 13 号。）に基づき、施設管理運営費を支払うものとする。

2 前項の施設管理運営費の金額及び交付時期等の詳細については、別途、「年度協定」で定める。

(人件費補助金の支払い)

第 27 条 甲は、乙が本業務を遂行することを目的に、乙が採用し、かつ雇用する職員に対して支払う賃金及び社会保険料等の負担相当額として、乙からの申請に対し、大野城市補助金交付規則（昭和 59 年規則第 6 号）、大野城市コミュニティ施設及び生涯学習施設の指定管理における人件費補助金交付要領（平成 27 年要領第 1 号）に基づき、人件費補助金を支払うものとする。

(施設管理運営費の金額変更)

第 28 条 第 26 条における年度協定で定めた施設管理運営費は、原則として変更しない。ただし、指定期間中に賃金水準、物価水準の変動又は法令の変更等やむを得ない理由により当初、年度協定において合意された金額が不相当となったと認めたときは、甲又は乙は、相手方に対して通知をもって、その金額の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならないものとし、変更の要否や変更金額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(利用料金等の収入の取扱い)

第 29 条 乙は、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、本施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として、收受することができる。

2 前項の規定により乙が收受することができる利用料金は、指定期間内において徴収し

た利用料金とする。

- 3 前各項の規定にかかわらず、指定期間内において還付の申請があった利用料金の還付については、乙の負担により行うこととする。
- 4 乙は、本施設に係る利用料金のほか、本業務の目的及び内容に合致する範囲において、乙が自己の責任で自ら実施する自主事業の収入を当該乙の収入として、收受することができるものとする。

(利用料金の決定)

第 30 条 本施設の利用料金は、乙が、条例第 9 条第 1 項に規定する額の範囲内において、乙が定めるものとし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとする。ただし、利用料金の額を同条第 1 項に規定する額と同額とする場合は、甲の承認を受けたものとみなす。

(余剰金の取扱い)

第 31 条 乙は、第 26 条第 1 項及び 29 条第 1 項に基づく収入の合計額から本業務の実施に要した経費に係る適正な金額を控除した額（以下「余剰金」という。）を得ることができるものとする。ただし、当該余剰金が、それらの収入状況、本業務の実施状況、本業務に係る決算の状況、甲による本施設の整備状況その他の状況に照らして過大であると認められる場合は、甲乙協議の上、当該余剰金のうち甲に納付すべき額、又はその他の目的に充てるべき額を別に定めることができる。

(目的外使用の利用料金等の取扱い)

第 32 条 甲が、施設の一部を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく目的外使用の許可を行った場合、その許可を受けた者が支払う当該使用物件の管理上必要とする経費の負担分については、乙の収入とすることができる。ただし、当該使用許可の条件として甲が定めた場合に限る。なお、乙と当該許可を受けた者とは、甲が当該使用許可の条件として付した事項のほか、目的外使用に関する必要な事項について、契約等を取り交わすものとする。

(損害賠償等)

第 33 条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第 34 条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について、乙に代わり第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第 35 条 本業務の実施に当たり、甲は建物総合損害保険（火災保険等に類するもの）に付

保しなければならない。

2 本業務の実施に当たり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

- (1) 施設管理責任保険
- (2) 施設賠償責任保険
- (3) 受託物管理責任保険
- (4) 個人情報漏洩賠償責任保険
- (5) 自動車保険

(不可抗力発生時の対応)

第 36 条 天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、又はその他甲若しくは乙の責めに帰すことのできない事由（指定管理者に通常予測可能で、且つ同種の業務を行う事業者通常要求される注意義務に基づき対策をとるべき事象及び施設利用者数の増減は、含まない。以下「不可抗力」という。）が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 37 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失、増加費用が発生した場合、乙は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失、増加費用が発生した場合、当該費用については、合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 38 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を施設管理運営費から減額することができるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第 39 条 乙は、本協定の終了に際し、甲、又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 前項の引継ぎ等に際し、費用が発生した場合は、乙の負担とする。
- 3 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲、又は甲が指定する者による本施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 4 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 40 条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(協定終了時の備品等の扱い)

第 41 条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては次のとおりとする。

(1) 管理物品については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。

(2) 自主事業用物品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。ただし、甲及び乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲、又は甲が指定する者に対して自主事業用物品を引き継ぐことができるものとする。

(甲による指定の取消し)

第 42 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 法令、本協定又は年度協定に違反したとき。

(2) 乙が本協定に規定する甲の指示に従わないとき。

(3) 乙が自らの責めに帰すべき事由により、本業務を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第 43 条 乙は、甲が本協定及び年度協定上の重要な義務に違反した場合、甲に対して書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。この場合において、甲がこの求めにもかかわらず当該違反を是正しない場合は、乙は甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第 44 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項に定める協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項による指定の取消しによって乙に発生する損害、損失又は増加費用は、合理性が認められる範囲で、甲が負担することを原則として、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(指定の取消し時の取扱い)

第 45 条 第 39 条ないし第 41 条の規定は、第 42 条ないし第 44 条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 46 条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(第三者評価)

第 47 条 指定管理期間の最終年度に大野城市公共サービス改革委員会設置要綱に規定する大野城市公共サービス改革委員会において本施設のサービス評価を行うため、乙は本施設において実施する事業の内容について、甲が指定する事業報告書にて甲が指定する期日までに提出するものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第 48 条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して自主事業申請を行い、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。この場合は、甲及び乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲及び乙は、自主事業を実施するに当たって、自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとする。

4 乙は、自主事業終了後（年度を越える場合は毎年度終了後）に、自主事業実績報告を行わなければならない。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第 49 条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座等を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 50 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾又は解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)の定めるところによる。

(解釈)

第 51 条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(裁判管轄)

第 52 条 本契約に関する紛争は、福岡地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の変更)

第 53 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第54条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙双方が誠意をもって協議し、これを別に定めるものとする。

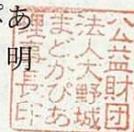
本協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月31日

「甲」 大野城市曙町2丁目2番1号  
福岡県大野城市  
大野城市長 井本 宗 司



「乙」 大野城市曙町2丁目3番1号  
公益財団法人大野城まどかびあ  
理事長 安河内 俊 明



## 別紙 1 管理物件

### 1. 管理施設

#### (1) 名称

大野城まどかびあ

#### (2) 所在地

大野城市曙町 2 丁目 3 番 1 号

#### (3) 施設

##### ○大野城まどかびあ本体

構造・規模：SRC造（一部RC造）地上4階地下1階建

建築面積：5,997.097㎡

延床面積：12,864.732㎡

大野城まどかびあ本体には、付属する電気設備、空調設備、給排水設備、舞台機構設備等の付属設備を含む。

##### ○立体駐車場

構造・規模：RC造4階建

建築面積：1,971.657㎡

延床面積：7,612.500㎡

収容台数：316台

立体駐車場の付属設備を含む。

##### ○その他の施設

自転車駐輪場：29.7㎡

回廊：RC造

敷地内の外構及び植栽

#### (4) 敷地

別添「大野城まどかびあ管理敷地図」のとおり。

ただし、敷地内において施設等の管理区分を別に設けている下記の施設等については、乙の管理範囲から除く。

①総合福祉センター横駐車場及び駐輪場（大野城市社会福祉協議会管理分）

②市庁舎とまどかびあ間の駐車場（市管財課管理分）

③総合福祉センター前バス専用乗降レーンの運用管理（市心のふるさと館運営課分）

### 2. 管理物品

#### (1) 管理用備品

本施設の機能を発揮する上で必要な備品及び本業務を実施する上で必要な備品として甲が認めた備品等一式

詳細については、管理用備品の台帳のとおり。

#### (2) 車両

移動図書館「わくわく号」

#### (3) 図書資料及び図書館附属設備

図書資料一式（図書、雑誌、視聴覚資料、その他資料）

図書館附属設備一式（リスニングコーナー機器等）

#### (4) 図書館管理システム

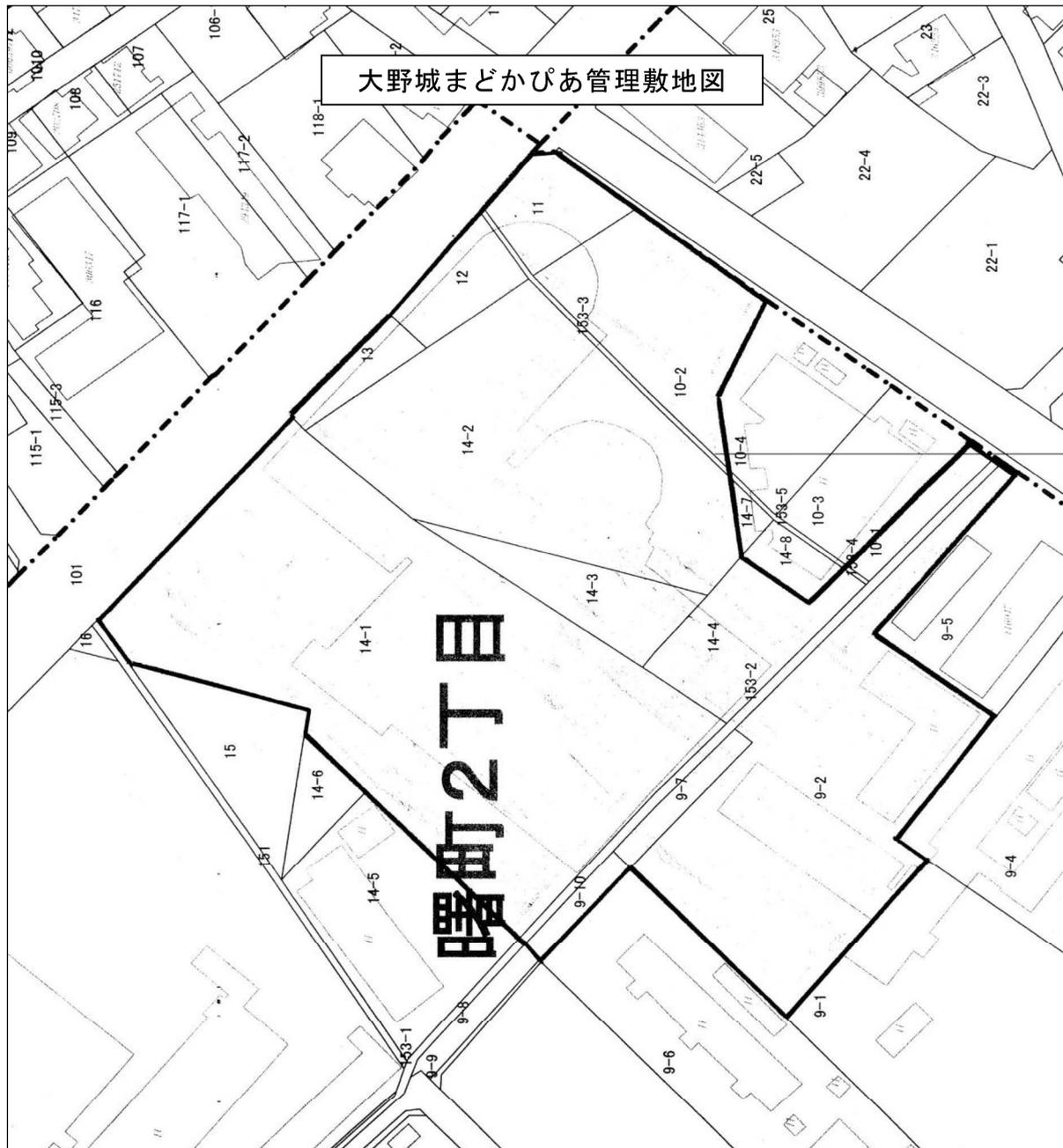
構成システム及びシステムサーバー、ネットワーク機器等の機器一式

(5) 図書館BDSシステム

構成システム及び機器一式

(6) 公共施設予約システム

構成システム及びネットワーク機器等の機器一式



## 別紙2 仕様書

この仕様書は、基本協定（以下「本協定」という。）に定めるもののほか、指定管理者が大野城まどかぴあ（以下「まどかぴあ」という。）の管理及び運営業務（以下「本業務」という。）を行うに当たり、大野城市（以下「市」という。）が指定管理者に要求する業務の内容及び水準を示すものである。

### 1. まどかぴあの設置目的及び施設

#### (1) 設置目的

市民及び地域住民の文化の振興、学習活動の支援促進、男女の自立と共同参画の都市づくりの推進等、生涯学習とコミュニティ意識の高揚に資するため、まどかぴあを設置する。

#### (2) 施設

- ①ホール
- ②図書館
- ③生涯学習センター
- ④男女平等推進センター

### 2. まどかぴあの管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、本業務の実施に当たっては、次に掲げる基本的な考え方に沿って行うものとする。

- (1) 関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (2) まどかぴあが公の施設であることを常に念頭において、利用者の平等かつ公平な利用を確保すること。
- (3) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的な管理運営を行い、管理運営経費の削減に努めること。
- (4) 市民及び地域住民の参加を促進するとともに、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (5) 施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設の保守管理を行うこと。
- (6) 個人情報保護を徹底すること。
- (7) 省エネルギーに努めるとともに環境に配慮した管理運営を行うこと。
- (8) 近隣住民、同種施設及び関係機関との良好な関係を維持すること。

### 3. 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う管理の基準は、以下のとおりとする。

#### (1) 開館時間

##### ○図書館以外の施設

午前9時から午後10時まで（ギャラリーモールについては、午前8時30分から開放）

##### ○図書館

午前10時から午後6時まで（金曜日：午前10時から午後8時まで 土曜日：午前10時から午後7時まで）

○立体駐車場

午前8時30分から午後10時30分まで

※市長が特に必要と認めた場合は、開館時間を変更することがある。

また、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(2) 休館日

○図書館以外の施設

①毎月第1及び第3水曜日（その日が休日に当たるときは、その次の平日）

②12月28日から翌年の1月4日まで

○図書館

①毎月第1及び第3水曜日（その日が休日に当たるときは、その次の平日）

②12月28日から翌年の1月4日まで

③地域貸出文庫図書交換日

④特別整理期間（毎年1回15日以内）

○立体駐車場

①12月29日から翌年の1月3日まで（12月28日及び1月4日が土曜日及び日曜日にあたる場合はその日も含む。）

※市長が特に必要と認めた場合は、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることがある。

また、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(3) 施設の利用の制限に関する事項

①指定管理者は、大野城まどかぴあ設置条例（平成7年条例第17号。以下「条例」という。）第6条各号に該当する場合は、使用の許可をしないことができる。

②指定管理者は、条例第7条各号に該当する場合は、使用の許可を取消し、又は停止し、若しくは使用条件を変更することができる。

③指定管理者は、条例第8条各号に該当する場合は、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

④指定管理者は、大野城まどかぴあ立体駐車場管理規則（平成9年規則第22号。以下「立体駐車場規則」という。）第3条第1項各号の規定が遵守されないとき、又は管理上支障があると認めるときは、利用を制限し、又は拒否することができる。

(4) 施設の使用の許可及び承認その他の行為に関する事項

条例、大野城まどかぴあ設置条例施行規則（平成7年規則第33号。以下「規則」という。）、大野城まどかぴあ管理運営要綱（平成8年要綱第6号。以下「要綱」という。）及び立体駐車場規則の規定に従って行うこと。

(5) 物品販売等の許可（本協定第9条第5号関係業務）

本施設の利用者等が、本施設において次に掲げる行為をしようとする場合の許可は、指定管理者が行う。

①物品の販売その他これに類する行為

②寄附の勧誘

③広告物の掲示及び配布

④その他、施設の使用許可の範囲に含まれない行為

4. 組織及び人員配置等の基準

(1) 人員配置

- ① 指定管理者は、本業務を実施するために、必要な業務執行体制を確保するとともに労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- ② 総括管理責任者を専任配置すること。
- ③ 各種業務の責任体制を確立すること。
- ④ 職員の勤務体制は、本業務の実施に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。

(2) 研修の実施

職員の資質の向上を図るため、計画的に研修を実施し、本業務の実施に必要な知識と技術の習得に努めること。

(3) 危機管理体制の整備

自然災害、人為災害、事故等のあらゆる緊急事態、不測の事態に適切に対応できるよう危機管理体制を構築し、対応マニュアル等を作成すること。また、必要に応じ訓練を実施すること。

(4) その他

- ① 指定管理者は、利用者サービスの向上と本業務の効果的な実施を図り、指定管理者としての責務を果たすことを目的に、アウトソーシング、市民・団体との協働等あらゆる角度から組織運営のあり方を検討すること。ただし、これらの制度を活用・導入する場合は、その運用等について事前に市と協議すること。
- ② 本業務に従事する職員等（委託業務に従事する職員等も含む。）は、利用者等が施設職員であることが分かるよう名札を着用すること。

5. 事業評価の実施

- (1) 指定管理者は、本業務で実施した事業の事後評価を行い、その結果を以後の事業に適切に活かすよう努めること。
- (2) 指定管理者は、利用者アンケート等により定期的にセルフモニタリングを行い、利用者等の意見や要望を把握し、本業務の改善、サービスの向上等に適切に反映させるよう努めること。
- (3) 上記(1)(2)により、改善等の反映を行った点については、定例会等で報告を行うこと。

6. 事業報告書

本協定第 23 条第 1 項に規定する事業報告書は、同条第 1 項各号に定める内容に従って、別途、市が定めた様式により作成し、提出すること。

7. 広報活動の推進

指定管理者は、まどかぴあの利用促進を図るため、定期又は随時に、下記に掲げる必要な媒体の作成及び配布等を行い、本業務の周知・広報及び情報の提供、並びに指定管理者の活動広報を積極的に行うこと。

- (1) まどかぴあホームページの運営管理と情報の更新
- (2) 施設案内パンフレット、イベント情報ポスター・チラシの作成及び配布
- (3) テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアや SNS 等を活用した事業の PR
- (4) 情報紙等の作成及び配布
- (5) まどかぴあの事業報告又は事業概要等、施設の業務等を紹介する資料の作成及び配

布、又はホームページ等での公開

なお、ホームページ情報の更新及び広報物の印刷、配布は、指定管理者が専門知識・技能を有する専門業者等の第三者に委託、又は請け負わせることができるものとする。

#### 8. 会計処理の基準

(1) まどかびあの管理運営に係る会計処理については、公益法人会計基準及び指定管理者の財務規程等の関係法令等に基づき適正に処理すること。

なお、市がまどかびあの適正な管理運営や公の施設としての公平性を確保する上で、指定管理者の財務処理が適正を欠くと認めた場合は、市は、指定管理者に対しまどかびあの管理運営に係る会計処理に関して、必要な指示を行うことができるものとする。

(2) 市が本業務の対価として支払う施設管理運営費及び人件費補助金に係る会計処理は、本業務以外の事業と区分して経理すること等で、受入及び使途を明確にしなければならない。

#### 9. 利用料金収入の特例

本協定第 29 条第 2 項に規定する施設の利用日が指定管理者の指定期間に属さない日の利用に係る利用料金（以下「指定期間外利用料金」という。）の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 指定期間外利用料金は、指定管理者の収入とせず預り金等の仮受勘定で指定管理者が収受し、市、又は市が指定するものに対して、その相当金額を引き継ぐこと。

(2) 指定管理者は、指定期間外利用料金の収受に関しての帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理するとともに、専用の口座を開設し管理すること。

#### 10. 関係団体との連絡調整等

(1) 指定管理者は、円滑かつ効率的な管理運営を行うため、まどかびあの利用団体、施設の使用許可を受けた個人、企業及び団体、各種イベント等の主催（共催）団体等と必要な情報交換及び連絡調整に努めるものとする。

(2) 指定管理者は、地域における読書推進活動、地域貸出文庫活動等を行うことを目的として活動する大野城市地域貸出文庫連絡協議会に対し活動支援を行うこと。

#### 11. 日常的な運営、施設及び設備の維持管理に関する業務の基準

指定管理者は、まどかびあの施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、日常的な運営業務、施設及び設備の日常点検、保守等の業務を行うものとする。

##### (1) 日常のまどかびあ運営業務

指定管理者は、まどかびあの日常的な運営業務に関して、配置する職員全員が業務全般を理解し、サービスの提供が常に円滑に行われ、利用者等の満足度が高まるよう適切に対処すること。

##### (2) 施設の保守管理業務

指定管理者は、まどかびあを適切に管理運営するために、日常的に施設の点検を行い、機能及び美観を維持するよう努めること。

また、指定管理者は、施設を安全且つ安心して利用できるよう施設の保全に努め、建築物等の不具合を発見した場合は、速やかに修繕等の対応を行うこと。

##### (3) 設備・機器の保守管理及び運転業務

指定管理者は、まどかぴあに設置した設備・機器等について、その機能を確保し、又は安全、良好な状態で利用者等の利用に供するため、法令及び所定の基準により保守管理及び運転業務を実施すること。

また、消防法の規定により、防災管理者を設置し、防災に関して必要な業務を行うこと。

なお、以下に記載する設備・機器の保守管理及び運転業務を実施する場合については、指定管理者が専門知識・技能を有する専門業者等の第三者に対して委託、又は請け負わせることができるものとする。

- ①舞台設備操作
- ②中央監視機器室運転
- ③自家発電設備
- ④空調設備
- ⑤電話設備
- ⑥中央監視機器室設備
- ⑦エレベーター設備
- ⑧自動扉設備
- ⑨消防設備
- ⑩舞台機構・舞台音響・舞台照明設備
- ⑪映像機器
- ⑫ピアノ
- ⑬各種コンピューターシステム及び付属機器
- ⑭特殊ドア
- ⑮立体駐車場監視カメラ・立体駐車場管制設備・立体駐車場自家発電設備

#### (4) 自家用電気工作物の保安業務

指定管理者は、電気事業法及び同法施行規則等の関係法令の規定に基づき、自家用電気工作物の保安業務を、電気工作物管理者として自らの責任で適切に実施すること。

なお、自家用電気工作物の保安業務に関しては、電気事業法に基づいた電気主任技術者の外部委託（保安管理業務外部委託）ができるものとする。外部委託を行う場合の条件としては、電気事業法施行規則第 52 条、第 52 条の 2 及び第 53 条等関係規程の定めに従うものとする。

#### (5) 清掃業務

指定管理者は、まどかぴあのある良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公の施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を所定の基準により実施すること。

なお、清掃業務については、指定管理者が専門知識・技能を有する専門業者等の第三者に対して委託、又は請け負わせることができるものとする。

#### (6) 警備保安業務

指定管理者は、まどかぴあにおける防犯、保安に万全を期すものとし、来館者が安心して利用できる環境を確保するため適切な警備保安業務を行うこと。

なお、警備保安業務については、指定管理者が専門知識・技能を有する専門業者等の第三者に対して委託、又は請け負わせることができるものとする。

#### (7) 案内受付業務

指定管理者は、まどかぴあの開館時間において利用者等に対する良好なサービスを提供する目的で、まどかぴあ 1 階に設置している総合案内カウンターにおいて、利用者等への案内受付業務を行うこと。

なお、案内受付業務については、指定管理者が専門知識・技能を有する専門業者等の第三者に対して委託、又は請け負わせることができるものとする。

(8) 公共施設予約システムの運用

①指定管理者は、まどかぴあ、4地区コミュニティセンター、総合体育館、いこいの森キャンプ場、学校開放施設、都市公園、乙金多目的広場の各施設のネットワークを構築している公共施設予約システムを活用し、効果的な利用者サービスの提供が図れるよう公共施設予約システムを運用すること。

②指定管理者は、利用者サービスの低下が生じないよう、公共施設予約システムで構築しているネットワーク施設間相互の利用の許可及び利用料金の収受等の業務の処理について、各ネットワーク施設を管理する者との確認を踏まえ、相互に協力して適正に処理すること。

(9) 図書館管理システムの運用と保守管理

指定管理者は、図書館サービスの提供等の図書館の運用で使用する図書館管理システムを円滑に稼働させ、読書通帳やレビュー機能等、システムの有する機能を活用した適正な利用者サービスの提供が図れるよう運用及び検討するとともに、システムに必要な保守管理業務を実施すること。

なお、図書館管理システムの保守管理業務については、指定管理者が専門知識・技能を有する専門業者等の第三者に対して委託、又は請け負わせることができるものとする。

(10) 大野城市視聴覚センターの視聴覚教材等貸出業務

指定管理者は、大野城市視聴覚センターから提供された視聴覚教材・教材目録及びそれに記載されている備品の貸出業務を実施すること。なお、貸出に当たって、料金は徴収しないものとする。

また、備品の購入、維持、補修等に関する費用は、市の負担とする。

(11) その他の保守管理業務

指定管理者は、まどかぴあの施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように必要な保守管理業務を行うこと。

なお、以下に記載する業務については、指定管理者が専門知識・技能を有する専門業者等の第三者に対して委託、又は請け負わせることができるものとする。

①一般廃棄物及び産業廃棄物の処理業務

②樹木管理業務

③資源回収業務

④各所クリーニング業務

(12) 委託業務に関する事務の適正執行

指定管理者が専門知識・技能を有する専門業者等の第三者に対して本業務の一部を委託、又は請け負わせる場合においては、当該事務の適正化及び経費節減の観点から市の契約手続きに準じて適正に執行すること。特に以下の点に注意し執行すること。

①第三者の決定は、競争原理を働かせ決定するよう努めること。

②第三者が履行できなくなる場合であっても、利用者サービスの低下が生じないように、日頃から第三者が行う業務内容を把握しておくこと。

③第三者が雇う労働者に対し、直接指揮及び命令をしないこと。

12. 文化芸術振興事業

市民及び地域住民の芸術文化の振興を図るため、大野城市芸術文化振興プランに基づ

き、芸術文化の鑑賞や自ら芸術文化活動を行うことができるよう以下の機会を提供する。

- (1) 文化芸術鑑賞提供型事業
- (2) 文化芸術参加型事業
- (3) 文化芸術教育普及型事業

#### 13. 大野城市芸術文化振興プラン推進事業

大野城市芸術文化振興プランについては、市と連携を図りながら、事業を推進すること。

#### 14. 生涯学習推進事業

市民及び地域住民の自発的な学習活動を支援するため、市民ニーズに応じた生涯学習講座の実施や自主活動の支援を行うこと。

#### 15. 図書資料購入事業

図書資料の計画的な購入を行うこと。購入する図書資料の選定は、「大野城まどかぴあ図書館資料選定委員会」において、図書館としての特色付けや多様なニーズへの対応等を踏まえ公平、適正に行うこと。事前に当該年度の購入計画書を作成し、乙の事業計画書等で明らかにするとともに、その計画の内容を甲に報告し、確認を受けること。また、購入した図書資料の実績について、四半期毎に甲に報告すること。

なお、図書資料の購入事務は、事務の適正化及び経費節減の観点から、入札等の競争性を取り入れること等で透明性を確保し、適正に執行すること。

#### 16. 図書消毒機の購入及び点検等

返却された図書に付着したウィルス、細菌等を除去し、良好な図書環境を保ち、利用者サービスの向上を図るため、図書消毒機を購入し、円滑に運用できるよう点検等を行うこと。

#### 17. (仮称) 市民読書活動推進計画の策定及び事業の推進

市が(仮称)市民読書活動推進計画を策定するにあたり、司書の専門的知識や日頃の図書館運営業務の経験を生かし、市が行う策定業務に協力すること。また、計画策定後は、市と連携し、事業を推進すること。

#### 18. 男女平等推進センター事業

市の男女共同参画施策の具体的な事業を実施するための施設として、男女共同参画条例や男女共同参画基本計画に基づき、啓発事業、相談事業、支援事業等を行うことで男女共同参画社会の形成を推進する。

##### (1) 啓発事業

##### ①市民の男女共同参画に関する意識醸成のための啓発事業

男女共同参画社会の推進に向けた固定的性別役割分担意識解消のための市民向け講座等の実施

##### ②「すべての女性が輝く社会」実現のための啓発事業

様々な分野における女性の活躍と意思決定への参画推進に向け、男女共同参画意識の向上を目的とした講座等の実施

##### ③女性への暴力防止に向けた啓発事業

ドメスティックバイオレンスをはじめとする女性への暴力防止に関する情報発信や研修等の実施

④男女共同参画に関する情報の収集、発信

男女共同参画に関する情報の収集と情報交流ひろばやアスカーラギャラリーなどを活用した情報発信の実施

(2) 相談事業

①総合相談

専門の相談員による、日常生活における様々な悩みに関する相談対応

②法律相談

弁護士による、離婚、金銭貸借、相続、不動産等の法律上の問題に関する相談対応

③臨床心理士による相談

臨床心理士による、対人関係、夫婦関係、性格、子育て等に関する相談対応

(3) 支援事業

①女性の活躍推進のための支援

職業生活や地域活動など様々な場面における女性の活躍を推進するため、就業や起業など女性の社会進出や社会参画を促進するための支援

②男女共同参画活動団体の育成・支援

既存の男女共同参画活動団体（登録団体）や、新たに活動を始めようとする女性団体・グループの育成

男女共同参画活動団体の活動活性化と団体間の連携促進のための支援

19. その他まどかぴあの管理運営に必要な業務の基準

(1) ボランティアの活用

指定管理者は、まどかぴあの管理運営に関して、積極的に市民等のボランティアを活用すること。

なお、ボランティアの活用に際しては、組織の実態、活動体制、活動時間等の基準及び従事する業務や活動に関する基準等を作成し、適切に運用すること。

(2) 車両の管理

指定管理者は、本業務を実施するために使用する目的で所有、管理する車両については、それらの車両を運行する上で必要な法定点検、検査等所定の点検、整備を行なうとともに、運行記録の記載、保管等を行いその安全運行に万全を期すものとする。

なお、車両の保管場所は、市が指示する場所とする。

(3) 災害発生時の協力

指定管理者は、市に代わり公の施設の管理を代行する者として、まどかぴあが大野城市地域防災計画に基づく避難所に指定されていることを認識し、関係職員等にも周知すること。

また、災害発生時に市長等が住民等に対し、災害対策基本法等に基づく避難の勧告・指示等を発令した場合には、避難所の開設、避難者の受入、避難所の運営等に対し必要な協力を行なうものとする。

(4) 監査への対応

大野城市監査委員が地方自治法の規定に基づき市の事務等を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者は、実地の調査を受け、又は必要な記録、資料等を提出すること。

(5) 大ホール利用者への対応

大ホールの利用者が舞台照明を希望した場合、利用料の他に徴収してはならない。

ただし照明の操作に複数の人員が必要な場合はこの限りでない。

## 20. モニタリング

指定管理者は、本協定書第 24 条第 1 項に規定する「本業務の実施状況及び本業務に係る経理の状況等に関し、定期、又は必要に応じて臨時に報告」（モニタリング）しなければならない。その方法は以下のとおりとする。

### (1) 定期モニタリング

指定管理者は、市が別に指示する月次報告書で、毎月末現在での本業務の実施状況及び本業務に係る経理の状況を四半期毎に市に提出するものとする。

市は、指定管理者による適正かつ確実なサービスの提供の確保について、月次報告書に記載された管理運営業務等の状況が要求水準及び内容を満たしているかを確認するものとする。その結果、管理運営業務等の状況が要求水準及び内容を満たしていない状況が生じ、且つこれを指定管理者自らが認識した場合は、指定管理者は市に対し、その理由及び状況並びに対応策等を報告、説明しなければならない。

なお、管理運営業務等の状況が要求水準及び内容を満たしていない状況とは、以下の①、又は②の状態を基準として判断する。

①施設利用者が本施設を利用する上で、又は職員その他の者がその業務を行う上で明らかに重大な支障がある場合

ア)業務の放棄、市との連絡を行わない（長期にわたる連絡不通等）

イ)市からの指導、指示に従わない

ウ)業務の未実施により利用者及び市に重大な悪影響を及ぼす事態の発生

エ)故障等（要求水準に示す機能を果たさない。）の放置

オ)不衛生状態の放置

カ)安全措置の不備による事故の発生

キ)個人情報漏えい虚偽の報告 等

②施設利用者が本施設を利用する上で、又は職員その他の者がその業務を行う上で、明らかに利便性を欠く場合

ア)業務報告の不備

イ)業務の怠慢

ウ)施設利用者等への対応不備

エ)関係者への連絡不備 等

### (2) 随時モニタリング

市は、必要があると認めるときは、指定管理者に対して随時モニタリングを実施する。随時モニタリングは、指定管理者に事前に通知した上で、事業の実施状況、施設の維持管理、経理の状況等に関し、指定管理者に説明又は資料の作成、報告を求めるものとする。

## 21. 「新しい生活様式」への対応

新型コロナウイルスに対する「新しい生活様式」を踏まえ、各事業の実施手法としてオンライン配信等の事業化の検討やそれに必要な体制・設備の整備など、新たな需要の調査を行い、市と協議の上、対応すること。

## 大野城まどかぴあの管理に関する年度協定書（令和6年度）

大野城市（以下「甲」という。）と公益財団法人大野城まどかぴあ（以下「乙」という。）とは、令和3年3月31日付で締結した大野城まどかぴあの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、大野城まどかぴあの管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

### （年度協定の目的）

第1条 この年度協定は、基本協定に定めるもののほか、会計区分年度毎に乙が指定管理者として行う大野城まどかぴあ（以下「本施設」という。）の管理及び運營業務（以下「本業務」という。）の内容及び甲が乙に対して交付する施設管理運営費（基本協定第26条第1項に規定するもの。以下「運営費」とする。）の額等を定めることを目的とする。

### （年度協定の期間）

第2条 この年度協定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（以下「当該年度」という。）とする。

### （当該年度の業務内容）

第3条 甲及び乙は、当該年度の業務内容に関して、基本協定に定めるとおりであることを確認する。

### （当該年度の運営費）

第4条 甲が乙に交付する当該年度の運営費は、219,798,000円（うち、消費税等19,981,636円を含む。）とする。

2 乙は、四半期毎の業務終了後すみやかに、当該期の指定管理者交付金を甲に請求するものとする。ただし、四半期毎の初月以降に概算払を請求できることとする。

3 前項の運営費の内訳、支払額は、下記のとおりとする。

（単位：円）

期別 区分	支出科目	第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)	合計
施設管理運営費	—	54,929,000	54,929,000	54,929,000	54,929,000	219,716,000
（内訳）						
コミュニティ文化課	2款1項15目	53,375,000	53,375,000	53,375,000	53,375,000	213,500,000
人権男女共同参画課	3款1項4目	1,554,000	1,554,000	1,554,000	1,554,000	6,216,000
読書活動推進事業 (Wi-Fi 使用料)	2款1項15目	20,500	20,500	20,500	20,500	82,000
期毎の合計	—	54,949,500	54,949,500	54,949,500	54,949,500	219,798,000

- 4 甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該金額を支払うものとする。
- 5 乙は、運営費の交付を受けるに当たっては、基本協定及び大野城市指定管理者交付金交付要綱(平成18年要綱第13号。以下「交付金要綱」という。)を遵守するものとする。

(運営費等の確定)

第5条 甲が交付した運営費の確定は、交付金要綱に基づき行うものとする。

(協定の変更)

第6条 本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、年度協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義等の決定)

第7条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定の規定によるものとする。ただし、基本協定にも定めのない事項又は年度協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議し、これを別に定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

「甲」 大野城市曙町2丁目2番1号  
福岡県大野城市長 井本 宗 司



「乙」 大野城市曙町2丁目3番1号  
公益財団法人大野城まどかびあ  
理事長 安河内 俊明



# 大野城市公共施設再編計画市民アンケート 調査結果

令和6年12月

# 1. アンケート調査概要

## (1) アンケート調査の目的

大野城市の人口は増加傾向であり、これまで多くの公共施設を整備してきている。しかし、これからの公共施設の老朽化に伴い、改修や更新費用の増大が予測され、今後も公共サービスを安定的に供給していくため、再編（複合化など）による施設の改修や更新費の適正化が必要となる。そこで、市民を対象に公共施設の利用状況や課題等に関するアンケート調査を実施し、公共施設の課題や施設見直しについての意向を把握し、再編計画に反映することを目的とする。

## (2) 調査対象

大野城市に居住する 18 歳以上の 3,000 人  
(住民基本台帳より無作為抽出)

## (3) 調査手法

郵送配布による配布・回収

## (4) 実施期間

令和 6 年 9 月 6 日（金）  
～ 令和 6 年 9 月 20 日（金）

## (5) 調査内容

- ① 公共施設の利用状況
- ② 公共施設の課題
- ③ 今後の公共施設再編のあり方

## (6) 回収結果

- 配布数：2,978 枚
- 回収数：1,009 枚
- 回収率：34%



# 大野城市公共施設再編計画市民アンケート調査のまとめ (1/4)

## (1) 回答者属性

- ◇調査対象：大野城市に居住する18歳以上の3,000人（住民基本台帳より無作為抽出）
- ◇実施期間：令和6年9月6日（金）～令和6年9月20日（金）
- ◇回収結果：配布数：2,978枚、回収数：1,009枚、回収率：34%

### 1) 性別

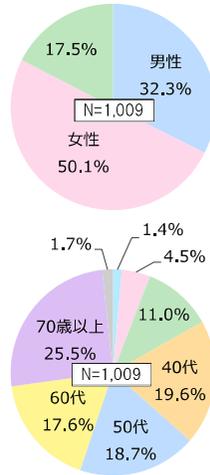
・「女性」が50.1%、「男性」が32.3%で「女性」の割合が高い。

### 2) 年齢

・「70歳以上」が25.5%で最も高く、次いで「40代」が19.6%。

### 3) 居住地

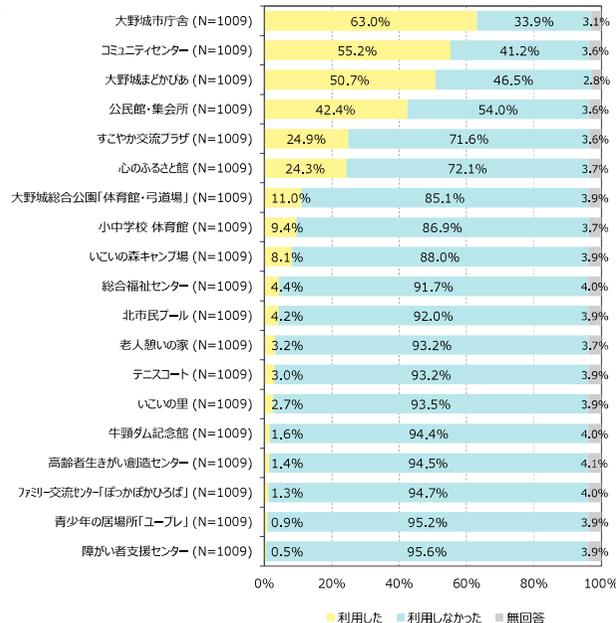
居住地	回答数	構成比
1 大野小学校区	93	9.2%
2 大野北小学校区	150	14.9%
3 大野南小学校区	151	15.0%
4 大野東小学校区	85	8.4%
5 大利小学校区	91	9.0%
6 平野小学校区	78	7.7%
7 大城小学校区	54	5.4%
8 下大利小学校区	30	3.0%
9 御笠の森小学校区	102	10.1%
10 月の浦小学校区	142	14.1%
無回答	33	3.3%
合計	1,009	100.0%



## (2) 公共施設の利用状況

### 1) 過去1年間で利用した施設

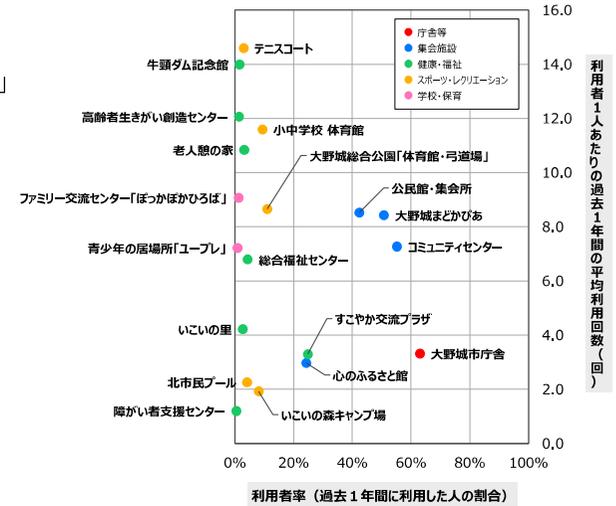
- ・「市庁舎」が63.0%（636人）で最も多く、次いで「コミュニティセンター」が55.2%（557人）、「大野城まどかびあ」が50.7%（512人）となっており、これら3施設は、回答者の過半数が過去1年間に1度は利用している。
- ・また、「公民館・集会所」、「すこやか交流プラザ」、「心のふるさと館」は、「利用した」の割合が約2～4割となっているが、その他の施設は「利用しなかった」の割合が約9割を占めている。



## 2) 施設利用状況の分析

### 【利用者率と平均利用回数】

- ・「テニスコート」や「小中学校体育館」等のスポーツ施設、「牛頸ダム記念館」、「高齢者生きがい創造センター」、「老人憩いの家」等の高齢者福祉施設は、利用者率は低い、1人あたりの平均利用回数は多い。一方、市庁舎は、多くの人が利用しているが、頻繁には利用していないことがわかる。
- ・利用者や利用期間が限定される「障がい者支援センター」、「北市民プール」は利用者率も低く、平均利用回数も少ない



### 【利用の年齢構成】

- ・施設別利用者の年齢構成をみると、「大野城市庁舎」、「集会所」、「健康・福祉施設」は60代以上の利用者が4割以上を占めているが、「スポーツ・レクリエーション施設」及び「学校・保育施設」は30代～40代の利用者が多くなっている。

### 【利用しない理由】

- ・公共施設を利用しない理由として、全ての施設で「利用する必要がない」が最も多くなっており、回答者数（「利用しなかった」と回答した方）の7～9割を占めている。
- ・次いで「施設が存在しサービス内容を知らない」が多くなっているが、特に、牛頸ダム記念館（28.6%）、ファミリー交流センター「ぼっかぼかひろば」（26.8%）、いこいの里（25.2%）では、回答者数の約3割を占めている

構成比	回答者数	理由					
		1	2	3	4	5	6
A 大野城市庁舎	342	6.7%	85.7%	4.4%		0.6%	2.9%
B 大野城まどかびあ	469	7.2%	81.9%	7.2%	0.2%	1.3%	1.3%
C コミュニティセンター	416	8.7%	86.1%	3.1%	0.2%	1.0%	1.2%
D 公民館・集会所	545	6.6%	89.5%	0.6%	0.6%	0.4%	1.7%
E 老人憩いの家	940	16.3%	83.2%	1.5%	0.1%	0.1%	0.2%
F 心のふるさと館	727	15.8%	78.0%	4.5%	0.4%	0.8%	0.6%
G 大野城総合公園「体育館・弓道場」	859	8.1%	82.0%	9.2%	0.3%	1.0%	0.9%
H テニスコート	940	8.8%	88.3%	2.2%	0.2%	0.3%	0.5%
I 北市民プール	928	5.7%	86.0%	4.6%	0.6%	2.4%	1.7%
J いこいの森キャンプ場	888	6.3%	85.2%	3.7%	0.6%	1.4%	2.1%
K 青少年の居場所「ユープレ」	961	22.8%	76.9%	0.7%	0.2%	0.2%	0.1%
L ファミリー交流センター「ぼっかぼかひろば」	956	26.8%	72.6%	1.3%		0.2%	0.3%
M すこやか交流プラザ	722	16.5%	80.1%	3.5%	0.1%	0.3%	0.6%
N 高齢者生きがい創造センター	954	23.0%	77.9%	1.0%			0.1%
O いこいの里	943	25.2%	72.2%	2.8%	0.1%		0.7%
P 牛頸ダム記念館	953	28.6%	70.5%	4.1%			0.1%
Q 障がい者支援センター	965	19.7%	80.8%	0.9%			0.3%
R 総合福祉センター	925	22.6%	78.2%	1.3%			0.1%
S 小中学校 体育館	877	8.1%	90.0%	0.5%	0.2%	0.3%	0.8%

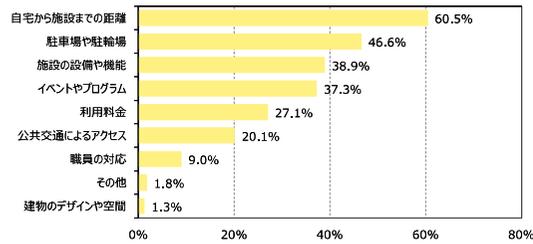
※0%は非表示

# 大野城市公共施設再編計画市民アンケート調査のまとめ (2/4)

## (3) 公共施設利用に関する課題

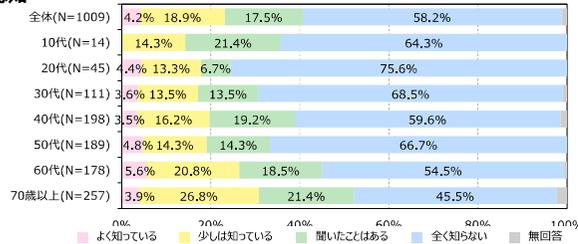
### 1) 公共施設利用時に重視する点

全体では、「自宅から施設までの距離」が60.5% (610人) で最も多く、次いで「駐車場や駐輪場」が46.6% (470人)、「施設の設備や機能」が38.9% (393人) となっている。



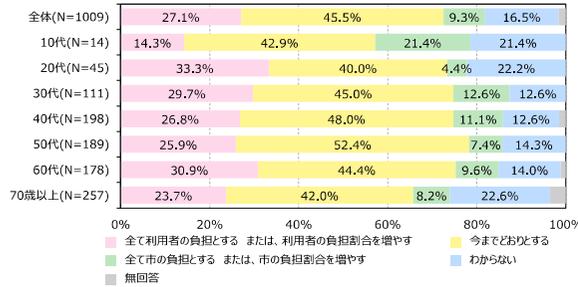
### 2) 近い将来での建て替えの必要性の認知

全体では、「全く知らない」が58.2% (587人) で最も多く、次いで「少しは知っている」が18.9% (191人)、「聞いたことはある」が17.5% (177人) となっている。



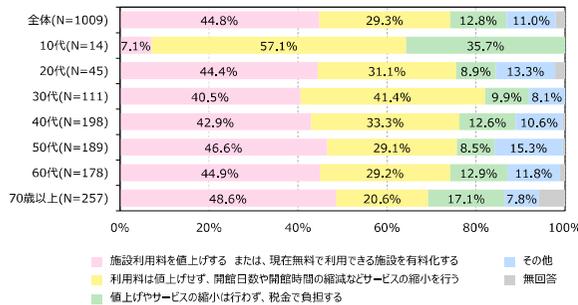
### 3) 将来的な財政難をふまえた施設維持管理費の負担者

全体では、「今までどおりとする」が45.5% (459人) で最も多く、次いで「全て利用者の負担とする または、利用者の負担割合を増やす」が27.1% (273人)、「わからない」が16.5% (166人) となっている。



### 4) 将来的な施設維持管理に向けた利用料金やサービス水準

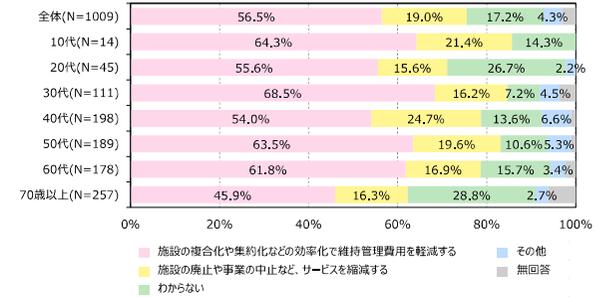
全体では、「施設利用料を値上げる または、現在無料で利用できる施設を有料化する」が44.8% (452人) で最も多く、次いで「利用料は値上げせず、開館日数や開館時間の縮減などサービスの縮小を行う」が29.3% (296人)、「値上げやサービスの縮小は行わず、税金で負担する」が12.8% (129人) となっている。



## (4) 公共施設再編に関する意向

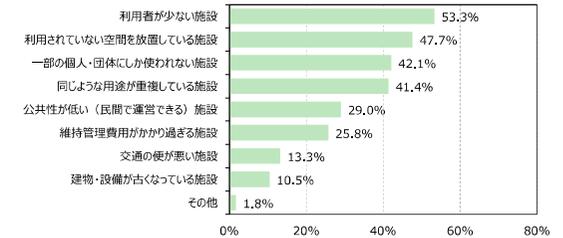
### 1) 将来的な公共施設再編への意向

全体では、「施設の複合化や集約化などの効率化で維持管理費用を軽減する」が56.5% (570人) で最も多く、次いで「施設の廃止や事業の中止など、サービスを縮減する」が19.0% (192人)、「わからない」が17.2% (174人) となっている。



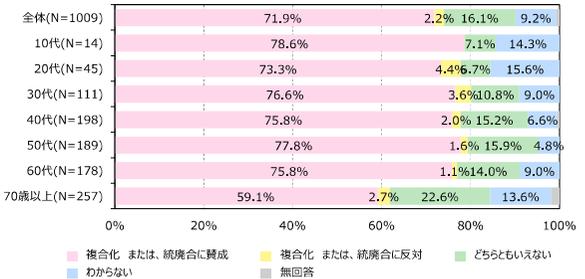
### 2) 公共施設総量の適正化 (縮減等) への意向

全体では、「利用者が少ない施設」が53.3% (538人) で最も多く、次いで「利用されていない空間を放置している施設」が47.7% (481人)、「一部の個人・団体にしか使われない施設」が42.1% (425人) となっている。



### 3) 公共施設の複合化・統廃合への意向

全体では、「複合化 または、統廃合に賛成」が71.9% (725人) で最も多く、次いで「どちらともいえない」が16.1% (162人)、「わからない」が9.2% (93人) となっている。



### 4) 個別公共施設の今後のあり方

- 将来的に拡大・充実 ⇒ 保育所 (20%)、まどかぴあ (19%)、コミュニティセンター (17%)
- 将来も現状を維持 ⇒ コミュニティセンター (23%)、まどかぴあ (23%)、公民館・集会所 (22%)
- 複合化すべき施設 ⇒ 老人憩の家 (11%)、公民館・集会所 (10%)、心のふるさと館 (10%)
- 廃止・縮減すべき施設 ⇒ 牛頸ダム記念館 (25%)、心のふるさと館 (12%)、テニスコート (8%)。

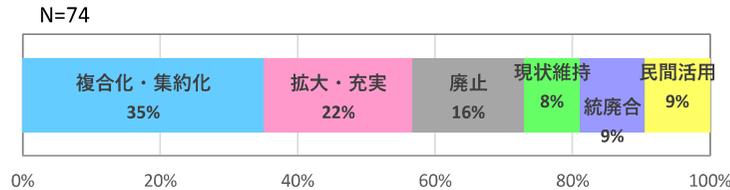
分類	建物	意向			
		① 拡大・充実	② 現状維持	③ 複合化等	④ 廃止等
【集】	集会施設 (4施設)	11.3%	18.0%	7.0%	4.2%
【ス】	スポーツ・レクリエーション施設 (4施設)	3.2%	5.4%	4.2%	4.6%
【学】	学校・保育 (6施設)	9.4%	8.8%	3.7%	1.3%
【健】	健康・福祉 (7施設)	3.1%	2.7%	6.2%	6.2%

## 大野城市公共施設再編計画市民アンケート調査のまとめ（3/4）

### 自由意見のまとめ

#### 公共施設の今後のあり方・方向性について

- 記述を分類した結果、「複合化・集約化」の意見が最も多く、次いで「拡大・充実」を含めると過半数を占める。



#### 【公共施設再編の全般に関する意見】

**施設再編の必要性：**人口減少や高齢化を踏まえ、公共施設の再編を常に行い、各施設の意義を再確認して、必要な施設のみを残す。施設は利用状況に応じて縮小や廃止を検討し、費用対効果を考慮するべき。

**施設の効率化と民間活用：**一部の施設は民間に委託するか、民間と連携して運営を改善し、無駄なコストを削減する。複合化や統合を進め、利用者数を増やす努力が必要。

**地域間の連携：**近隣市町村との連携を強化し、公共施設の効率化を進める。また、施設の立地や利用しやすさを考慮した再編が求められる。

**長期的視点での再編：**高齢化社会を見据えた施設の見直しを行い、長期的な財政計画を立てることが重要。市民の意見を反映させた施設設計と、必要性のある施設だけを残す。

**市民の意見とデジタル化：**市民の意見を反映させ、将来的な再編計画を議論し、デジタル技術を活用した都市計画にも積極的に取り組むべきと提案している。

#### 【複合化・集約化に関する意見】

**施設の統合・複合化の必要性：**隣接する市町村との統合や、機能が重複している施設を統合・集約することで、維持費の削減と効率化を目指すべきという意見が多数。特に、高齢者施設や保育施設、福祉施設などの複合化や統合が提案されている。

**施設の維持費削減と市民負担軽減：**財政的な負担を軽減するために、利用者が少ない施設の統廃合や複合化を行い、その結果として税金負担を軽減し、将来の世代に負担を先送りしないようにするべきだと提案されている。

**交通アクセスの改善：**施設の集約化後、公共交通機関（例えばコミュニティバス）の充実を図り、どこからでもアクセスできるようにすることが提案されている。

**施設利用の効率化：**例えば、学校の空き教室を利用した地域活動や、民間との連携による財源確保、また有料化することで施設の縮小や廃止を進めるべきという意見もある。

**多世代対応の施設：**施設が分散しすぎているという問題を指摘し、幼児から高齢者まで利用できる複合施設の設置を求める声もある。

**市民のニーズに応じた施設利用：**市民がよく利用する施設を中心に集約し、少ない施設は廃止・複合化すべきだという考えが強調されています。

#### 【拡大・充実に関する意見】

**多目的施設の要望：**市民が多く利用できる、多世代が集まる多目的施設の充実が求められている。施設が特定の人々（高齢者や幼児）に限定されると、排除感が生まれるため、全年齢層が利用できるような場所が必要とされている。

**施設の利用促進：**施設をもっと利用しやすく、市民のためのサービスを充実させることが求められている。また、学校やコミュニティセンターなどの空き部屋の利用が提案されている。

**地域活性化と企業誘致：**施設再編を通じて、市の税収増加を目指し、企業誘致を強化することが提案されている。複合施設後の跡地に企業を誘致し、地域活性化を図るアイデアも。

**高齢者と子ども向けの共用施設：**高齢者と子どもが一緒に過ごす場所（例えば、保育園と老人ホームの複合施設）が求められている。地域社会の力を活かして、両者が交流できる場を作ることが望まれている。

**キャンプ場の改善：**まどかパークやいこいの森キャンプ場のテント設置区画を改善し、現在のキャンスタイルに合った広さを提供することが提案されている。

#### 【廃止に関する意見】

**不要な施設の廃止や縮小：**利用状況に応じて、必要ない施設や利用者が限られる施設は廃止すべきだという意見が多い。特に、交流施設や一部の住民しか利用しない施設（例：心のふるさと館、記念館など）は不要とされている。

**時代に合わない施設の見直し：**現代の生活スタイルに合わないものは廃止しても良いとされている。また、過剰な施設はコストがかかり、財政的にも無駄だという主張がある。

**財政を考慮した施設の再編：**税収減や人口減少、高齢化を考慮し、無駄な箱モノを建設するのではなく、財源を再編に使うべきだという意見がある。

**子育てしやすい市の実現：**施設再編や縮小により、若い世代や子育て世代が住みやすい市にすることが望まれている。

#### 【統廃合に関する意見】

**公共交通機関と施設の統合：**コミュニティバスなどの公共交通が充実しており、重複する施設の統合や縮小は利用に支障をきたさない可能性がある。

**利用者の少ない施設の見直し：**利用者の少ない施設は複合化や廃止を検討すべきで、税金を使うなら働く親たちの環境整備や待機児童解消に投資するべき。

**施設の統廃合：**公共施設の面積や利用状況を見直し、統廃合可能な施設は再考するべき。

**有料化と利用者減少：**無料から有料にした場合、利用者が減るようなら、廃止や複合化が必要。

#### 【民間活用に関する意見】

**施設の民間利用と地域活性化：**既存の施設を有効活用し、民間利用や地域活性化策（クラウドファンディングや地域委託）を検討し、地域差や年代差が出ないようにするべき。

**民間との連携：**PPP（官民連携）事業の検討や、民間で運営できる施設は民間に委託すべき。

**施設の廃止と運営委託：**使用されていない施設は廃止し、いこいの森キャンプ場やいこいの里などは民間に委託する。

**老朽化施設の売却：**老朽化した施設を売却し、税収増や若い世代の誘致に活用。また、公園など多目的スペースを設けて維持費を削減。

**民間委託の推進：**官民共生社会を目指し、民間への譲渡や施設の一部を市の施設として利用することを提案。

**ボランティア負担の軽減：**区長や民生委員などに依存する現状、民間委託や施設入居の形態で負担軽減を目指す。

## 大野城市公共施設再編計画市民アンケート調査のまとめ（4/4）

### 自由意見のまとめ

#### 個別施設について

##### コミュニティセンター、公民館・集会所

**施設の統合と廃止**：公民館や集会所を廃止し、コミュニティセンターを拡大することで、無駄な施設を減らし、運営の効率化とサービスの充実を図るべき。

**施設の充実化とアクセス改善**：施設が広く散らばっており、設備が不十分であるため、コミュニティセンターの充実と利用者のアクセスを改善すべき。

**地域のニーズに応じた施設整備**：住宅や人口が増加している地域では、公民館や集会所を統合してアクセスしやすい大きな施設に改装することが提案されている。

**利用者の多様化**：公民館は特定の利用者層に偏っているため、誰でも使いやすい場所にするべき。

##### 大野城まどかびあ

**施設の充実化**：まどかびあ図書館に実習室や読書スペースを増やし、長時間過ごせる空間を作ることが望まれている。また、学習ルームや学生向けのスペースも充実させるべきとの意見。

**利用者の不満**：スポーツの申し込みで人数不足でイベントが開催されず、その際の対応に不満がある。広報の方法を改善し、もっと参加者が集まりやすいようにしてほしい。

**利用の利便性**：まどかびあは子ども連れの家庭にも便利な施設であり、絵本の貸し出しや、金曜日の仕事帰りにも利用できる点が良い。

##### 心のふるさと館

**施設利用の改善要望**：市民が利用できる部屋を増やし、広い空間を有効活用すべきだとの意見。

**財政状況との矛盾**：財政が厳しい中で「心のふるさと館」を建設したことに対する疑問が多い。施設の必要性や目的が不明であり、他の施設と統合すべきとの声もある。

**建設に対する反発**：施設の開館前に市民の意見をもっと反映させるべきだったとの意見があり、税金の使い道に不満が示されています。

**維持管理と改修の優先度**：施設の老朽化に対し、改修や維持管理の費用を優先すべきとの意見が多数。

##### スポーツ・レクリエーション施設

**施設の活用と統合**：牛頸ダムの記念館やキャンプ場などは中心部から遠く、利用しづらい。また、同様の施設は県内に多く、必要ないとの意見もあり、スポーツ施設は春日公園のように統合することを提案。

**公園の利用と改善**：いこいの森公園はリニューアルされ楽しいが、夏季は屋外施設の利用が難しいため、屋外施設の充実を求める声。公園の遊具の小さな節約も必要という意見もあり。

**スポーツ・レクリエーション施設の必要性**：商業施設の代替が可能なスポーツ施設に関しては、削減や料金設定の見直しも提案。乙金多目的広場や陸上競技場の活用をもっと意識してほしいとの意見もあり。

**施設の複合化提案**：大野城総合公園の体育館や弓道場はコミュニティセンターでの利用が適切とし、複合化を進めるべきという意見。

**プールとキャンプ場の改善**：大野城市のプールについては汚いとの声があり、廃止を提案。また、いこいの森キャンプ場はハット可にしたり、オートキャンプ場や登山道周辺の施設拡充を求める意見もあった。

##### 学校・保育施設

**施設の充実と整備**：子どもや子育て世代、若い世代に対する施設の充実が必要。特に、学童保育や児童館、子ども向け施設の充実を希望する声が多い。公園や室内施設を増設し、夏の暑さ対策や子どもたちの安全・居場所を提供することを求めている。

**施設の効率化と改善**：施設が無駄に広い、利用頻度が低い施設を統合・縮小・廃止することを提案。特に高齢者向け施設が多い中で、若い世代向け施設を優先するべきとの意見もある。子ども向け施設においては、地域のニーズに合わせて改善を進める必要性が指摘されている。

**利用しやすさとアクセス**：利用時間や手続きが面倒で、施設が遠いなどの理由で、子どもや家庭にとって利用しにくい状況が改善されるべきとの意見。児童館や子どもが安全に遊べる場所を増やし、親も安心して利用できるようにすることが求められている。

**少子化対策と子育て支援**：少子化に伴い、子どもを育てやすい環境の整備が重要であり、子育て世代を支援するために手厚いサービスを提供することが必要だという意見が多い。学校や保育施設の充実、特に共働き家庭のための支援が必要とされている。

##### 健康・福祉施設

**施設の利用について**：いこいの里や牛頸ダム記念館の利用者数が気になる。高齢化が進む中で、近隣の公民館や集会所、老人ホームの利用が重要になり、これらの施設の充実が求められている。

**高齢者福祉の充実**：高齢者が利用しやすい施設やサービス提供が重要。高齢者生きがい創造センターは不要で、コミュニティセンターや公民館を利用する方が良いという意見。高齢者向けの場、支援策の充実が求められている。

**施設の効率化と再検討**：高齢者向けの施設の統廃合や複合化で経費運営の効率化を図るべきだが、高齢者の利便性も考慮すべきという意見。また、高齢者向けの健康指導や体操、ウォーキングプールなどの施設が求められている。

**今後の施設利用**：高齢化を見越して、高齢者が気軽に訪れる場所や施設、特に市の中心部での提供が望まれている。また、将来的に利用することを考えた施設の整備が期待されている。

##### その他（維持管理・防災など）

**運営の効率化**：市民運営を感謝しつつ、他地区の運営方法を参考にし、大野城市をより住みやすくなるための研究を期待。また、施設運営には自動化やシステム導入でコスト削減が必要。

**施設活用とコスト削減**：シルバー人材の活用や、事務処理の効率化、人件費の低減を提案。施設維持に関連する工事や寄付、ボランティアへの減税措置も検討。

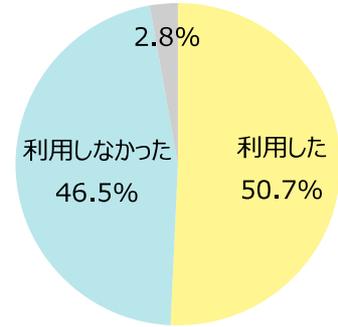
**災害対策**：公民館や集会所は災害時に機能しづらいとの意見があり、避難所として小中学校やコミュニティセンターを統合する案が示されている。災害時に使える施設を作るために、設備の充実や立地の再検討（高台への移設）を求めている。

**施設の設備向上**：災害時に利用するため、コミュニティセンターの体育館にエアコンの設置、小中学校のトイレ増設などを提案。

## B. 大野城まどかぴあ

### 【過去1年間の利用の有無】

	回答数	構成比
利用した	512	50.7%
利用しなかった	469	46.5%
無回答	28	2.8%
合計	1,009	100.0%



### 【年齢別利用状況】

年齢	回答者数	利用者数	利用者率	平均利用回数
全体	1,009	512	50.7%	8.4回
10代 (18歳～19歳)	14	7	50.0%	3.0回
20代 (20歳～29歳)	45	19	42.2%	4.4回
30代 (30歳～39歳)	111	60	54.1%	11.0回
40代 (40歳～49歳)	198	112	56.6%	10.3回
50代 (50歳～59歳)	189	89	47.1%	6.4回
60代 (60歳～69歳)	178	88	49.4%	6.5回
70歳以上	257	134	52.1%	9.4回

※全体は「年齢」無回答者を含む



### 【利用しない理由（複数回答）】

	回答数	構成比
利用する必要がある	384	81.9%
施設が存在やサービス内容を知らない	34	7.2%
住まいからの距離が遠い	34	7.2%
他の市、県や国の施設を利用している	6	1.3%
類似の民間施設を利用している	6	1.3%
施設、サービス、利用料金に不満がある	1	0.2%
合計	465	-
N値	469	-